

アジア研究所紀要

第四十号

ザンビアにおける民主主義と選挙

ーサタ現大統領に注目してー……………鈴木 亨尚

日系企業の中国事業展開における香港上場の有用性

ーオフショア法人の活用についてー……………呉 淑儀サリー

北ベトナムの南部統一作戦について……………木村哲三郎

新疆における少数民族の大学卒業生に対する

雇用政策……………ジュラティ・セイティ
(居来提・色依提)

中国の対外投資政策：現状と課題……………小林 熙直

「モンゴルにおける鉱物資源開発と企業の環境対応：

‘戦略的鉱床’への現地調査を中心に」……………大江 宏

2013年

亜細亜大学アジア研究所

ザンビアにおける民主主義と選挙 —サタ現大統領に注目して—

鈴木 亨 尚

Democracy and Elections in Zambia: Focusing on Present President Michael Sata

Yukihisa SUZUKI

はじめに

ザンビアの民主化は、ベナンの民主化と並び、サハラ以南アフリカ（以下、「アフリカ」と記述）の1980年代末からの民主化のごく初期の事例としてよく知られている。それは、1991年の複数政党制への移行と大統領選挙と国民議会選挙の実施によるチルバ (Frederik J.T.Chiluba, MMD 委員長) とMMD (Movement for Multiparty Democracy) の圧倒的勝利という結果をもたらした⁽¹⁾。1996年の選挙でもチルバとMMDは圧勝したが、2001年の選挙で、大統領選挙ではムワナワサ (Levy Mwanawasa, MMD) が僅差で勝利したが、議会選挙でMMDは過半数を維持できなかった。この選挙で、初めて、本稿で中心的に取り扱うサタ (Michael Sata) は大統領選挙に立候補し、サタが設立したPF (Patriotic Front) は国民議会選挙に参加している。

本稿は、サタに注目して、2001年の選挙以降のザンビア政治を検討していくことを目的としている。そこで、第1節では、政治動向の基礎となる政治制度について概説する。第2節では、MMDが政権を担っていた2011年頃までの政治経済についての客観的データや国民の評価を示す。第3節から第6節では、各々、2001年、2006年、2008年、2011年の選挙及びその前後の政治

表1 1991年選挙と1996年選挙の主な候補者と政党の得票率と議席数

年	大統領選挙		国民議会選挙	
1991	チルバ(Frederick J.T. Chiluba, MMD)	75.8%	MMD (Movement for Multiparty Democracy)	73.6%(125議席)
	カウンダ(Kenneth D.Kaunda)	24.2%	UNIP (United National Independence Party)	25.5%(25議席)
1996	チルバ(MMD)	73.3%	MMD	60.9%(131議席)
	ムンゴンバ(Dean Mung'omba, ZDC)	12.7%	NP (National Party)	7.1%(5議席)
	ムレンバ(Humphrey Mulemba, NP)	6.7%	ZDC (Zambia Democratic Congress)	13.8%(2議席)
	レワニカ(Akashambatwa Mbikusita-Lewanika, AZ)	4.7%	AZ (Agenda for Zambia)	1.5%(2議席)
	チャコンボカ(Chama Chakomboka, MDP)	3.3%	無所属	10.3%(10議席)

(出所) <http://www.elections.org.zm> (2013年5月30日にダウンロード) に基づいて筆者が作成。

(注) 1996年の選挙をUNIPはボイコットしているが、選挙管理委員会のデータでは、第38選挙区(Vubwi、東部州)のピリ(Phillip G.Phiri)候補と第68選挙区(Chifunabuli、ルアブラ州)のムウェニ(Hadrian Mweni)候補をUNIP公認候補としている。

情勢を検討する。2008年を除く年は大統領選挙と国民議会選挙が同日に行われており、2008年は大統領の死亡に伴う補欠選挙が実施され、議会選挙は行われていない。第7節では、PF政権に対する国民の評価を示す。そして、最後に、議論を整理し、今後を展望する。

分析に際しては、以下の3点に注目する。第1に、政治制度である。政治制度は政治の基本であり、政治動向を大きく規定する。第2に、世論である。政治動向は世論に影響を与えるが、世論も政治動向に影響を与える。そこには再帰性がある。第3に、選挙である。国民は日々政治に関わっているわけではない。そのような国民の政治活動の中心にあるのが選挙である。選挙は、大統領や議員を選出したり、それまでの大統領や議員を評価したりするだけ

でなく、国民の政治に対する関心を高め、政治を作り出す働きもする。

なお、ザンビアでは、2011年の大統領選挙・国民議会選挙後、北部州の一部と東部州の一部を合わせて、新たに、ムチंगा（Muchinga）州を設置し、10州となった。しかし、直近のものを含めて総選挙が9州体制で行われていることから、本稿では、一般的に、9州の枠組みで議論し、直接、ムチंगा州やこれに含まれる選挙区（5選挙区）を検討する場合のみ、これに言及する。

注

- (1) 鈴木亨尚「アフリカ諸国の民主化—国会議を中心として—」（星野昭吉編『グローバルリゼーションと国際政治の変動』テイハン、1998年）173～208頁；鈴木亨尚「アフリカにおける民主化のオータナティブ—革命としての民主化—」（『国際政治』第125号、2000年）61～78頁；鈴木亨尚「アフリカにおける民主化と市民権」（星野昭吉編『地球規模の問題群とその解決』テイハン、2001年）121～149頁；鈴木亨尚「新興民主主義地域の民主化の比較研究—グローバルバロメーターの分析を中心として—」（星野昭吉編『世界政治の展開とグローバル・ガバナンスの現在』テイハン、2010年）157～179頁。

第1節 政治制度

ザンビアの政治制度は、まず、以下の4点を特徴としている。第1に、ザンビア憲法第62条は「ザンビア共和国の立法権は大統領と国民議会によって構成される立法院に帰属する（The legislative power of the Republic of Zambia shall vest in Parliament which shall consist of the President and the National Assembly）」と規定し、同第78条1項は「この憲法の諸条項に従い、立法院の立法権は、国民議会によって可決され、大統領によって同意された法案によって行使される」と規定している。第2に、同条4項は、(1)大統領が法案への同意を留保する場合、意見を付して、法案を国民議会に差し戻すこと、(2)国民議会が法案を修正する、しないに関わらず、総議員の3分の2以上の投票で国民議会によって法案が可決されれば、同意のために大統領

に提出されること、(3)大統領は提出から21日以内に立法院を解散しなければ法案に同意しなければならないことを規定している。第3に、これとは別に、同第88条6項(c)は「国民議會はいつでも大統領によって解散され得る」と規定している。ただし、同条7項は「この条項に基づいて国民議會が解散された時はいつでも、大統領選挙と国民議會選挙が行われる」と規定している。すなわち、大統領は、自身も選挙に臨まなくてはならないものの、国民議會の解散権を有しているのである。一方、国民議會は大統領あるいは内閣に対する不信任決議権を有しない。第4に、同第33条は「ザンビア共和国大統領は国家元首であり」、「ザンビア共和国の行政権は大統領に帰属する」と規定している。これらの条項は、大統領と国民議會の対立と協調のうち、相対的に協調を重視したものであり、しかも、それは大統領が上位の協調であると解釈される。

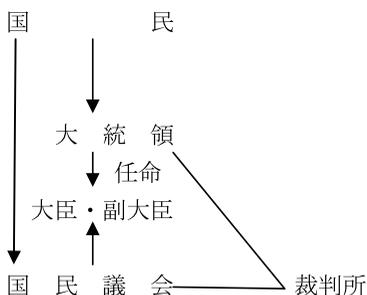
2001年以降3回の大統領選挙と国民議會選挙の同日選挙において、大統領当選者の得票率は所属政党の議會選挙の得票率よりも各々0.67~3.99%高い。これは、大統領候補者を立てない政党の議員候補に投票した人の一部が大統領当選者に投票しているからであると思われる。過去3回の国民議會選挙で、大統領の所属政党が議會選挙でも最高の得票率、最大の議席数を獲得しており、それは各々28.02~39.29%、60~72議席となっている。そのため、憲法第63条1項(b)、同第68条1項により、大統領が最大8名の任命議員を任命しても、大統領の所属政党が過半数(80議席)を得られないというケースが生じている。過半数が得られない場合、大統領は、他の政党に閣内協力を求めたり、小政党を合併したりする以外に、大統領所属政党以外の政党の議員を「一本釣り」して、閣僚に任命する場合がある。

憲法第45条2項は「副大統領は大統領により国民議會議員の中から任命される」と規定し、同第46条1項は「大臣は大統領によって任命される」、同条2項は「大臣職への任命は国民議會議員の中からはなされる」と規定し、同第47条1項は、大統領が必要に応じて副大臣を任命できると定め、同条3項

は「州担当副大臣及び副大臣職への任命は国民議会議員の中からなされる」と規定している。すなわち、副大統領、大臣、副大臣はすべて国民議会議員でなければならないが、所属政党に関わる規定はなく、所属政党の許可のない閣僚就任を禁止する憲法上の規定は存在しない。一方、同第71条2項は「国民議会議員は、以下の場合、議員資格を失う」とし、その(c)は、「選挙で選出された議員の場合、同人が国民議会選挙の際に公認候補となった政党以外の政党の所属になる、または、無所属候補が政党に所属する、さらに、政党所属の候補者が無所属になる」ことを規定している。これがザンビアの政治制度の第5の特徴である。党の意向に反して、閣僚に就任した議員にとっては、この状態が継続されることが望ましい。しかし、多くの場合、所属政党はこの議員を除名する。その後、裁判所が当該議員の資格喪失を確認し、補欠選挙が実施されることになる。この補欠選挙に、多くの場合、当該前議員は大統領所属政党から立候補することになる。

このようなザンビアの政治制度を立法院制と呼ぶこととしよう。これは、立法権が大統領と国民議会によって分有され、行政権が大統領に帰属する、大統領に特に強い権限を認めた大統領制の一亜種である。これを図1に示した。国民議会議員は、所属政党に関わらず、すべて副大統領・大臣・副大臣

図1 立法院制

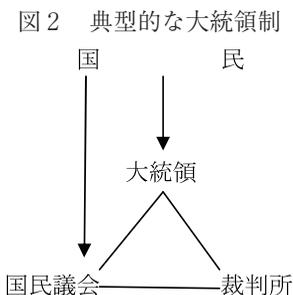


(出所) 筆者が作成。

の候補者であり、大統領はこれらの中から副大統領・大臣・副大臣を任命し得る。国民議会議員は定数158人であり、内閣のポストは副大統領1、大臣20程度、副大臣40～55程度で、合計約60～75である。副大臣は政治色の強いポストで、大統領所属政党以外の政党の議員が任命されることにより、近年増加傾向にある。

上記が憲法から導かれるザンビアの政治制度であるが、これを確認せずに、典型的な大統領制を念頭に置いて、ザンビアの政治を批判するというのがこれまでしばしば行われてきた。典型的な大統領制では、国民議会が立法を行い、大統領が行政を行う、さらに、国民議会は、均衡と抑制（チェック・アンド・バランス）の下で、大統領の行政活動を監視することが期待される。このような関係を図2に示した。これはザンビアの現行の政治制度ではない。しかし、立法院制という現状を確認した上で、典型的な大統領制を望ましいモデルとして提示することは可能であろうし、実際、ザンビア国内においても、このような観点から政治の現実が批判されることは多い。したがって、ザンビア政治はこの2つのプロトタイプを両端に置いたベクトル上でその都度各自によって解釈されていると考えておくべきであろう。

大統領と国民議会議員の任期は5年であり、大統領選挙と国民議会選挙は同日に行われる。大統領は相対多数で当選であり、国民議会は定数150の小



(出所) 筆者が作成。

選挙区制である。その結果、大統領に当選者を出せそうな政党が他の有力政党と選挙協力をするのは困難となり、各政党は自政党のみで議会の過半数を制しようとする。そのため、少なくとも、有力政党は多エスニック政党にならざるを得ない。なぜならば、ザンビアには単独で過半数を制するようなエスニック集団は存在しないからである。表2にエスニック集団の割合を示した。

表2 主なエスニック集団の割合

エスニック集団	主に居住する州	割合
ベンバ(Bemba)	北部州、ルアブラ州、コッパーベルト州	28%
トンガ(Tonga)	南部州	13%
ロジ(Lozi)	西部州	9%
チェワ(Chewa)	東部州	7%
ンセンガ(Nsenga)	東部州	5%
ツンプカ(Tumbuka)	東部州	5%
ルンダ(Lunda)	北西部州	4%
ララ(Lala)	中央州	4%
マンブエ(Mambwe)	東部州	3%
ランバ(Lamba)	コッパーベルト州	3%
ンゴニ(Ngoni)	東部州	2%
カオンデ(Kaonde)	北西部州	2%
ナムワンガ(Namwanga)	北部州	2%

(出所) Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013*, 2013, p.72 に基づいて筆者が作成。

ザンビアでは18歳以上に被選挙権が認められているが、投票するためには自身による事前の有権者登録が必要である。ザンビア政府も選挙管理委員会も18歳以上人口に占める有権者数の割合を公表していないが、2006年の段階

で70%程度であったこの割合は2011年の段階では85%程度になったと推測される。次に、投票率であるが、選挙ごとにはばらつきが大きい。2008年の大統領選挙は、後に詳述するように、現職大統領の死亡に伴う補欠選挙であったので、投票率が低いものと思われる。2011年の投票率も、2001年や2006年に比べると低い。それまでMMDの候補者に投票していた人が、今回はMMDの候補者に投票したくはないが、PFなどの候補者にも投票したくないと考え、MMDに対する消極的な批判の表明として棄権するケースが相当数あったものと思われる。なお、国民議会の投票率は大統領選挙の投票率に極めて近いものとなる。

表3 大統領選挙の有権者登録数と投票率

年	有権者登録数	投票者数	投票率
1991	292万4,505人	132万5,158人	45.3%
1996	226万7,382人	132万5,053人	58.4%
2001	260万4,761人	176万6,356人	67.8%
2006	394万1,229人	278万9,114人	70.8%
2008	394万4,135人	179万1,806人	45.4%
2011	516万7,154人	277万2,264人	53.7%

(出所) <http://www.elections.org.zm> (2013年5月30日にダウンロード) に基づいて筆者が作成。

州別の「一票の格差」についてみてみると、ルサカ州に不利益な配分となっている。民主化選挙とされる1991年選挙時のルサカ州の有権者登録数は39万5,780人、西部州は23万940人で、この時点で、その格差は2.43倍であった⁽¹⁾。その後、格差が拡大したのは、ルサカ州と西部州で人口増加率に大差(2000～10年の年平均で、ルサカ州が最も高い4.7%、西部州が最も低い1.4%)があるにも関わらず、1991年選挙以降、定数の見直しがなされていないからで

ある⁽²⁾。2011年の選挙時の有権者登録数に基づく最大の格差は、ルサカ州のムナリ選挙区（108,995人）と北西部州のザンベジ西選挙区（10,206人）との間の10.7倍である。なお、憲法（第77条4項）は18歳以上人口や有権者登録数ではなく、選挙区の住民数をほぼ等しくすることを求めている。現時点で最新の2010年国勢調査に基づいて、州間で比較すると、ルサカ州（議員1人当たりの住民183,250人）と西部州（同51,854人）の格差は3.5倍である⁽³⁾。なお、先に触れたように、2011年の総選挙後に、5選挙区しか擁しないムチンガ州が設置されたので、次回総選挙までに、憲法を改正するか、ムチンガ州の選挙区を10以上にする必要がある。

表4 国民議会選挙の州別の「一票の格差」（2011年7月31日付）

州	有権者登録数	議席数	議員1人当たりの有権者登録数	州別の「一票の格差」 (西部州を1倍とする)
中央州	48万2,013人	14	3万4,430人	1.48倍
コッパーベルト州	84万5,569人	22	3万8,435人	1.66倍
東部州	64万4,725人	19	3万3,933人	1.46倍
ルアブラ州	40万8,937人	14	2万9,210人	1.26倍
ルサカ州	77万2,458人	12	6万4,372人	2.77倍
北部州	65万9,534人	21	3万1,406人	1.35倍
北西部州	31万5,670人	12	2万6,306人	1.13倍
南部州	64万3,588人	19	3万3,873人	1.46倍
西部州	39万4,660人	17	2万3,215人	1.00倍
合計	516万7,154人	150	3万4,448人	—

（出所）<http://www.elections.org.zm>（2013年5月30日にダウンロード）に基づいて筆者が作成。

注

(1) <http://www.elections.org.zm>. 2013年5月30日にダウンロード。

(2) Republic of Zambia, *Zambia 2010 Census of Population and Housing: Preliminary*

Population Figures, February 2011, p.1. 人口移動に関し、以下も参照。小倉充夫「変化する都市住民の特徴と青年層」・「多民族国家における言語・民族集団と国民形成」(小倉充夫編『現代アフリカ社会と国際関係—国際社会学の地平』有信堂、2012年) 175～226頁；小倉充夫『南部アフリカ社会の百年—植民地支配・冷戦・市場経済—』東京大学出版会、2009年。

(3) Republic of Zambia, *op. cit.*, p.2.

第2節 政治経済に関するデータと評価

1. 経済に関する客観的データ

本節の結論をあらかじめ述べれば、ザンビア国民のMMD政権に対する評価は厳しいものであった。21世紀初頭から経済成長が始まったが、それが貧困の改善に結びつかず、汚職も改善されていないと考えられていた。

表5 経済

項目\年	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
GDP(名目、億ドル)	33	35	33	72	107	115	146	128	162	192	205
1人当たり実質GDP(ドル)	418	390	319	626	911	957	1183	1006	1252	1425	1474
実質GDP成長率(%)	-0.5	-2.8	3.5	5.3	6.2	6.2	5.7	6.4	7.6	6.5	7.3
物価上昇率(%)	107.0	34.9	26.0	18.3	9.0	10.7	12.4	13.4	8.5	6.4	6.6
人口(万人)	840	890	1020	1146	1175	1206	1238	1272	1293	1347	—
労働力人口(万人)	340	392	448	495	506	518	531	544	551	572	—

(出所) World Bank, World Development Indicators, each year に基づいて筆者が作成。

(注) 「—」は現時点でデータがないことを表す。

経済に関するデータをみていこう。ザンビアでは、2003年以降、5%以上の経済成長を続けている。しかし、銅の生産と輸出は増加しているが、鉱業の雇用創出効果は小さく、失業が高止まりしている。また、貧困人口比率は1990年代には減少したが、それ以降は増加しており、ジニ係数でも所得格差は拡大している。1993～2010年を比較すると、最下位の20% (国民を所得により5分割した0～20%の人々)の全体に占める所得の割合は増加して

おらず、中間層（同20～80%の人々）の全体に占める所得の割合は45.6%から34.3%に低下し、最上位の20%の所得は50.4%から62.2%、最上位の10%の所得は31.3%から47.4%に増加している。

表6 貧困

項目\年	1993	1996	1998	2003	2004	2006	2010
貧困人口比率(1日1.25米ドル未満)	35.6%	29.5%	26.9%	27.1%	32.8%	37.0%	41.9%
貧困人口比率(1日2米ドル未満)	50.0%	45.7%	41.7%	45.8%	48.3%	51.8%	56.8%
ジニ係数	46.2	—	52.6	—	50.8	54.6	—

(出所) World Bank, World Development Indicators, each yaer に基づいて筆者が作成。
(注) 「—」はデータがないことを表す。

このように、著しい人口増加の下、教育水準の高い若者でもフォーマル・セクターへの就職が困難となっていること、及び、所得格差が拡大していることにより、若者を中心に MMD 政権に対する不満は高まっていた。

表7 所得格差（所得の割合）（単位：％）

	最下位の 10%	最下位の 20%	20～40%	40～60%	60～80%	最上位の 20%	最上位の 10%
1993年	1.5	3.9	8.0	13.8	23.8	50.4	31.3
1998年	1.1	3.9	7.6	12.5	20.0	56.6	41.0
2004年	1.2	3.6	7.9	12.6	20.8	55.1	38.8
2006年	1.5	3.6	6.7	11.2	19.2	59.4	43.1
2010年	1.5	3.6	6.4	10.4	17.5	62.2	47.4

(出所) World Bank, World Development Indicators, each yaer に基づいて筆者が作成。

2. 経済に関する主観的データ

次に、アフロバロメーターのデータに基づいて、経済に対する国民の評価を検討していく⁽¹⁾。アフロバロメーターは、第1に、「あなたは1年前に比

べてこの国の経済状況をどのように評価しますか」と質問し、「良い・非常に良い」、「同じである」、「悪い・非常に悪い」、「わからない」から回答するよう求めた(1999年の調査には同項目なし)。その結果は「国民経済への評価」として表8に示したが、2005年の段階で悪化していた評価は2009年には2003年の水準をおおよそ回復している。

表8 国民の経済に対する評価(1)(単位:%)

	1999年		2003年		2005年		2009年	
国民経済への評価	—	—	38	34	20	46	36	37
自身の経済状況への評価	19	59	42	30	26	33	34	31
市場経済化への不満	56		51		—		—	
市場経済化の少数者への利益	72		73		82		80	

(出所) The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round I: Compendium of Comparative Data from a Twelve-Nation Survey (Afrobarometer Working Paper, No.11)*, March 2002, p.21 and 29; The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round II: Compendium of Comparative Results from a 15-Country Survey (Afrobarometer Working Paper, No.34)*, March 2004, p.3,9 and 17; Afrobarometer, *Zambia 2005: Summary of Results*, p.4 and 8; The Afrobarometer Network, *The Quality of Democracy and Governance in Africa: New Results from Afrobarometer Round 4: A Compendium of Public Opinion Findings from 20 African Countries, 2008-2009 (Afrobarometer Working Paper No.108)*, March 2010, p.35,36 and 38 に基づいて筆者が作成。

(注) 「国民経済への評価」の左側は「良い・非常に良い」、右側は「悪い・非常に悪い」である。「自身の経済状況への評価」の左側は「良い・非常に良い」、右側は「悪い・非常に悪い」である。「市場経済化の少数者への利益」に関する調査は2005年と2009年は行われていない。

第2に、アフロバロメーターは、「あなたは1年前に比べてあなたの生活状況をどのように評価していますか」と質問し、「良い・非常に良い」、「同じである」、「悪い・非常に悪い」、「わからない」から回答するよう求めた(1999年の調査は「あなたは1年前に比べてあなたの現在の生活にどのくら

い満足していますか」と質問し、「より満足している・ずっと満足している」、「同じくらいである」、「より満足していない・ずっと満足していない」、「わからない」から回答するよう求めた)。変化の傾向は「国民経済への評価」と類似している。2009年の調査は2003年以降の高成長を反映し、1年前に比べて3分の1強が「良い・非常に良い」と答えているが、ほぼ同じ割合が悪

表9 国民の経済に対する評価(2)(単位：%)

	1999年		2003年		2005年		2009年	
最も重要な問題	保健	19	農業	16	失業	19	保健・疾病	14
	教育	14	保健	13	貧困	15	農業	12
	雇用	13	教育	11	教育	13	教育	11
			失業	11			失業	10
貧困			11	貧困			10	
			インフラ	10				
政府の業績	雇用創出	72	雇用創出	79	雇用創出	90	物価の低下	91
	物価の安定	70	貧富の格差	78	貧富の格差	89	貧富の格差	89
	犯罪の減少	63	物価の安定	76	十分な食料	81	十分な食料	87
	保健	62	十分な食料	58	水	71	雇用創出	86
	教育	56	水	51	経済運営	68	貧困対策	84
			経済運営	46	物価の安定	62	経済運営	74
					汚職撲滅	54	汚職撲滅	68
							保健	65
						水	62	
						教育	58	
経済システム			雇用機会	79	雇用機会	86		
			貧富の格差	77	貧富の格差	82		
			財の入手	13	消費財の入手	13		

(出所) The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round I*, p.19 and 23; The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round II*, p.29,47 and 49; Afrobarometer, *Zambia 2005*, pp.8-9 and 35-40; The Afrobarometer Network, *The Quality of Democracy and Governance in Africa*, pp.20-22 に基づいて筆者が作成。

化したと答えている。

第3に、アフロバロメーターは、「政府が取り組むべき国家が直面している最も重要な問題は何か」と質問している。表9には10%を超えるものだけを示しており、保健、教育、雇用（失業）、貧困、農業など経済問題・社会問題だけが上位となっている。

第4に、アフロバロメーターは、「政府は次のような問題をどのくらいうまく取り扱っているとあなたは考えますか」と質問し、「悪い・非常に悪い」、「良い・非常に良い」、「わからない」から回答するよう求めた。調査によって若干項目が異なる。表9では、「悪い・非常に悪い」の割合が高い項目を示した。この調査結果は、「最も重要な問題」の結果と相関しており、国民は雇用創出、物価の安定（物価の低下）、貧富の格差、十分な食料、水、経済運営、汚職撲滅に関する政策の結果に継続して高い不満を持っている。しかも、1999年と2003年の調査では、80%を超えるものはなかったが、2005年は3項目、2009年は5項目と多くなっている。保健や教育は2003年と2005年は改善していたが、2009年に再び不満が高くなっている。つまり、2009年の段階で、国民の多くは政府の経済・社会政策のはほすべてに不満を持っていた。なお、1999年の調査では、「所得格差の是正」と「汚職撲滅」という項目があったが、ザンビアでは調査されておらず、「十分な食料」、「水」、「経済運営」などの項目はなかった。また、2005年までの調査では「貧困対策」という項目はなかった。

第5に、アフロバロメーターの1999年の調査は、「あなたはあなたの生活に対する構造調整政策（Structural Adjustment Program, SAP）の影響に満足していますか」と質問し、「不満である・非常に不満である」が56%、「どちらともいえない・影響はない」が15%、「満足している・非常に満足している」が18%であった。また、2003年の調査では質問が「ご存知のように、政府は経済におけるその役割を低下させている。あなたはこの政策が機能する方法にどのくらい満足ですか」と質問し、「満足である・非常に満足であ

る」が38%、「満足ではない・まったく満足ではない」が51%となっている。これらに対する「満足ではない・まったく満足ではない」の割合を「市場経済化への不満」として表8に示した。なお、2005年と2009年の調査ではこれに類する調査は行われていない。

第6に、アフロバロメーターは、「次のAとBの言説のうち、どちらがあなたの考えに近いですか。A：政府の経済政策はほとんどの人を助けており、少数の人だけが困難に陥っている。B：政府の経済政策はほとんどの人を傷つけており、少数の人だけが利益を得ている」と質問し、2003年はAが24%、Bが73%、2005年はAが15%、Bが82%、2009年のAが16%、Bが80%となっている（1999年の調査は、「構造調整政策は、A. ほとんどの人を助けている、B. ほとんどの人を傷つけている」となっていた）。Bの割合を「市場経済化の少数者の利益」として表8に示した。「第5」と「第6」の質問・回答から国民が構造調整政策、政府の役割の後退、経済の自由化などに対して批判的な見解を持っていることがわかる。

第7に、2003年以降の調査は、「現在の経済システムを2・3年前の経済システムと比較して、次のものは良くなっていますか、悪くなっていますか、それとも、同じですか（2005年は「この国の経済状況の次の側面は2・3年前に比べて良くなっていますか、悪くなっていますか、それとも、同じままですか）」と質問し、「財の入手」（2005年は「消費財の入手」）は「良い・ずっと良い」が2003年の78%から2005年の67%に減少し、「雇用機会」の「悪い・ずっと悪い」が2003年の79%から2005年の86%に、「貧富の格差」が77%から82%に増加している。「悪い・ずっと悪い」の割合を「経済システム」として表9に示した。経済の自由化により、商店に品物が並ぶようになり、財の入手は一旦改善されたが、失業、貧困、物価上昇により、その後、これは悪化している。一方、雇用機会と貧富の格差は2003年の段階で悪かったが、2005年にさらに悪化したと評価されている。1999年と2009年の調査ではこれに類した項目はない。

3. 国民の民主主義とガバナンスに対する評価

さらに、国民の民主主義やガバナンスに関する評価をみてみよう。アフロバロメーターは、第1に、「あなたの意見では、あなたの国は今日どのくらいのレベルの民主主義国ですか」と質問し、「完全な民主主義国」、「小さな問題を伴う民主主義国」、「大きな問題を伴う民主主義国」、「非民主主義国」、「わからない・理解できない」から回答を選択するように求め、「完全な民主主義国」と「小さな問題を伴う民主主義国」の割合の合計を「民主主義の程度」と呼んでいる。第2に、「全体として、あなたはあなたの国で民主主義が機能している方法にどのくらい満足していますか」と質問し、「非常に満足している」、「おおむね満足している」、「非常に満足しているわけではない」、「まったく満足していない」、「民主主義ではない」、「わからない」から回答を選択するように求め、「非常に満足している」と「おおむね満足している」の割合の合計を「民主主義に対する満足」と呼んでいる。第3に、第2回調査を除いて、「全体的に、xxxx年に実施された直近の国政選挙の自由さと公平さをあなたはどのように評価しますか」と質問し、「完全に自由で公正」、「小さな問題を伴うが自由で公正」、「大きな問題を伴うが自由で公正」、「自由・公正ではない」、「質問を理解できない」、「わからない」から回答を選択するように求めた。その結果は表10のとおりである⁽²⁾。3項目のすべてで悪化した後、2009年に改善しているが、1999年の水準を回復してはいない。

次に、汚職に関してである。第1に、1999年の調査は「汚職は前政権よりも悪化していますか」と質問し、28%が「同意する・強く同意する」、45%が「反対する・強く反対する」と回答した⁽³⁾。すなわち、チルバ政権はカウンダ政権ほどひどくはないとより多くの国民が考えていた。第2に、1999年の調査は「政治家の汚職はどのくらい一般的ですか」との質問に対して、「一般的・非常に一般的」、「まれ・非常にまれ」、「わからない」から回答するように求めた。「一般的・非常に一般的」が40%、「まれ・非常にまれ」が33%であった⁽⁴⁾。

表10 国民の政治に対する評価（単位：％）

	1999年	2003年	2005年	2009年
民主主義の程度	63	48	32	47
民主主義に対する満足	59	54	26	40
自由で公正な選挙	67	—	29	46

（出所）Afrobarometer, *Popular Attitudes toward Democracy in Zambia: A Summary of Afrobarometer Indicators, 1999-2009*, 12 November 2009, pp. 9-10; Afrobarometer Network, *The Quality of Democracy and Governance in Africa*, p.9 に基づいて筆者が作成。

（注）2003年の調査は「自由で公正な選挙」に関する項目を含んでいない。

第3に、2003年以降は質問が「次の人々はどのくらい多く汚職に関与しているとあなたは考えていますか」となり、その結果は表11に示した。ザンビア国民は、MMD 政権期の汚職に関して、UNIP 政権期に比べれば改善されたと考えていたが、2005年の結果は2003年に比べて悪化しており、2009年の結果も大きな改善を示していない。

表11 汚職（単位：％）

	2003年		2005年		2009年	
大統領と大統領府の職員	19	66	31	55	30	50
国民議会議員	27	64	38	53	27	56

（出所）The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round II*, p.43; Afrobarometer, Zambia 2005, pp.30-31; The Afrobarometer Network, *The Quality of Democracy and Governance in Africa*, p.14 に基づいて筆者が作成。

（注）各欄の左側が「すべて・ほとんど」、右側が「いない・少し」である。2003年の下段は「国民議会議員や地方議会議員のような国民に選出された指導者」に対するものである。

4. 国民の政権に対する評価

最後に、国民のMMD政権に対する評価を検討していこう。アフロバロメーターは、「次の人々が過去1年間に仕事を行った方法をあなたは是認しますか、それとも、非難しますか」との質問を「大統領」と「あなたの選挙区の国民議会議員」に対して行い、「是認する・強く是認する」と「非難する・強く非難する」から選択するよう求めた（1999年の調査は、「直近の選挙から、あなたは大統領（あなたの選挙区の国民議会議員）の業績にどのくらい満足していますか」との質問に対して、「満足・非常に満足」と「不満足・非常に不満足」から選択するよう求めた）。その結果は表12に示した。大統領に関しては、2003年の時点ではムワナワサ大統領に対する評価は高かったが、2005年に大きく低下し、2009年のバンダ大統領に対する評価も同様であった。

表12 国民の政権に対する評価（単位：%）

	1999年		2003年		2005年		2009年	
大統領	21	70	71	24	41	57	36	59
あなたの選挙区の国民議会議員	19	67	35	59	27	67	30	64

（出所）The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round I*, p.35; The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round II*, p.51; Afrobarometer, *Zambia 2005*, p.42; The Afrobarometer Network, *The Quality of Democracy and Governance in Africa*, p.26.

（注）各欄の左側は「是認する・強く是認する」、右側は「非難する・強く非難する」である。

注

（1）アフロバロメーターに関して、詳しくは以下を参照。鈴木亨尚「アフリカの民主主義に対する構成主義アプローチ—アフロバロメーターの分析を中心として—」（星野昭吉編『グローバル政治とグローバル・ガバナンス』テイハン、2007年）135～160頁；鈴木亨尚「グローバル・サウスにおける民主主義—実証的・解釈的・批判的アプローチに基づ

く分析—」（星野昭吉編『グローバル社会の形成とグローバル・ガバナンスの展開』テイハン、2012年）83～103頁。

- (2) 民主主義とガバナンスに関し、詳しくは以下を参照。鈴木亨尚「グローバル・サウスにおける民主主義とガバナンス—主観に基づく3つの分析方法に着目して—」（『アジア研究所紀要』第38号、2012年）241～266頁；鈴木亨尚「グローバル・サウスを対象とする民主主義理論の再検討」（『アジア研究所紀要』第39号、2013年）167～199頁。
- (3) The Afrobarometer Network, *Afrobarometer Round I: Compendium of Comparative Data from a Twelve-Nation Survey (Afrobarometer Working Paper, No.11)*, March 2002, p.33.
- (4) *Ibid.*

第3節 2001年の選挙

1997年10月、軍の一部によるクーデタ未遂事件が起きると、政府は非常事態宣言を発令し、カウンダ (Kenneth D. Kaunda, UNIP)、ムンゴンバ (Dean Mung'omba, ZDC) など有力な野党政治家を反乱謀議の疑いで逮捕した。これに対し、欧米諸国は援助を停止し、外資による投資も止まり、ザンビア経済は停滞を続けることになった。なお、その後、カウンダは警察から釈放され、ムンゴンバは裁判で無罪となった⁽¹⁾。

憲法第35条2項（「既に2度大統領に選出されている者は再選の資格を有しない」）の大統領の三選禁止により、チルバは2001年の大統領選挙には立候補できないことになっていた。その下で、2000年初頭、チルバのおじとされるムウィラ (Benjamin Mwila) はMMDの大統領候補指名選挙への立候補を表明したが、これはこの時点での立候補の表明は党内対立をもたらすので、行ってはならないとする党委員長としてのチルバの命令を無視したものであり、ムウィラは党から除名された。その後すぐに、チルバがそのような命令を発したのは、彼が憲法を改正して、大統領選挙に立候補することを考えているからであることが明らかとなった。この試みはサタMMD書記長 (secretary general) を中心に行われ、まず、チルバは党委員長選挙に勝利

した⁽²⁾。

このような三選を求めるチルバの行動は、党の内外から厳しく批判されることになった。特に、党内からの批判は厳しかった。その中心は、自身が大統領選挙への立候補を考えていたテンボ（Christon Tembo）やミヤンダ（Godfrey Miyanda）であり、そのために彼らはMMDから除名された⁽³⁾。しかし、その後、約90人のMMD所属議員が憲法改正に反対する文書に署名し、憲法改正が不可能になったことで、2000年5月、チルバはテレビ演説で二期での大統領辞任を明言した⁽⁴⁾。チルバはムワナワサを後継に指名し、ムワナワサがMMDの大統領候補となった。ムワナワサは、カウ ندا大統領時代に検事総長を務め、短期間で解任された経験を持つ弁護士で、MMDの第1回党大会で副委員長に選出され、その後、チルバ大統領の下で、副大統領を務めていた⁽⁵⁾。スキヤリット（James R. Scarritt）によれば、ムワナワサは、チルバや何人かの閣僚、特に、サタが汚職を行っていると考えていた。1994年、ムワナワサは副大統領を解任されたが、MMDに留まった。ムワナワサは1995年の党委員長選挙に立候補したが、チルバに惨敗し、引退していた。このような経緯から、チルバがムワナワサを後継に指名したことは意外であるとザンビア国民から受けとめられたが、チルバはムワナワサを陰から支配できると考えていたようであるとスキヤリットは述べている。一方、サタは、2001年10月に、ムワナワサの選出方法は党の規則に反していると述べて、MMDを除名され、PFを設立した⁽⁶⁾。

ムワナワサの最大のライバルはUPND（United Party for National Development）のマゾカ（Anderson Mazoka）委員長であった。アングロ・アメリカ社のザンビア法人の社長を務めていたマゾカは既存の野党にMMDに対抗できる統一された新党の結成を呼びかけたが反応がなかったため、1998年にUPNDを設立した⁽⁷⁾。マゾカは南部州出身で、南部州で70%以上、北西部州と西部州で40%以上、ルサカ州で30%以上を獲得し、これら4州ではムワナワサを上回った。一方、ムワナワサが50%以上を獲得したの

はルアプラ州だけであり、9州のうち、1位になったのは4州だけである。主要候補（ムワナワサ、マゾカ、テンボ、サタ）の結果は表13に示した。この選挙には全部で11人が立候補していた。3位までのムワナワサ、マゾカ、テンボ及び7位のサタの得票率は表に示したとおりである。4位はティレンジ・カウンダ（Tilyenji Kaunda, UNIP）で9.96%の得票率であった。ティレンジ・カウンダはカウンダ元大統領の息子である。5位はミヤンダ（HP [Heritage Party]）で7.96%、6位がムウイラ（ZRP[Zambia Republican Party]）で4.84%、8位はムンバ（Nevers Mumba, NCC[National Citizen's Coalition]）で2.20%である。ムンバは後に副大統領に就任している。9位と11位は重要ではないので省略して、10位はイノンゲ・レワニカ（Inonge Mbikusita-Lewanika, AZ[Agenda for Zambia]）で0.56%である。イノンゲ・レワニカは1996年の大統領選挙に立候補したレワニカ（Akashambatwa Mbikusita-Lewanika, AZ、当時）の姉で、西部州のロジ王国の王女であり、

表13 大統領選挙の主要候補の州別の得票率（単位：%）

年・候補者		州									
		中央	コッパ ーベル ト	東部	ルア プラ	ルサカ	北部	北西部	南部	西部	全国
2001	ムワナワサ(MMD)	31.26	38.01	16.19	53.37	15.56	42.01	32.25	14.85	34.55	28.69
	マゾカ(UPND)	28.31	11.34	4.21	4.23	30.72	4.51	48.22	70.93	48.96	26.76
	テンボ(FDD)	9.04	8.45	28.27	8.33	23.57	12.58	5.74	4.41	3.49	12.96
	サタ(PF)	1.40	7.18	0.73	3.61	3.67	8.00	0.24	0.23	0.27	3.35
2006	ムワナワサ(MMD)	59.96	38.30	44.28	33.26	22.71	49.88	69.93	20.14	76.19	42.98
	サタ(PF)	14.44	52.60	10.96	60.91	49.15	42.66	1.98	3.56	7.06	29.37
	ヒチレマ(UDA)	24.10	6.98	39.01	4.22	21.48	5.61	26.11	74.35	12.21	25.32
2008	バンダ(MMD)	54.46	32.26	74.46	27.83	30.28	32.81	57.57	20.79	68.44	40.09
	サタ(PF)	24.65	61.65	18.74	70.47	54.51	65.50	4.45	4.78	9.93	38.13
	ヒチレマ(UPND)	20.83	5.47	5.84	1.36	14.63	1.30	37.10	77.21	20.64	19.70
2011	サタ(PF)	28.28	67.88	18.46	73.54	55.94	64.18	10.85	6.59	23.12	42.24
	バンダ(MMD)	48.21	26.22	72.60	22.90	30.76	32.16	50.21	19.15	33.20	35.63
	ヒチレマ(UPND)	20.82	2.12	3.33	0.85	11.29	0.78	35.24	71.41	28.21	18.28

（出所）<http://www.elections.org.zm>（2013年5月30日にダウンロード）に基づいて筆者が作成。

1996年選挙よりも前にMMDを離党していた。MMDからの離党者であるテンボ（離党まで副大統領）、ミヤンダ（最高ポストは副大統領・MMD副委員長）、ムウィラ（最高ポストは国防大臣）、サタ（離党までMMD書記長）、イノング・レワニカ（最高ポストは観光副大臣）の得票率の合計は29.67%となっている⁽⁸⁾。2001年の時点で、MMDに対する批判は強かったが、MMDを離党した5人の候補者は、統一候補を立てて、これに票を集めることはできなかった。テンボは、1996年大統領選挙のムンゴンバと同様、東部州、ルサカ州などでMMDに対する批判票を集めたが、MMDの拠点であるコッパーベルト州とルアプラ州では10%未満であった。ティレンジ・カウングダは全国で獲得した票の45%を東部州で獲得したが、東部州での得票率は35.8%しかなく、もはや1991年選挙時のような圧倒的な得票ではなかった。この選挙で、サタは全国で6万票弱しか得票できておらず、地盤の北部州やコッパーベルト州でも7～8%程度の得票率しか得られていない。

議会選挙で、MMDは第一党を維持したが、大統領の任命する8議席を含めても、158議席中77議席で、過半数を制することはできなかった。大統領の所属政党である第一党が過半数に達しなかったのはザンビア建国以来初めての事態である⁽⁹⁾。1996年の選挙と比較すると、MMDは全国で得票率を32.6%下げ、特に、ルサカ州で48.9%、南部州で40.7%、コッパーベルト州で35.9%下げ、ルサカ州、南部州、東部州では10%台の得票率となった。UPNDは南部州で62.4%を獲得するなど、南部州、西部州、北西部州、ルサカ州で1位となった。また、FDD (Forum for Democracy and Development) が15.28%を獲得し、3位となっている。UNIPは地盤の東部州で34.5%を獲得した。議席数では、MMDがルアプラ州と北部州で議席を独占、コッパーベルト州で21議席中20議席を獲得した。UPNDは南部州で19議席中18議席、北西部州で12議席中9議席、西部州で17議席中12議席を獲得した。UNIPは東部州で18議席中12議席を獲得した。また、この選挙では、FDDが12議席を獲得し、第四党となった。特に、UNIPの牙城である東部州で約26%の票、

5議席を獲得し、ルサカ州でも、約29%、6議席を獲得した⁽¹⁰⁾。前回選挙まで、政党の地域性は、UNIPと東部州の組合せを除けば、さほど強いものではなかったが、2001年の選挙で変わった。MMDへの支持が低かった南部州、西部州、北西部州では、南部州出身のマゾカが設立したUPNDへ投票が集中することになった。

表14 国民議会選挙における主要政党の州別得票率（単位：％）

政党・年	州	中央	コッパ ーバ ルト	東部	ル ア プ ラ	ルサカ	北部	北西部	南部	西部	全国
		MMD	2001	30.4	34.6	17.0	49.8	15.4	37.8	31.5	15.6
	2006	59.9	36.3	38.9	37.5	29.7	46.1	54.8	22.8	48.8	39.3
	2011	44.4	28.3	55.6	26.6	27.8	32.4	44.4	20.0	34.3	33.4
UNIP	2001	8.7	7.3	34.5	6.1	7.5	12.0	4.2	2.9	6.5	7.1
	2006	24.9	8.7	31.3	5.1	19.1	8.4	28.2	61.0	11.7	22.8
	2011	0.7	0.2	1.8	0.3	1.2	0.1	0.3	0.7	0.7	0.7
UPND	2001	26.4	10.7	4.7	4.1	24.3	5.7	38.8	62.4	41.4	23.3
	2006	24.9	8.7	31.3	5.1	19.1	8.4	28.2	61.0	11.7	22.8
	2011	21.6	5.8	5.8	0.8	11.8	1.6	34.2	58.2	28.0	17.2
PF	2001	1.3	5.1	0.9	3.3	2.8	6.2	0.5	0.4	2.1	2.8
	2006	15.3	45.5	7.1	42.1	40.1	34.9	—	1.5	0.1	23.4
	2011	26.6	61.7	18.6	61.6	55.4	53.2	10.7	5.4	17.5	38.4

（出所）<http://www.elections.org.zm>（2013年5月30日にダウンロード）；<http://africanelections.tripod.com/zm.html>（2012年12月10日にダウンロード）に基づいて筆者が作成。

（注）UNIPは1996年の選挙をボイコットした。2006年のUNIPとUPNDはUDAのデータである。「—」は立候補なしを意味する。

2001年の選挙については、選挙活動の自由に関し、問題があったとの指摘がある。これまでも公共秩序法に基づいて政治集会が規制されているとの批判はあったが、2001年選挙前にはアフリカ統一機構（OAU）首脳会議などがあり、政治集会が事実上禁止された。また、「ザンビア選挙管理委員会

(Electoral Commission of Zambia, ECZ)」の選挙人登録なども問題があるとされた。4月に始める予定であった選挙人登録は政府の予算措置の遅れから6月開始となり、しかも、OAU 首脳会議のために NGO や政党による選挙教育がほとんど行われないうまま、半月間延長されたものの、7月末には終了されてしまった。そのため、100万人程度の未登録者がいたと考えられる。さらに、選挙人登録を行った人には有権者カードが交付されるが、これがわずか6日間しか行われず、交付率は50%程度に留まったとされる⁽¹¹⁾。このような選挙に関して、選挙監視団の多くは自由で公正な選挙ではなかったとの評価を下している。そして、大統領選挙で敗れたマゾカ、ミヤンダ、テンボはムワナワサの当選無効の訴えを裁判所に起こした⁽¹²⁾。

ムワナワサ大統領は、就任早々、チルバ政権期の汚職追及に乗り出し、汚職や公金横領容疑でチルバ政権期の複数の閣僚が逮捕された。また、ムワナワサはチルバ本人の起訴を求め、2002年7月、大統領経験者に認められている不訴追特権をチルバから剥奪するよう国民議会に要請し、国民議会はこれを認めた。その後、チルバなどがザンビアの公金4,000万ドルを横領したことをロンドン高裁判事が明らかにした。2003年2月、チルバ前大統領が公金の不正使用の罪でザンビア国内で逮捕・起訴されたが、2009年に無罪判決を受けた。このようなムワナワサの行動はMMD内のチルバ支持派との対立を招いたが、その一部を党の役職から解任したり、党から除名したりするなどして、ムワナワサはMMD内の統制を維持した⁽¹³⁾。

ムワナワサ大統領は、国民議会におけるMMDの過半数割れのため、UPNDの5議員とHPの2議員を閣僚に任命していたが、7人は所属政党を自ら離党するか、除名されるかして、議員資格を喪失し、2002年8～9月に、補欠選挙が行われ、MMDの候補として選挙に臨み、全員が当選した結果、MMDの所属議員は84人となり、過半数となった⁽¹⁴⁾。さらに、ムワナワサ大統領は、2003年5月、政権をより安定されるために、内閣改造を行った。まず、MMDはNCCを吸収し、その委員長であったムンバを副大統領に任命

した。ムンバは福音派キリスト教のテレビ伝道士として有名であった。また、FDD のパテル (Dipak Patel) 元商工大臣を商工大臣に任命するなど MMD 以外の 3 政党の 9 人の閣僚を任命した。この中には同時期、協力関係を構築した UNIP の議員も含まれていた⁽¹⁵⁾。これにより、ムワナワサ政権は UNIP の野党性を大きく削ぎ、FDD の政党としての能力を大きく低下させることに成功した。その後、ムンバはコンゴ民主共和国政府が野党に資金供与していると発言し、問題となり、2004年に副大統領を解任され、党を除名された。

注

- (1) 遠藤貢「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」(津田みわ編『アフリカ諸国の「民主化」再考 共同研究会中間報告』アジア経済研究所、2004年) 30頁。
- (2) James R. Scarritt, *The Explanation of Change and Continuity in Zambian Presidential Selection and Power: Leaders' Strategic Interaction, Institutions, and Social Structure* (Institutions Program Working Paper Series: INST2012-07, Institute of Behavioral Science, University of Colorado), April 2012, p.14.
- (3) *Ibid.*, pp.14-15.
- (4) *Ibid.*, p.15; 遠藤貢、前掲論文、25頁。
- (5) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.14; 鈴木亨尚「アフリカ諸国の民主化」、189~190頁。
- (6) James R. Scarritt, *op. cit.*, pp.14-15.
- (7) *Ibid.*, p.17.
- (8) <http://africanelections.tripod.com/zm.html> 2012年12月10日にダウンロード; 遠藤貢「ザンビアにおける「市民社会」—民主化へ向けた政治的役割をめぐって」(田島英一・山本純一編『協働体主義—中間組織が開くオルタナティブ』慶應義塾大学出版会、2009年) 130頁。
- (9) 児玉谷史郎「ザンビアの議会と行政府—チルバ政権期を中心に—」(日本国際問題研究所編『アフリカにおける議会と行政府』2003年) 111頁。
- (10) <http://www.elections.org.zm> 2013年5月30日にダウンロード。
- (11) 遠藤貢「「民主化」から民主化へ?—「民主化」後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって—」(『アジア経済』第46巻第11・12号、2005年) 29~31頁。
- (12) Yezi Consulting & Associates, *Political Governance Study in Zambia*, March 2013, pp. 16-17.

- (13) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.18；遠藤貢「ザンビアにおける「市民社会」」、131～132頁。
- (14) 遠藤貢「「民主化」から民主化へ?」、23頁；Neo Simutanyi, *Parties in Parliament: The Relationship between Members of Parliament and Their Parties in Zambia (EISA Occasional Paper No.36)*, September 2005, p.7.
- (15) 遠藤貢「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」、26頁。

第4節 2006年の選挙

2006年の大統領選挙は実質上ムワナワサ、ヒチレマ（Hakaine Hichilema）、サタの争いであった。ムワナワサは現職大統領の二期目の立候補で、一般的には高い得票率で勝利するケースであるが、チルバがサタを応援したために、厳しい選挙戦となった⁽¹⁾。しかし、その結果は、ムワナワサが現職大統領の強みを発揮し、勝利した。ムワナワサは自身の議員時の選挙区があった中央州、MMDがこれまで苦戦していた北西部州と西部州で6割以上の得票率となった。北西部州の言語は他の言語集団との共通性が低いため言語コミュニケーションが取りにくく、1991年のMMD・チルバや今回のサタのような新しい動きが他の州ほど早く浸透しない傾向があるようである。西部州ではレワニカの復党が大きく貢献した。

ラーマーら（Miles Larmer and Alastair Fraser）はポピュリストとしてのサタに注目している。ラーマーらは、サタが聴衆の聞きたいことを言うことができ、また、権力が国内の政治経済ネットワークと外国人投資家、外国、国際金融機関を含む一連の国外の後援者との間の汚職同盟からなるとサタが示唆していると述べている⁽²⁾。したがって、サタの直接の攻撃対象はMMD政権の汚職体質であり、外国人投資家、特に、中国を批判することが効果的であると直感的に感じ取ったのである。さらに、ラーマーらは、サタがこのように述べることにより、国民は、MMDの中核にいたというサタの経歴にも関わらず、サタが権力の外側にいると理解したと述べている⁽³⁾。

サタは外国人投資家、特に、中国を強く批判し、注目されたが、さらに、

貧困対策を重視し、都市住民、特に、貧困層に強く訴えかけ⁽⁴⁾、敗れはしたものの、コッパーベルト州とルアプラ州では圧倒的な得票率を得た。中国資本のザンビア進出は1999年の中国有色金属工業総公司（China Nonferrous Metals Group）が最初であり、2010年現在では、チャンビシ（Chambishi）鉱山の資本の85%、ルアンシャ（Luanshya）鉱山の資本の80%を保有している⁽⁵⁾。2010年のザンビアの銅生産量は77万トンで、チャンビシ鉱山の生産は2.2万トン、ルアンシャ鉱山の生産は480トンなので、イギリスや南アフリカの企業に比べて、中国企業の経済的重要性は現時点では決して高いものではない⁽⁶⁾。にもかかわらず、中国問題が2006年の選挙で大きな争点となったのには関連する3つの要因が働いている。第1に、銅生産・輸出の増加（生産は2000年の23.9万トンから2005年の46.7万トンに増加）と銅価格の上昇（2000年末の1,350USドル/トンから2005年末の4,600USドル/トンに上昇）を中心とした国民経済の高成長が雇用や生活水準の改善に結びついていないことである。銅生産の増加は多くの労働需要を生み出しはしない。第2に、特に、中国企業の賃金水準は低く、労働環境は劣悪であり、チャンビシ鉱山では2005年4月に50人の従業員が死亡する爆発事故が起き、2006年7月には落石事故と労働者の賃上げ要求に対する拒否をきっかけとした暴動が起き、中国人経営者の発砲により従業員1人が死亡する事件が起きたばかりであったことである。第3に、それまで鉱山労働者の多くはMMDの支持者であり、彼らの支持を受けたいとサタらが考えていたことである。そこで、サタは、投票日のわずか3週間前から、中国企業の賃金は奴隷的水準であり、中国企業を国外追放し、中国との親密な外交関係を見直すべきであると主張したのであるが、サタは決して反中主義者なわけではない⁽⁷⁾。

ラーマーらは、サタ及びPFが都市部で多くの票と議席を得られたのは、長くみられた都市部から農村部の有権者への影響が低下したからかもしれないと述べている。そして、その理由として、ラーマーらは都市部での雇用の減少、非正規雇用化、実質賃金の減少などにより、故郷への引退後の移住が

困難になったことや都市部から農村部への送金が減少したことなど、都市部と農村部の紐帯の弛緩を挙げている⁽⁸⁾。

2006年3月、UPNDはFDD、UNIPとUDA (United Democratic Alliance) という選挙連合を組織した。この時点で、UDAはマゾカを大統領候補としたが、マゾカの2001年大統領選挙の善戦もあり、FDDとUNIPから強い反対は出なかった。しかし、そのマゾカが同年5月に病死してしまった。その後継のUPND委員長がマゾカと同郷で、マゾカの死後の補欠選挙で当選した実業家ヒチレマであり、ヒチレマはUDAの大統領候補になった。その過程では激しい後継者争いがあり、これがUPND、UDA及びその選挙戦に重大なダメージを与えることになった⁽⁹⁾。特に、UPND内では、マゾカが病気になるまで以降、委員長代行を務めていた西部州出身のシコタ (Sakwiba Sikota) が、2006年7月の党大会でヒチレマが7割以上の票を獲得し委員長に選出されると、その支持者とともに離党し、ULP (United Liberal Party) を設立した⁽¹⁰⁾。UDAは2001年の大統領選挙と国民議会選挙の結果でいえば、2位・3位・4位の連合であるが、今次選挙では当初からサタ・PFが有力視されていたから、実質的には、3位・4位・5位連合と考えるべきだろう。しかも、非ベンバ勢力であり、大統領当選や議会での過半数獲得は困難である。一方、三党のうち、UPNDが圧倒的に有力であるので、大統領選挙にヒチレマが立候補することをFDDとUNIPが容認したこと、UPNDが南部州、UNIPが東部州、FDDがルサカ州と地盤が異なり、選挙区での立候補調整が比較的容易であったことが選挙連合成立の要因であろう。なお、PFは選挙連合への参加を3党から求められたが、参加しなかった⁽¹¹⁾。

議会選挙では、PFが3分の1弱の議席を獲得したことにより、MMDは大統領の任命する8議席を加えて80議席、翌月の補欠選挙で2議席を獲得し、82議席となり、かろうじて過半数を確保した⁽¹²⁾。それでも、MMDは2006年の時点で全国で議席を争うことができる唯一の国民政党であった。PFに北部州、コッパーベルト州、ルアプラ州で多くの議席を奪われる一方で、

表15 国民議会選挙における主要政党の州別獲得議席数

州 年・政党		中央	コッパ ーベル ト	東部	ルア プラ	ルサカ	北部	北西部	南部	西部	全国
2001	MMD	7	20	1	13	1	20	3	1	3	69
	UPND	5	0	0	0	4	0	9	18	13	49
	FDD	0	0	5	0	6	0	0	0	1	12
	UNIP	0	1	12	0	0	0	0	0	0	13
2006	MMD	12	4	15	4	5	10	9	0	13	72
	UDA	2	0	4	0	0	0	2	17	1	26
	PF	0	18	0	9	7	9	0	0	0	43
2011	MMD	9	4	15	1	4	4	9	1	8	55
	UPND	2	0	0	0	0	0	3	17	6	28
	PF	3	18	1	13	8	15	0	0	2	60

(出所) <http://www.elections.org.zm> (2013年5月30日にダウンロード) に基づいて筆者が作成。

MMD は中央州、東部州、ルサカ州、北西部州、西部州で議席を増やした⁽¹³⁾。UPND は2001年の選挙では南部州だけでなく、西部州でも MMD を上回る得票率だったが、UPND が含まれる2006年の UDA は2001年の UPND の得票率を30%程度下回った。シコタの離党が得票率低下の一因であると考えられる⁽¹⁴⁾。前回の議会選挙で躍進した FDD は、年次報告書の提出を怠ったことを理由として、2006年、政府により、政党登録を取り消された。そこで、FDD は UDA に参加した。PF はコッパーベルト州、北部州、ルアプラ州、ルサカ州の4州に重点を置いて選挙戦を戦い、その4州だけで議席を獲得した。一方、北西部州では1人の立候補もなく、西部州では17選挙区中2選挙区、南部州では19選挙区中8選挙区に立候補したに過ぎなかった。すなわち、2006年の段階で、PF は国民政党ではなく、国民議会で過半数を制する意図で選挙に臨んではいなかった⁽¹⁵⁾。

ムワナワサ大統領は、2006年10月、バンダ (Rupiah Banda) を副大統領に任命した。バンダはカウンダ元大統領の親族で、UNIP 政権期に外交官や外

務大臣（1975～76年）を務めた後、1978年、ルサカ州ムナリ（Munali）選挙区から国民議会選挙に立候補し当選、1983年に再選され、この間に鉱業大臣を務めている。しかし、バンダは選挙に強い政治家ではなく、1988年の選挙及び複数政党制に移行した最初の1991年の選挙でともに落選している。バンダ自身は南ローデシア（現ジンバブエ）生まれであるが、その姓から判断すれば、家系の起源は東部州にあると思われる。バンダの副大統領任命は、UDAに参加していたUNIPが実際にはMMDを支援した見返りだと考える者もあるが、この時点でUNIPはほぼ東部州だけを地盤とする政党であり、東部州の2001年のティレンジ・カウンダの得票率が35.80%、2006年のヒチレマの得票率が39.0%であることから、この考えは妥当ではなく、この後の政治運営を考えてのことであろうと思われる⁽¹⁶⁾。

ムワナワサはMMDの大統領候補者を指名しないと述べていたが、一方で、MMDが自身よりも若い人物を候補者にすることを希望していた。バンダはムワナワサよりも11歳年上であったので、バンダはムワナワサの意中の人物ではなかったと考えられる⁽¹⁷⁾。

注

- (1) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.19.
- (2) Miles Larmer and Alastair Fraser, “Of Cabbages and King Cobra: Populist Politics and Zambia’s 2006 Election,” *African Affairs*, 106(425), pp.612-613.
- (3) *Ibid.*, p.613.
- (4) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.19.
- (5) 平野克己『経済大国アフリカ 資源、食糧問題から開発問題まで』中央公論新社、2013年、10頁；小嶋吉広「ザンビアにおける政権交代の実現と対中関係への影響」（『JOGMEC カレント・トピックス』11-67号、2011年）2頁。
- (6) 小嶋吉広、前掲論文、1～2頁；小嶋吉広「中国のアフリカ進出について(4)—ザンビアとジンバブエのケーススタディー」（『金属資源レポート』、2013年3月）56頁。
- (7) 小嶋吉広「ザンビアにおける政権交代の実現と対中関係への影響」、2頁；小嶋吉広「中国のアフリカ進出について(4)」、55頁；Miles Larmer and Alastair Fraser, *op. cit.*

p.628. ザンビアなどアフリカ諸国への中国進出や中・アフリカ関係に関しては以下も参照。川島真「アフリカの「保定村」物語—中国人農業移民—」(『UP』第40巻第7号、2011年) 7～12頁など同誌の一連の論考(第41巻第3号、28～36頁;同第7号、44～51頁;同第9号、54～61頁、2012年)。

- (8) Miles Larmer and Alastair Fraser, *op. cit.*, p.633.
- (9) *Ibid.*, p.619.
- (10) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.19.
- (11) Miles Larmer and Alastair Fraser, *op. cit.*, p.619.
- (12) <http://www.elections.org.zm> 2013年5月30日にダウンロード。
- (13) Miles Larmer and Alastair Fraser, *op. cit.*, p.621.
- (14) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.19.
- (15) Miles Larmer and Alastair Fraser, *op. cit.*, p.623.
- (16) <http://www.elections.org.zm> 2013年8月2日にダウンロード。
- (17) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.21.

第5節 2008年の大統領選挙

2008年6月、ムワナワサ大統領はエジプトでのアフリカ連合(Africa Union, AU)首脳会議に参加中病に倒れ、8月、死亡した⁽¹⁾。これを受けて、残りの3年弱の任期のための大統領選挙が10月に行われた。立候補したのは、バンダ(MMD)、サタ、ヒチレマ、ミヤンダの4人で、UNIP、FDD、ULP、NDF(National Development Focus)、APC(All Peoples' Congress)、RP(Reform Party)、NDP(National Development Party)、NGP(New Generation Party)、NRP(National Revolutionary Party)はバンダを支持した。バンダはこの時大統領代行であった。MMD内で、有力な候補者はバンダとマガンデ(Ng'andu Magande)財務大臣であった。ムワナワサの夫人は、マガンデがムワナワサの意中の人物であったと述べて、マガンデを強く支持したが、バンダの支持者は、ムワナワサは後継者を指名しないと公表していたと指摘して、これを否定した。さらに、バンダの支持者は、大統領選挙で、バンダは東部州の票を獲得できるが、マガンデは選挙区のある南部州の票

を獲得できないと述べた。MMDの中央執行委員会（National Executive Committee）は63対11でバンダを候補者とした⁽²⁾。サタは、前回の選挙時と異なり、中国人投資家が賃金と労働環境を改善すべきとする自身の主張に対応しているため、ザンビアにおける中国人投資家を保護すると述べた⁽³⁾。

選挙は、農村部の強い支持を得て、僅差でバンダが勝利した。前回の選挙との大きな違いは、第1に、東部州で、ムワナワサが44.28%であったのに対し、バンダが74.46%を獲得したことである。第2に、サタが北部州で50%以上を獲得し、ベンバ人が多数を占める3州（北部州、ルアプラ州、コッパーベルト州）すべてで50%以上を獲得したことである。MMDはベンバ人を中心とする政党であるため、これは2001年のマゾカとUPNDの躍進以上にMMDにダメージを与えるものである。マゾカとUPNDはMMDが強くなかった南部州、西部州、北西部州で善戦したが、サタはMMDの地盤を侵食していったのである。第3に、前回に増して、サタが都市住民の支持を得たことである。サタはコッパーベルト州で9%、ルサカ州で5.3%得票率を増やし、両州で50%以上の得票となった⁽⁴⁾。

2009年6月、PFとUPNDは2011年の選挙での選挙連合とそれまでの補欠選挙での選挙協力に合意した。しかしながら、2011年3月、サタとヒチレマのいずれが大統領候補になるかなどで対立し、UPNDはこれを解消した⁽⁵⁾。補欠選挙に関しては、第二党と第三党の選挙協力は合理的であり、実際、この期間の補欠選挙はMMD、PF、UPNDが各3議席を獲得し、PFとUPNDの選挙協力は効果があった⁽⁶⁾。一方、大統領選挙と国民議会総選挙に関しては、UPNDの地域性は特に高く、PFもUPNDと重複しないような、一定程度の地域性を持つため、選挙協力の誘因は働くが、一方で、有力な政治家は大統領選挙への立候補に強い魅力を感じているため、選挙連合の実現は困難である。

注

- (1) 遠藤貢「ザンビアにおける「市民社会」」、143頁。
- (2) James R. Scarritt, *op. cit.*, p.21; EISA, *Presidential, Parliamentary and Local Government Elections 2 September 2011 (EISA Election Observer Mission Report, No.42)*, 2012, p.4.
- (3) James R. Scarritt, *op. cit.*, pp.21-22.
- (4) <http://www.elections.org.zm> 2013年5月30日にダウンロード。
- (5) Heiner Naumann and Maïke Jakusch, *Change of Power in Zambia: A Step Towards More Democracy (Political Advisory Programme Southern Africa, Programme Zambia, Report on the Elections of September 2011)* (Lusaka: Friedrich Ebert Stiftung, 2011), p.4.
- (6) Electoral Commission of Zambia, *Results of Parliamentary By Election held in the year 2008 and 2009*, 2010; Electoral Commission of Zambia, *Results of Parliamentary By Election held in the year 2010*, 2011; Electoral Commission of Zambia, *Results of Parliamentary By Election held in the year 2011*, 2012.

第6節 2011年の選挙

2011年8月28日、バンダ大統領は国民議会を解散し、9月20日に大統領選挙と国民議会選挙を実施すると宣言した。選挙戦において、MMDは経済成長や道路、学校、病院の建設といった開発の成果を誇示した。一方、PFは「より多い雇用、より少ない租税、ポケットの中のより多くの金」を公約した90日計画を示した。PFがターゲットにしていたのは何よりも都市部の貧しい人々であった。PFは彼らに対してポピュリズム型のキャンペーンを展開したのである。また、PFは「Don't Kubeba」というスローガンも掲げていた。「kubeba」とはベンバ語で「言う」という意味なので、「Don't Kubeba」は直訳では「言うな」という意味である。MMDが集会でTシャツ、帽子、腰布などを配布しているので、自分自身の政党支持を示すことなく、それらをもって、サタ及びPF候補者に投票してくれということをそれは意味している⁽¹⁾。

2011年9月20日、大統領選挙と国民議会選挙が実施された。大統領選挙で

はサタが当選した。サタは、前回の選挙に比べて、6州で得票率を増やし、特に、西部州では得票率を13%伸ばした。これはイノンゲ・レワニカの支援に負うところが大きい。MMDを離党し、PFに移っていたイノンゲ・レワニカは西部州のナロロ選挙区で当選し、ジェンダー・児童開発大臣に就任（ただし、2012年に死亡）した。

アフリカの現職大統領が大統領選挙で敗退することはまれである。それが起きたのはサタが強かっただけでなく、バンダが弱かったからでもある。MMD内ではバンダのリーダーシップが十分に確立されていなかった。全国でも、各州でも、大統領候補は国民議会選挙よりも得票率が高い場合が多いが、バンダの得票率は5州で自党の国民議会選挙での得票率を下回った。特に、MMDの従来からの地盤であるベンバ語3州（コッパーベルト州、北部州、ルアブラ州）すべてでそうであった。ヒチレマは、2001年のマヅカに比べて、2006年に大幅に減少した西部州と北西部州の得票率を2008年と2011年の選挙で若干回復させている。

国民議会選挙では、PFが前回選挙に比べて17議席増加させ、一方、MMDは17議席減少させた。PFは2006年に議席を得られなかった5州のうち、中央州で3議席、西部州で2議席、東部州で1議席獲得した。MMDは前回以上に従来の拠点であるベンバ語3州で勝てなくなり、東部州、中央州、北西部州、西部州で議席の多くを獲得した。前回、選挙連合で参加したUPNDは、今回、単独で選挙に臨み、前回のUDAを2議席上回った。

選挙での勝利により平和裏に政党間の権力の移行が生じたのはザンビアでは2度目である。1度目は1991年のUNIPからMMDへのもので、MMDは以来20年間ザンビアを統治してきたが、今日の時点で、この20年間のMMDの統治に対する国民の評価は非常に厳しい⁽²⁾。それは研究者も同様で、両者は複数政党制への移行に代表されるような民主化が生じればすべてうまくいくというような過剰な期待を持っていたと我々は考えている。この期待にMMDは答えられなかったために、国民は2度目の変化を求めた。

サタは9月23日にザンビアの第5代大統領に就任した。サタは選挙前も選挙後も中国を批判してはいない。9月23日の就任演説では、労働法規の遵守を求めた上で、鉱業分野への外国投資は歓迎すると述べた。また、就任後最初に会談した大使は中国の周欲暁大使であり、サタは両国が裨益する投資を歓迎するとともに、それがザンビア国民の雇用創出に資することを求めた。2011年の輸出の78%を銅が、3%をコバルトが占め、国民総所得（GNI）が156億ドル（2011年）のザンビアの大統領にとって、銅の生産量の2割程度を輸入し、2010年末で累計20億ドル以上投資し、貿易黒字（28.42億ドル）の約89%（25.28億ドル、2011年）をもたらす中国は極めて重要な存在である⁽³⁾。

総選挙からの約2年間に19回の補欠選挙が行われた。補欠選挙実施の事由は10回が議員資格の喪失ないしは辞任、6回は当選無効の判決、3回は死亡（うち2回は総選挙中の候補者死亡）である。選挙業務の不正、脅迫、買収などを理由とした当選無効を求める裁判が落選した68人の候補者によって提起された。PFは落選した86人中実に51人が提訴した。

議員資格を喪失ないしは辞任した11人のうち、補欠選挙に立候補したのは6人で、無所属議員だった1人がPFに入党、MMD議員だった5人がPFに入党し、立候補、後者のうち、2人は補欠選挙で敗れている。PFに入党した4議員は現在すべて副大臣を務めている。さらに、これらとは別に、PFは、総選挙直後、大使就任を条件にルサカ州チョングエ（chongwe）選挙区のムワカロンベ（Japhen Mwakalonbe、MMD）議員を辞任させ、11月の補欠選挙で勝利している。2013年9月5日の補欠選挙後の段階で、PFは総選挙時から10議席増の78議席、MMDは同11議席減の44議席、UPNDは同4議席増の32議席、無所属・諸派は同1議席減の4議席となり、PFは過半数（80議席）に大幅に近づいた。また、これらとは別に、PFに所属しないまま、副大臣を務める議員が2013年9月の時点で11人（MMD 6人、UPND 4人、無所属 1人）おり、PFは実質上89議席となり、過半数を上回っている。この

ような議員の1人（Poniso Njeulu, UPND、2013年3月に情報・放送副大臣に就任）は、「議員として、我々は既に政府の一員である。我々は政府に入るための入場券として政党を利用したに過ぎない。副大臣就任は追加された責任である」と述べている⁽⁴⁾。

このように、PFは総選挙を経ず、実質21議席増となった。州別にみると、総選挙で議席を獲得できなかった北西部州（2議席増）や南部州（3議席増）、ほとんど議席のなかった東部州（5議席増）や西部州（3議席増）で議席を獲得し、全国政党化している。一方、MMDは多くの州で議席を減らした。なお、補欠選挙のいくつかでは、MMDとUPNDの間の選挙協力が行われた。これは、両者がPFの過半数阻止に共通の利益を持つこと、補欠選挙が大統領選挙と同時ではないこと、MMDが国土の北東に拠点を持ち、UPNDが南西に拠点を持つことで、棲み分けができることを理由とする。

MMDは、バンダ委員長の下、多くの所属議員がPF政権で副大臣を務めるなど統制が乱れていた。一方、MMD内では、UNIPを離党し、MMDに入党してわずか数年のバンダに対する古参議員などの不満が高まっていた。MMDは、2012年5月、委員長選挙を行い、ムワナワサ大統領の下で副大統領を務めたムンバが委員長に選出された。ムンバは、同年7月、同党所属の9人の副大臣に対して、副大臣を辞任しなければ、除名すると警告し、実際、マスンバ議員（Stephan Masumba、北西部州ムフンブエ [Mufumbwe] 選挙区選出）を除名した⁽⁵⁾。

注

(1) 江川明夫『ザンビアの大統領選挙（その3）』（<http://www.zm.emb-japan.go.jp/ja/yomoya/2011.10.20.html> 2013年8月6日にダウンロード）；小嶋吉広「ザンビアにおける政権交代の実現と対中関係への影響」、5頁；Heiner Naumann and Maike Jakusch, *op. cit.*, pp.6-7.

(2) Heiner Naumann and Maike Jakusch, *op. cit.*, p.2.

(3) 小嶋吉広「ザンビアにおける政権交代の実現と対中関係への影響」、2-3頁；小嶋吉広

「中国のアフリカ進出について(4)」、50～51頁；外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Zambia/data.html#04> 2013年8月9日にダウンロード)。

- (4) *The Post Online*, 8 March, 2013; 江川明夫『ザンビアにおける国会議員補欠選挙』 (<http://www.zm.emb-japan.go.jp/ja/yomoyama/2013.6.18.html> 2013年8月6日にダウンロード)；Electoral Commission of Zambia, *Results for Feira Parliamentary and Eleven (11) Local Government By-elections*, 21st June, 2013; Electoral Commission of Zambia, *Results for Chipata, Kafulafuta, Mkushi North, Solwezi East Parliamentary and Eleven (11) Local Government By-elections*, 26th July, 2013.
- (5) *The Post Online*, 13 July, 2012.

第7節 PF 政権に対する評価

アフロバロメーター第5回調査（調査期間は2012年1月から2013年2月）に基づいて、PF 政権に対する国民の評価をみていこう。第1に、経済に関してであるが、国民の評価は高まっている。現状については、国民経済についても、自身の生活についても、「非常に悪い」が大幅に減り、「良い」が大幅に増えている。1年前との比較では、国民経済についても、自身の生活についても、「悪い」が減り、「同じである」が増えている。1年後の予測では、国民経済についても、自身の生活についても、「非常に悪い」と「悪い」が大幅に減り、「非常に良い」と「良い」が大幅に増えている。つまり、ザンビア国民は現状を肯定的に捉えた上で、将来に希望を持っている。それは、2011年の選挙で、PF が公約し、PF に投票した人々が期待したことであった。

第2に、経済政策について、国民は関心を社会分野から経済分野に若干移動させているようである。「政府が取り組むべき国家が直面している最も重要な問題は何か」との質問に対して、「保健」が1位（14%）、「教育」が3位（12%）と社会分野が上位にあるが、「インフラ・道路」が2位（13%）、電力が8位（3%）となっている。「失業」は4位（11%）と引き続き上位にあるが、「貧困」は7位（4%）で、2009年よりも6%も低い⁽¹⁾。このような結果は社会分野の政策に対する国民の高い満足から生じているようであ

表16 国民の経済に対する評価（3）

		非常に 良い	良い	良くも悪 くもない (同じで ある)	悪い	非常に 悪い
全体的に、あなたはこの国の現在の経済状況をどのようにみていますか	2009年	3%	18%	6%	25%	47%
	2013年	6%	48%	9%	27%	9%
全体的に、あなたはあなた自身の現在の生活状況をどのようにみていますか	2009年	5%	27%	10%	29%	29%
	2013年	9%	47%	10%	26%	9%
あなたは1年前に比べてこの国の経済状況をどのように評価しますか	2009年	6%	30%	26%	28%	9%
	2013年	6%	31%	40%	20%	3%
あなたは1年前に比べてあなたの生活状況をどのように評価しますか	2009年	8%	26%	34%	24%	8%
	2013年	6%	30%	43%	17%	3%
あなたはこの国の1年後の経済状況が良くなっていると思いますか、悪くなっていると思いますか	2009年	10%	21%	16%	16%	16%
	2013年	21%	41%	17%	8%	2%
あなたはあなたの1年後の生活状況が良くなっていると思いますか、悪くなっていると思いますか	2009年	11%	26%	17%	13%	11%
	2013年	23%	41%	18%	6%	2%

(出所) Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Zambia*, 2009, pp.5-6; Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013*, 2013, pp.8-9 に基づいて筆者が作成。

る。アフロバロメーターは「政府は次のような問題をどのくらいうまく取り扱っているとあなたは考えますか」と質問しているが、「良い」と「非常に良い」の合計が「教育」は60%（3位）、「保健」は59%（4位）と高くなっている。また、2009年の調査と比較すると、「悪い」と「非常に悪い」の合計が全体的に低いという特徴があり、「貧富の格差」が66%、「雇用創出」が65%、「十分な食料」が64%、「物価の低下」が64%などとなっている。このような中、「電力供給」が58%（5位）、「道路」が49%（8位）など経済分野に対する不満が相対的に高まっている⁽²⁾。

第3に、汚職について、アフロバロメーターは、「次の人々はどのくらい多く汚職に関与しているとおあなたは考えていますか」と質問し、「大統領と大

統領府の職員」の「すべて・ほとんど」は17%に減少し、「いない・少し」は76%に増加している⁽³⁾。また、「国民議会議員」の「すべて・ほとんど」は24%に減少し、「いない・少し」は71%に増加している。しかも、2009年は「国民議会議員」の「いない・少し」の方が「大統領と大統領府の職員」の「いない・少し」よりも多かったが、今回は逆になっている。これは、大統領がサタに代わり、大統領及びそのスタッフに対する信頼が高まったことを意味している。

政治について検討していこう。第4に、アフロバロメーターは、「全体的に、2011年に実施された直近の国政選挙の自由さと公正さをあなたはどのように評価しますか」と質問し、「完全に自由で公正」と「小さな問題を伴うが自由で公正」の合計が85%となった。次に、「あなたの意見では、ザンビアは今日どのくらいのレベルの民主主義国ですか」との質問に対して、「完全な民主主義国」と「小さな問題を伴う民主主義国」の合計が76%となった。さらに、「全体として、あなたはザンビアで民主主義が機能している方法にどのくらい満足していますか」との質問に対して、「非常に満足している」と「おおむね満足している」の合計が68%となった⁽⁴⁾。3つの回答は2009年の調査時の回答よりも各々28~39%も高くなっており、国民はザンビアの政治の現状を極めて肯定的に捉えている。

第5に、アフロバロメーターは、「もし大統領選挙が明日行われるとすれば、あなたはどの政党の候補者に投票しますか」と質問し、46%（前回調査[2009年6月]は27%）がPFと回答した。「投票しない（11%）」、「回答したくない（16%）」、「わからない（5%）」を除いて、政党を選択した人に対する割合は68%にもなる。2011年のサタの得票率は約42%なので、PF政権に対する国民の評価は高いと考えることができる。前回調査で、PFは都市（urban）が42%、地方（rural）で19%で完全に都市型の政党であったし、2011年の選挙結果もそれを示しているが、今回の調査では都市が47%、地方が44%で、地方へ浸透し、都市への偏りがなくなっており、近年の補欠選挙

の結果もこれを示している。第2位はUPNDで10%（同15%）、第3位はMMDで7%（同10%）である。ここでもMMDの凋落は著しい⁽⁵⁾。このような状況が続けば、2016年の選挙で、サタは再選され、PFは国民議会で過半数を制するようになる。また、アフロバロメーターは、「あなたは、次のものを、0が完全に非民主的で、10が完全に民主的である0から10のものさし上のどこに置きますか」と述べ、表17に示した項目を質問した。1991年の複数政党制への移行により、「0」はほとんどなくなったものの、今日のザンビア国民は2001年の、すなわち、ムワナワサが大統領に就任した当時のザンビアは十分に民主的ではなかったと考えており、それに比べて、2011年の選挙を経た今日、ザンビアはより民主的になったと考えている。

表17 民主主義のものさし（単位：%）

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ケネス・カウンダ大統領の一党支配下の我が国	38	11	11	5	2	6	1	2	2	2	6
10年前(2001年)の我が国	3	1	6	8	7	18	10	9	8	5	15
今日の我が国	2	1	1	3	6	22	11	12	13	5	19

(出所) Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013*, pp.28-29 に基づいて筆者が作成。

(注) アフロバロメーターが示す「ケネス・カウンダ大統領の一党支配下の我が国」は「0」が欠けていたので、100%から「1」から「10」までの合計48%と「わからない・言えるほど聞いたことがない」14%を引いた38%を、ここでは「0」としている。

注

(1) Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Zambia, 2009*, pp.29-31; Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013, 2013*, pp.46-48.

(2) Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013*,

pp.49-53. ザンビア経済に関し、以下も参照。櫻井武司、那須田晃子、木附晃実、三浦憲、山内太郎、菅野洋光「家計の脆弱性と回復力ーザンビアの事例ー」(『経済研究』第62巻第2号、2011年) 166~187頁。

(3) *Ibid.*, pp.41-42.

(4) *Ibid.*, p.21 and 27.

(5) Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Zambia*, p.5;
Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Zambia, 2013*, p.8.

おわりに

これまでの議論を整理していこう。第1に、政治制度は政治動向に大きな影響を与えていることが確認された。第2に、大統領に極めて大きな権限を与えた政治制度の下で、世論はMMD期の政治は十分に民主的ではないと評価し、このような考えがサタ大統領を誕生させた。第3に、サタ大統領の下でも大統領への権力集中は続いているが、国民はサタ政権がMMD期よりも民主的であると評価している。

最後に、今後の課題や問題点を示しておこう。第1に、サタ大統領のネポティズム(縁故主義)が懸念される。サタはおじであるチクワンダ(Alexander Chikwanda)を財務大臣に、甥のムワンバ(Godfrey Bwalya Mwamba)を国防大臣に、娘婿のシチンガ(Robert Sichinga)を農業・牧畜大臣に、甥のサンパ(Miles Sampa)を商工副大臣に任命している。このうち、チクワンダとシチンガは大統領による任命議員である。

第2に、サタのカウンダ元大統領への接近にも留意しておく必要がある。2011年10月、サタはカウンダの長男であるパンジ・カウンダ(Panji Kaunda)を任命議員にし、国防副大臣に任命、2012年4月に、運輸・公共事業・通信副大臣に転じさせている。また、2013年2月には、カウンダ元大統領の義弟のマイルス・バンド(Miles Kaweche Banda)が在マレーシア高等弁務官に任命されている。カウンダ元大統領は、2008年の大統領選挙で親戚であるル

ピア・バンダを支援した以外は、一貫して、反 MMD である。

第 3 に、サタの高齢及び後継者が問題となる。サタは1937年生まれである。サタは誕生日を公表していないが、大統領就任時で、73歳ないし74歳で、2期大統領を務め終わると81歳ないし82歳になる。副大統領のスコットは国民議会議員であり、当然、ザンビア国籍を有しているが、両親はザンビア国籍を有していないので、スコットは大統領選挙の立候補資格を有していない。憲法の規定上、大統領が欠けた場合に大統領代行を務めることはでき、憲法上の規定ではないが、大統領がザンビアを離れた場合に大統領代理を務めることも可能である。しかし、サタは、上記を考慮してだと思われるが、就任以来、一度もスコットを大統領代理に指名したことはなく、チクワンダ財務大臣ないしはルング (Edger C. Lungu) 内務大臣が指名されている。バンダが大統領代行から大統領に就任したケースにみられるように、副大統領は次期大統領の最有力候補であるが、これが有資格者でないことが、このような状況が実際生じた場合に混乱を引き起こす可能性がある。なお、現在、PF 内で、有力政治家とされているのは、上記のチクワンダとルングに加えて、カビンバ (Wynter Kabimba) 司法大臣兼 PF 書記長 (secretary general) とムワンバ国防大臣などである。

第 4 に、民主化への志向は、当然、大統領の権限の縮小を中心とするような憲法改正を求めることになるし、実際、そのような動きは既に存在する⁽¹⁾。しかし、その検討は本稿の範囲を超えることになるので、別稿で検討したい。

注

(1) The Secretariat of Technical Committee on Drafting the Zambian Constitution, *First Draft Constitution of the Republic of Zambia*, 30 April, 2012.

日系企業の中国事業展開における香港上場の有用性 －オフショア法人の活用について－

呉 淑儀サリー

The Benefits of Public Listing in Hong Kong for the Purpose of Business Expansion in China: Utilization of Offshore Corporations in Hong Kong

Shuk Yee Sally, NG

目次

はしがき

第1節 アジアの拠点としての香港

第2節 世界市場における香港証券取引所の位置づけ

第3節 香港 IPO の概要

第4節 オフショア法人の活用

おわりに

はしがき

2013年香港のGDP成長率は第1四半期と第2四半期がそれぞれ2.9%と3.3%と好調振りをみせており、2013年通年のGDP成長率は3.5%増を予想している¹。引き続き力強い経済成長力をみせている香港は、世界金融市場

¹『日刊CARGO 電子版』2013年9月13日の記事（「香港貿易発展局主催日本香港物流協カシ

として知られているが、ほかにも世界の物流センターとして大きな役割を果たしている。日本と中国華南地域・東南アジア諸国との間の輸出や輸入の動きが増加の傾向にあり、2012年日本と中国間の貿易のうち、12.5%は香港を経由して行われていた²。航空貨物の取扱量では香港は世界第1位の座を獲得しており、コンテナ貨物については2012年の時点で約2,300万TEUと世界第3位を誇っている³。日本と香港は緊密な貿易関係にあり、香港にとって日本は第2の輸入国であり、輸出では第3位である。日本と香港の間の貿易額は過去5年間で平均2.3%の成長をみせている⁴。香港証券市場のIPO資金調達額についても2009年から2011まで3年連続世界1位となり、中国本土企業を中心に活発化している。一方、日本企業は国内市場の縮小に伴うビジネスの国際化の加速により、中国本土をはじめアジア地域を中心とするマーケットへの展開を背景に、日系企業における香港IPOは、資金調達の手段の一つとして大きな注目を集めている。本稿では以上のような問題意識に基づき、香港証券市場に焦点をあて、世界市場における香港証券取引所の位置づけと香港IPOの概要を明らかにするとともに、日系企業における香港上場の可能性およびオフショア法人の活用手法について考察してみることにする。

第1節 アジアの拠点としての香港

1. 世界の対中直接投資の増加

【第1表】では世界の対中直接投資動向が示されているが、国・地域別の内訳をみると2012年上半年期までの対中直接投資は香港が63.2%と最も多

ンポジウム)を参考にした。

² 『日刊CARGO 電子版』2013年9月13日の記事(「香港運輸住宅長官張炳良氏の講演内容」)を参考にした。

³ 『日刊CARGO 電子版』2013年9月13日の記事(「香港貿易發展局日本主席代表古田茂美氏の講演内容」)を参考にした。

⁴ 2に同じ。

【第1表】対中直接投資動向（国・地域別）（単位：100万米ドル）

国・地域	2010年	2011年	2012年上半期	
香港	67,474	77,011	37,330	63.2%
シンガポール	5,657	6,328	4,188	7.1%
日本	4,242	6,348	4,098	6.9%
台湾	6,701	6,727	3,440	5.8%
米国	4,052	2,995	1,625	2.8%
韓国	2,693	2,551	1,278	2.2%
その他	14,916	14,051	7,130	12%
合計	105,735	116,011	59,089	100%

出所：JETRO（2012）『2012年上半期の対中直接投資動向』

く、大差をつけて第2位はシンガポール、第3位は日本である。第1位の香港が大半を占める理由は中国オーナー企業による域外からの投資、そして日本や各国企業による香港現地法人の設置を通じた直接投資などが多く含まれているからである。

2010年の対中投資は前の年に比べ17%増の1,057億米ドルを記録していたが、2011年にはさらに前年比10%増の1,160億米ドルと好調に推移しており、中国経済の拡大に伴い世界からの対中直接投資額も年々と増加の傾向をみせている。この数年において日本からの対中投資額は急増の傾向がある。例えば2011年における日本の対中投資は前年に比べ55%の増加となっており、中国国内の巨大消費市場への期待のみならず、日系企業が中国における統括会社や研究開発拠点の設置に向けた動きが活発化になったことが主な背景であると言われている⁵。2011年3月11日の日本関東大震災が日系企業の中国・

⁵ KPMGが2012年12月12日に行ったビジネスセミナーの際、みずほ証券会社の報告による情報である。

アジア地域への事業移転を後押ししたとの見方もある。

2. 統括拠点として注目される香港

2009年のリーマンショック以降、世界経済は金融危機の影響で全体的に鈍化していたが、日本は人口減少による国内の需要の頭打ちに伴い、新たな市場の開拓が迫られることや、日本国内のデフレに伴いアジア製品の調達ニーズが高まりつつある状況にあるなどのことを理由に、対中貿易および対中投資という両側面で対中国およびアジアビジネスへの取組を一貫して強化し続けてきた。

みずほ総合研究所が行った「アジアビジネスに関するアンケート調査」（2012年）によれば、調査対象企業のうちアジアビジネスの取組状況について何らかのアジアビジネスを行っていると回答した企業は7割を占めている。また、今後最も力を入れていく国・地域として、中国と回答した企業が最も多く、その次はインドであった。このように日系企業の対中国および対アジアビジネスの積極姿勢がみられる。そして、中国進出の狙いについての質問に対し、「生産コストの削減」との回答数が最も多かったが、「中国国内市場への浸透」と答える企業数の増加率が最も多く⁶、対中投資の主な目的は「生産コストの削減」から「国内販売の重視」へとシフトする傾向がみられる。

さらに、香港政府統計署の「香港における外資企業の地域統括本部数の推移」の統計資料によれば、香港に地域統括本部を置く外資企業数は2011年6月末時点で1,367社と前年比2%の増加であり、右肩上がりが続いている状況であることが示されている。その内訳をみると日本は219社で全体の16%を占め、米国に次いで第2位となっている⁷。本国の親会社は製造業において香港で貿易業としての役割を果たしている企業が最も多数を占めてい

⁶ みずほ総合研究所（2012）。

⁷ 香港政府統計署（2012）。

ると考えられる。以上の動きから香港はアジアの統括拠点として米国や日本をはじめ世界に注目されているのである。香港の統括拠点の統括範囲については83.2%が中国を統括している⁸。そして、香港に地域統括本部を置く理由として、香港の低税率と簡素な税制、情報アクセスの自由度とスピード、クリーンな政府と法治の地域⁹、会計・金融分野の人材の豊富さなどがプラス要素として挙げられている。ただし、香港のマイナス要素として39%が住宅コストの高さを、38%が事業所賃料の高さをともに指摘されている。以下においては香港の国際ビジネス都市としての優位性についてさらに詳しく分析してみる。

3. 国際ビジネス都市としての優位性

上述のように、世界各国の企業がアジアの拠点として香港を選択する一つの理由として香港の低税率が挙げられていたが、香港ではキャピタルゲインおよび配当課税は原則なく、法定実効税率は約16.5%で個人所得税率は約15%といずれも低い税率である。さらに、香港では高度な金融インフラと共に、人民元建取引における優位性をも享受できる地域である。ほかにも発達した言語圏でグローバルビジネスに対応する優秀な人材が多く集まり、簡素化された送金や貿易決済制度もビジネスとしての利便性を高め、国際ビジネスの取引を活発化させている¹⁰。そして地理的な面と制度の面においても優位性を持っている。

⁸ 香港政府統計署 (2012)。

⁹ 香港は1997年により中国に返還され、英国領土から中国の一部となったため、ここでは「地域」という表現を用いている。しかし、香港は中国に返還された後も「一国二制度」の適用により政治および経済体制との側面においては中国本土のそれとは大きく異なっている。

¹⁰ 大塚貴史 (2011) 42ページ。

1) 地理的な優位性

地理的に香港はアジア圏の中心地として、また中国本土進出へのゲートウェイとしてこれまでも大きな注目を集めてきた。香港からアジアの各主要都市に約4時間以内で到達することができる。つまり、世界人口の半分にアクセスできる¹¹という地理的な優位性を持っており、人・モノの地域ハブとしての機能を果たしていると言える。日本企業の対外投資の拡大、海外生産の拡大に伴って、国を跨ぐ物流ニーズへの対応が重要になってきている。特に完成品だけではなく、食品や消費財、中間財の輸送需要が高まってきている。香港は物流という点においても、拡大する海外生産におけるロジスティクス・ニーズへの対応で強い優位性がある。アジアの中心という立地性だけではなく、多くの国々がフリートレードゾーンとして香港の活用を進めている¹²。

2) 制度面での優位性

香港はフレンドリーな文化が根付いており、経済圏として厳格な法制度と共に高度な柔軟性が備わっており、税制や政治の体制がビジネスをしやすい仕組みとなっている。勤勉で正直な国民性であり、日本とも文化・価値観を共有する部分が多い¹³。

輸入関税はゼロに設定されていることや、法の支配が確立され、資本と情報の自由な移動が保証されていることなど制度面においても優位性がある。さらに、中国本土の魅力的な消費市場を見据えて香港で事業を展開する企業に対し、CEPA（中国・香港経済貿易緊密化協定）という優遇制度を活用す

¹¹ 『日刊 CARGO 電子版』2013年9月13日の記事（「香港運輸住宅長官張炳良氏の講演内容」）を参考にした。

¹² 『日刊 CARGO 電子版』2013年9月13日の記事（「香港荷主協会専務理事サニー・ホー氏の講演内容」）を参考にした。

¹³ 同上。

ることができる。CEPA という制度は中国本土への輸入が実質関税ゼロになっているだけでなく、中国への事業参入も優先的に認められている。そのため、多国籍企業が質の高いサービスを香港経由して提供する¹⁴ ことができると言える。その中で日系企業も香港を中継地としてビジネスのグローバル展開に活用する事例が増えている。例えば、2013年6月に某日系食品会社が海外ショールームを初めて香港に設置した。また、日産自動車は高級車ブランド「インフィニティ」のグローバル本社を香港に設置しているという事例もある。さらに、商船三井はコンテナ船100隻以上を運航している同社コンテナ船部門の本社機能を香港に移管した¹⁵ など、香港の優位性をビジネスに活用する企業が増加する傾向がある。

上述のように、中国本土との地理的優位性や優れた金融インフラ、そして日本の全産業におけるビジネスの国際化の加速により、アジア地域とりわけ中国本土のマーケットへの大きな足掛かりになるなどのことを背景に、日本企業における香港 IPO は資金調達手段の一つとして大きいな注目を集めている。以下においては、世界各証券市場における香港市場の位置づけについて考察してみたい。

第2節 世界市場における香港証券取引所の位置づけ

香港証券取引所 (Honk Kong Exchanges and Clearing Limited : HKEx) は、世界でもっとも急速に成長している証券取引所の一つである。香港証券取引所は中国本土の企業だけではなく、他の外国企業にとっても重要な資金調達の間場となっている¹⁶。

¹⁴ 11に同じ。

¹⁵ 同上。

¹⁶ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 (2012)。

1. 香港証券取引所の現状

香港証券取引所にはメインボード（MB）とGEM（Growth Enterprise Market＝創業版）の2種類の株式市場があり、それぞれの市場での上場要件は異なっている【第2表】。メインボードは大規模かつ安定した事業基盤を有する企業向けの市場であり、HKBS、中国工商銀行、中国石油など中国を代表する巨大企業が上場している。メインボードにおける財務関連の基準については、①利益 ②時価総額と売上高 ③時価総額、売上高、キャッシュフローの項目のうち、いずれかの要件を満たす必要があるとされている【第3表】。

一方、GEMは、「創業版」という名の通りに新興企業や成長企業に対する

【第2表】 香港証券取引所における二つの市場の上場基準比較

	メインボード（MB）	GEM
1) 対象企業	相応規模かつ安定した事業基盤を有し、収益力のある一般企業向け	・新興企業および成長企業向け ・MBへのステップアップのための市場
2) 経営活動の実績	3年以上	2年以上
3) 経営陣の同一性	同一の経営陣の下で、3年以上営業活動を行っていること	積極的な事業運営を行っている間、同一経営陣の下で営業活動を行っていること
4) 所有株主の同一性	直近事業年度において、同一の主要株主が所有していること	直近事業年度において、同一の主要株主が所有していること
5) 財務基準	ある*	ある*
6) 最低時価総額基準	ある*	ある*
7) 浮動株比率	一般投資家の持株比率が25%以上**	一般投資家の持株比率が25%以上**

出所：みずほ証券株式会社（2012）29ページ

注）* 財務基準および最低時価総額基準に関して詳しくは【第3表】を参照されたい。

**市場での流通株の比率については、一般投資家の持株比率が25%以上と定められているが、時価総額がHK\$100億以上の場合、香港証券取引所の裁量により15%まで下げることが可能となる。なお、浮動株比率は上場後にも維持する必要がある。

【第3表】財務基準からみた香港証券取引所の上場基準

上場基準	
1. メインボード：	1) 利益基準 ①上場直近3年間の純利益合計がHK\$5千万以上 ②上場時の時価総額がHK\$2億以上 ③上場時の株主数が300人以上
	2) 時価総額/売上高基準 ①上場時の時価総額がHK\$40億以上 ②直近事業年度の売上高がHK\$5億以上 ③上場時の株主数が300人以上
	3) 時価総額/売上高/キャッシュフロー基準 ①上場時の時価総額がHK\$20億以上 ②直近事業年度の売上高がHK\$5億以上 ③直近3年間の営業キャッシュフロー合計がHK\$1億以上 ④上場時の株主数が300人以上
2. GEM：	①直近2年間の営業活動におけるキャッシュフローがHK\$2千万以上 ②上場時の時価総額がHK\$1億以上 ③上場時の株主数が100人以上

資料：香港証券取引所が公表されたデータ (<http://www.hkex.com.hk>) より筆者加筆作成。

リスクマネーを供給する場として設立されているが¹⁷、香港における第2の市場として、またメインボードへのステップアップのための市場として捉えられている。GEM市場はメインボードのように、明確な財務基準や上場要件はなかったため、これまでは上場段階でメインボードの審査基準を満たす企業を直接メインボードへ上場し、上場時点では基準に満たさないものの将来性が高く評価されている企業がGEMへ上場するという流れとなっていた¹⁸。2008年5月2日にGEMにおける上場要件の改正が発表され、同年の7月1日より施行された。改正の主な内容として①キャッシュフロー基

¹⁷ 南方美千雄・石川耕治（2009）83ページ。

¹⁸ 大塚貴史（2011）46ページ。

準 ②時価総額の二つとなっており、財務基準と並び経営実績について一定の基準が設けられるようになった【第3表】。

2013年4月30日の時点での上場数はメインボード1,378社であり、GEMは180社となっている¹⁹【第4表】。上場社数をみて分かるようにメインボードの方が圧倒的に多く、GEMはメインボードへ成長していく1つの過程であることがみてとれる²⁰。

2. GEM から MB への市場替え

既述のようにGEM市場は香港における第2の市場でメインボードへのステップアップのための市場として捉えられるが、上場した後メインボードへの上場審査基準を満たす企業はメインボードへの市場替えをすることは可能である。従来GEMからMBへ市場替えをする際は再度目論書を作成するとともにスポンサーを選定しなければならないため、MBへの市場替えが多大な費用および時間が必要とされていた。しかし、2008年に制度改革が行われ、MBの形式基準を満たした企業はより容易に市場替えができるようになった。なお、市場替えの対象企業はGEMに1会計年度以上（期中上場となる場合はその翌会計年度1年間でカウント）上場している企業と定められている²²。

1) 日系企業による市場替え

日系企業にもMBへの市場替えの事例がある。2005年10月にGEMに上場していた友成ホールディングスが2010年12月にMBへの市場替えを行い、日

¹⁹ 香港証券取引所のホームページ (<http://www.hkex.com.hk>) (2013年5月8日アクセス)。

²⁰ メインボードとGEMの2つの市場における関係についてはニューヨーク証券取引所とナスダックのような関係とは異なり、はっきりとした上下関係にあると言える。

²¹ 直近の年度がHK\$2千万以上、その前の2年間の合計がHK\$3千万以上の純利益の合計額が利益基準として定められている。

²² 大塚貴史 (2011) 46ページ。

【第4表】香港上場企業の国別内訳（2013年04月30日）

			合計社数	メインボード	GEM
1	中国本土企業		737	665	72
	(内訳)：	H株	175	148	27
		レッドチップ	120	115	5
		中国本土の民営企業	442	402	40
2	香港		722	619	103
3	その他		99	94	5
	(内訳)：	オーストラリア	1	1	0
		ブラジル	1	1	0
		カンボジア	2	1	1
		カナダ	5	4	1
		フランス	2	2	0
		インドネシア	4	4	0
		イタリア	1	1	0
		日本	4	4	0
		カザフスタン	1	1	0
		韓国	2	2	0
		マカオ	4	3	1
		マダガスカル	1	1	0
		マレーシア	11	11	0
		蒙古	1	1	0
		オランダ	1	1	0
		フィリピン	1	1	0
		ロシア	2	2	0
		シンガポール	9	9	0
		スイス	1	1	0
		台湾	28	28	0
		タイ	2	2	0
		イギリス	2	2	0
		アメリカ	11	9	2
		ベトナム	2	2	0
上場社数（合計）：			1,558	1,378	180

資料：香港証券取引所が公表されたデータ（<http://www.hkex.com.hk>）より筆者加筆作成。

系企業にとって初めての事例となった。一般的に MB への市場替えの主な目的は、MB 上場による取引量の増加、資金調達の容易化、ビジネス取引における知名度の活用などのメリットを享受するためである²³。しかしながら友成ホールディングスのケースでは市場替えに際して新たな資金調達を行わなかった。日系企業にとって中国およびアジア全域でのビジネス取引における知名度および信頼性の向上が MB への上場の一番の狙いであると思われる。

2) 日系企業にとっての上場メリット

日本企業にとって香港証券市場での IPO は、主に以下のようなメリットがあると考えられる。まずは資金の調達額の面においては、香港の株式市場は日本のそれに比べ流動性が高く、多くの資金を調達することが予想できるとの利点がある。そして、上場するまでの準備期間についても日本や他国の市場に比べ短い。さらに、香港および中国本土へのビジネスを展開する際、信頼性の高い香港市場に上場しているという事実は、企業にとって高い宣伝効果を得ることが期待できる。ほかにも資金調達の多様化や創業者の利益実現、手続きの簡素化、法律の厳格化、ビジネス取引の円滑化、コーポレートガバナンスの実効性と有効性、優秀なグローバル人材の確保など多くのメリットがあると考えられる²⁴。香港市場に上場する企業の多くが香港、とりわけ中国本土、さらにアジア全域を見据えてのビジネス展開に関与している。そのため、香港への上場はこうした国を跨る国際ビジネスを有利に働かせる機能を有すると考えられる。

3. 国際金融センターの地位は揺るがず

世界各国の主要市場の状況を比較してみると、【第5表】に示されているよ

²³ 同上。

²⁴ 同上、43ページ。

【第5表】世界の主要証券市場における比較（2010年12月31日）

国名	証券取引所	上場会社数	時価総額 (単位:10億円)	売買代金 (単位:10億円)	IPOによる資金調達 (単位:10億円)
香港	HKEx	1,413	220,810	121,870	4,669
アメリカ	NYSE	2,317	1,090,814	1,449,274	2,754
	NASDAQ	2,778	316,750	1,030,965	671
中国	Shenzhen SE	1,169	106,798	290,947	3,606
	Shanghai SE	894	221,229	366,170	2,381
イギリス	London SE	2,966	294,248	223,254	1,638
韓国	KRX	1,798	88,925	130,894	692
日本	Tokyo SE	2,292	311,734	308,491	638
台湾	Taiwan SE Corp	784	66,658	73,545	133
カナダ	TSX	3,741	176,760	111,488	78
ドイツ	FSE	765	116,436	132,625	68
シンガポール	SGX	778	52,710	23,561	46

出所：大塚貴史（2011）43ページ。（為替レート：1 USドル＝81.44円を基準とした）

うに、2010年12月末の時点における香港株式市場の時価総額は220兆8,100億円で、日本の東京証券取引所の311兆7,340億円に比べ、時価総額は低いものの、香港株式市場の資金調達額は4兆6,690億円で、日本の6,380億円と米国ニューヨーク証券取引所の2兆7,540億円²⁵を遙かに上回っており、資金調達という面において2009年から2011年まで3年連続世界1位の実績を誇っている。

香港市場の資金調達の高さに魅了され、新規IPO数が年々増加の傾向にある。2010年度日本新規IPO社数はわずか22社であったが、香港市場の新規IPO社数は日本の約6倍の113社²⁶であり、香港市場の成長性と人気さをもの語っている。近年世界的に有名な外国企業の香港への上場事例として、代表的な企業はグレンコア（2011年5月）、サムソナイト（2011年6月）、ブラ

²⁵ 同上。

²⁶ 同上，43ページ。

ダ（2011年6月）、コーチ（2011年12月）などが挙げられる²⁷。

以上のように、香港は1997年に中国に返還されたが、香港証券取引所の運営実績を鑑みれば、外国企業の上場数、証券会社や投資家の多様性等各方面からも優れた実績を示されており、アジアを代表する国際金融センターとしての地位は揺るぐことなく、多様な発行体を受け入れている。近年では、中国本土を中心とするアジア市場への進出を狙う企業にとって、アジアにおける知名度の向上や中国市場へのゲートウェイとして、香港でのIPOに対する関心が一層高まっている。以下の第3節においては上場主体を含め、香港でのIPOについて詳しく述べることにする。

第3節 香港 IPO の概要

1. 上場主体の本拠地

香港証券市場に上場している銘柄の国別内訳をみると、【第6表】で示しているように、最も多い国のケイマンは454社で、全新規上場社数の3割以上を占めている。そして、僅かな差で第2位のバミューダは446社の新規上場を果たしている。このように香港市場では上場主体としてケイマンやバミューダなどの国で設立したオフショア持株会社が多くみられる。ケイマンなどの国が選ばれている²⁸理由として、こうした国々は長年におけるオフショア法人としての上場実績やノウハウが豊富であること、会社の設立や維持コストが他国に比べ安価であること、法人組織の設計が柔軟で組織再編も比較的容易にできること、高度な法的・経済的インフラが整備されていること²⁹などが挙げられる。しかしながら、これは税務メリットや組織再編の容易性等から上場主体³⁰として選ばれているためであり、実際のオペレーショ

²⁷ アンダーソン・毛利・友常法律事務所（2012）。

²⁸ 一般的に上場時には上場主体としてのホールディングスカンパニーを新設するが、利用勝手の良い国に会社が設立されることが多い。

²⁹ 大塚貴史（2011）45ページ。

【第6表】 香港証券市場に上場している銘柄の上場主体の本拠地
(2010年12月31日)

	国	MB		GEM	
		上場会社数	時価総額* (単位:10億円)	上場会社数	時価総額* (単位:10億円)
1	ケイマン	454	39,598	96	896
2	バニユーダ	446	22,223	34	290
3	香港	198	81,745	4	12
4	中国	128	54,500	35	211
5	アメリカ	7	—	—	—
6	シンガポール	5	190	—	—
7	イギリス	3	19,945	—	—
8	その他	10	855	—	—
	合計	1,244**	219,056	169	1,409

出所：大塚貴史（2011）『週刊経営財務』44ページ

注）*香港市場に重複上場している企業及び1年以上取引停止している企業は除外。

**ナスダック上場銘柄は合計から除外。

***為替レート：HK\$1 = 10.46円。

ンは中国・香港でなされている会社が大半を占めているのが現状である³¹。

1) 子会社の香港上場について

香港証券取引所の規則によれば、親会社が過半数を維持したまま子会社を香港証券取引所に上場させることは可能である。ただし、発行済み株式総数のうち25%以上の株を流通させる必要があるとの条件を満たす必要がある。つまり、親会社が75%未満の持ち株であれば子会社を上場させることは可能

³⁰ 日本企業においては組織再編の過程において税務問題が生じる可能性があるため、上場主体を選定する際には税務問題に細心の注意を払う必要がある。

³¹ 大塚貴史（2011）44ページ。

であるとのことである。さらに、子会社の事業活動や経営に関して親会社による実質的な関与がなく、子会社が独自に意思決定を行っていることが上場の審査のポイントとなるため、子会社の事業自体が親会社と競合していないこと、親会社と子会社との間の取引関係が妥当であることが必須条件となる³²。

2) 中国外商投資企業の香港上場について

① 中国本土から直接上場の場合

中国外商投資企業³³の香港上場に関しては、外国企業が25%以上出資している「中外合資企業」および「中外合作企業」の場合、「外商投資株式会社」に組織変更することで香港証券取引所に上場することは可能である。しかしながら、中国本土から直接香港証券取引所に上場を希望する中国企業は、中国政府からの厳しい審査および監督管理を受けなければならない。その審査承認プロセスが不透明で長時間に及ぶ場合があるため、これまで香港証券取引所での上場を果たした中国本土の企業は国有企業や大手金融機関など中国政府に認められた一部の企業に限られている。

② オフショア持株会社を新設上場する場合

中国本土では上述のような事情があるため、外商投資企業が香港上場を希望する場合に関しては、多く用いられる手法として、ケイマン、バミューダ、英領バージン諸島（BVI）等の地域に持株会社を設立して、中国の外商投資企業をこれらの持株会社の子会社に再編した後に、持株会社を香港証券取引

³² 最上龍太（2012）41ページ。

³³ 中国外商投資企業とは、外国企業が出資して中国国内に設立した企業で、外国企業が100%出資している「独資企業」、外国企業が原則として25%以上出資している「中外合資企業」・「中外合作企業」の3種類の現地法人をいい、これまで中国では「三資企業」と呼ばれていたが、現在は「外商投資企業」と統一されている。

所に上場させるということである。外国企業が100%出資している独資企業も同様に、ケイマン等のオフショアに持株会社を設立し、それを香港証券取引所に上場させる事例が多くみられる³⁴。要するに、中国の外商投資企業を香港証券取引所に上場させる場合、中国企業を直接上場させず、ケイマン等オフショアの持株会社を新設上場させるという手法が多く用いられているとのことである。

3) 日本企業による香港上場の事例

香港証券取引所に上場する形式は、「プライマリー・リスティング」と「セカンダリーリスティング」に分けられる。プライマリー・リスティングとは、香港証券取引所を主要な上場取引所とする上場形態であって、上場企業には、基本的に香港証券取引所の上場規則等のルールの遵守義務の一部が免除される。セカンダリーリスティングが認められるのは、メインボードへの上場の場合のみである³⁵。

上記の二つの形式における日本企業の香港上場の事例では、2011年4月のSBIホールディングスによるメインボード上場が、日本企業による初の香港上場として注目を浴びたが、このケースは、東京証券取引所を主要取引所とするセカンダリーリスティングであった。これに対し、ダイナムジャパンホールディングスは2012年8月にメインボードに上場したが、これが日本企業による香港証券取引所における初めてのプライマリー・リスティングのケースになる。ダイナムジャパンホールディングス以外にも、複数の日本企業が香港証券取引所へのプライマリー・リスティングを積極的に検討している模様である。プライマリー・リスティングおよびセカンダリーリスティングの先例が出揃ったことで、今後はアジア進出を狙う日本企業にとって、東

³⁴ 最上龍太 (2012) 41ページ。

³⁵ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 (2012) 2ページ。

京証券取引所だけではなく、香港証券取引所も上場市場の現実的な選択肢となっていくものと思われる³⁶【第7表】。

【第7表】 香港証券取引所に上場した日本企業の香港現地法人

企業名	会社登記国	上場日	市場	事業内容	親会社の議決権割合
AEON STORES (HK) CO., LTD.	香港	1994年2月	MB	小売業	71.64%
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO., LTD.*	香港	1995年9月	MB	金融サービス業	66.22%
友成控股有限公司**	ケイマン	2005年10月	GEM	持株会社	66%
		2010年12月	MB		
SBI Hong Kong Holdings Co., LTD	日本	2011年4月	MB	アセットマネジメント事業	100%
Dynam HK Co. LTD	ケイマン	2012年8月	MB	投資事業	100%

注) *親会社が日本の市場に同時上場している企業の子会社。

**2005年10月に GEM に上場し、2010年12月に MB に市場替えをした。

出所：香港証券取引所のホームページ (<http://www.hkex.com.hk>) 及び SBI ホールディングス株式会社の有価証券報告書（2013年3月期）、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの有価証券報告書（2013年3月期）の情報により筆者作成。

第4節 オフショア法人の活用

1. 中国における外国企業の企業形態

1) 外資独資企業

外資独資企業が出資する場合、要するに外国投資者1社のみが出資する場合に関しては、設立段階で出資者間でのトラブルが生じることはないのみならず、企業経営に中国投資者が入らないため、外国投資者は自らの意思で会社運営することができる。さらに、中国投資者による技術流用などのことを防ぐことができる³⁷。しかしながら、中国本土の会社を直接香港証券取引所に上場させた後に持分や資産を譲渡するには、中国の関係当局の許認可が必

³⁶ 同上。

³⁷ 小峰孝史（2012）講演の資料より。

要であり、手続きに時間がかかる場合が多い。そのため、日本企業が独資企業という形態をとって香港証券取引所に上場させる場合においても、香港やケイマン等に持株会社を新設し、オフショア法人を上場主体として香港証券取引所に上場させた方が良いかと考える。ただし、日本企業においては、組織再編の過程で課税問題が発生する可能性があるので留意が必要である³⁸。

2) 中外合資企業

中国の許認可権限を持つ地方政府機関との交渉を中国国内事情に詳しい中国側出資者に委ねることができる上、中国出資者の持つ情報、販売網、人脈等を利用することができる。また、独資企業では許認可されない業種でも中国企業との合資企業の場合は許認可されることがあるため、中国国内での事業拡大が図られやすいというメリットがあると考えられる³⁹。しかしながら、中外合資企業の場合に生じやすい問題点もある。会社の定款の変更、登録資本金の増減、合併・分割・解散・会社形態の変更などの事項は会社の重大事項として董事会（取締役会）の董事メンバー全員の承認と中国の関係当局の承認を得なければならないとされている⁴⁰。そのため、事業に関する意思決定に中国側の意思に大きく左右されやすい問題が生じてくるだけではなく、合資当事者間で紛争が生じた場合、日本側がスムーズに撤退できないケースがある⁴¹。また、日本側の持分を第三者へ持分譲渡の場合においても、持分譲渡の許認可を受けるためには中国側出資者の同意が必要とされる。合資先や中国の関係当局が賛成してくれない限り実現できないというリスクがあると言える。

³⁸ 最上龍太（2012）42ページ。

³⁹ 小峰孝史（2012）同上。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 最上龍太（2012）42ページ。

2. オフショア持株会社の活用

1) オフショア持株会社の設立

オフショアとは、中国本土から離れた地域⁴²のことを指す。中国企業のオフショア法人による香港上場とは、中国企業が従来のように中国本土から直接香港証券取引所に上場を申請するという手法とは異なり、中国本土から離れた地域で法人を設置し、香港に上場させるという手法のことを言う。既述のように、中国本土から直接香港証券取引所に上場する中国企業は中国政府からの厳しい審査および監督管理を受けなければならないが、中国企業を直接上場させず、オフショア法人を新設し香港に上場させるという手法を活用すれば、上記のような問題を回避することができる。そのため、中国の外商投資企業のオフショア持株会社による香港上場という手法は多く用いられ、活用例も豊富である。一般的に中国企業は、ケイマン諸島、英領バージン諸島（BVI）および香港などのオフショア地域に持株会社を設立していることが多いとされている。

2) オフショア持株会社のメリット

中国本土から離れたところに設立した持株会社であるため、中国政府からの直接の監督管理および厳しい審査を受ける必要はないというメリットがある。既述のように、中国における中外合資企業の場合、事業を撤退する際に清算および持分の譲渡が合併先中国側の出資者の同意および中国の関係当局の承認を得なければならない。合併先や中国の関係当局が賛成してくれない限り実現できないため、事業の撤退や組織の再編は予想以上に困難な場合が多い。しかし、中国国外のオフショア持株会社の持分であれば、会社の定款要件を満たせばよく、董事会全員の承認や中国の関係当局の許認可は不要と

⁴² ここでは香港を含み、バミューダ、ケイマン諸島など、中国本土から離れた地域のことを指す。しかし実際、オフショアの持株会社として香港上場できるのは、香港証券取引所に上場が認められているオフショア設立登記地の会社のみであるため注意が必要である。

なり、容易に第三者に持分譲渡をすることができる。ビジネスからの撤退も比較的容易であり、より柔軟に組織再編を行うことができる⁴³。

資金運用という側面からみてもオフショア持株会社の活用に大きなメリットがあると言える。それは中国本土に資金を投じてしまうと、原則として配当金以外は資金を自由に持ち出すことは不可能であるが、香港法人やケイマン法人などオフショア持株会社の場合は上述のような制限はなく、中国本土以外での資金利用が容易であるからである⁴⁴。

3) 香港上場が可能な法人設立登記地

既述のように、中国本土以外のオフショア地域での香港上場が大きなメリットがあることが分かる。しかしながら、オフショア地域と言っても中国本土以外のどこの地域でも認められているという訳ではないことに注意を払う必要がある。香港証券取引所の上場規則によれば、香港上場が可能な法人の設立登記地は原則として、香港法人、バミューダ法人、ケイマン諸島、中華人民共和国のいずれの国に限られている。この中でも、ケイマン法人からの上場が最も多いため、ケイマン法人を持株会社として有している中国企業は多く存在している。このようにケイマン法人などの活用例が多いため、香港証券取引所にとってこれらの地域の法人に対する上場処理の経験が豊富で対応に慣れており、香港法人やケイマン法人などのオフショア法人を構えることで、香港証券取引所への上場がスムーズにできるメリットがあると言える。

香港証券取引所への上場が認められるオフショア設立登記地は、上述の4つの地域だったが、それ以外の国・地域からの会社の場合は、香港法に従い、香港法により設立された会社と同等以上に株主保護が図られた当該国の会社

⁴³ 最上龍太（2012）41～42ページ。

⁴⁴ 小峰孝史（2012）同上。

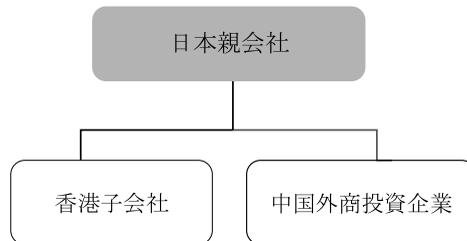
法により設立された会社であることを証明できれば、香港証券取引所への上場が認められることになっている。日本は、2010年10月に、日本の会社法が香港証券取引所によって審査され、株主保護が図られた法令であることを認められた⁴⁵。そのため、香港証券取引所への上場が認められるオフショア設立登記地は現在、日本を含め、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、シンガポール、ブラジル、キプロスなど18以上の地域にまで追認され、今後はオフショア法人の活用という上場手法がより一層広まると予想される。

3. オフショア持株会社の香港上場

1) 上場主体としての日本法人

既述のように2010年により、日本でビジネスを展開している法人をそのまま香港市場に上場させることができるようになったため、ケイマン諸島などで新たに持株会社を設立する必要はない⁴⁶。しかしながら、日本法人の香港上場はまた歴史が浅く上場の事例が極めて少ないため、香港証券取引所やスポンサーなどにとっても経験が乏しく手続きに慣れてないことから上場のための手間がかかるとのデメリットがある。

【第1図】 上場主体としての日本法人



出所：筆者作成

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 同上。

さらに、日本法人が上場主体となった場合にもう一つ注意しなければならない点がある。それは日系企業における中国・香港の現地ビジネスのみ上場していた場合で、現地事業が順調に成長し、投資家にとって将来性のある魅力的な銘柄であっても、日本での事業を含めて上場した場合で日本事業の成長が停滞してしまった際、魅力だった銘柄が投資家にとって魅力的でなくなってしまう恐れがある⁴⁷。親会社の本国での事業不振が、現地事業に対するイメージに悪影響を与えかねないという点に注意が必要である。

2) 上場主体としての香港法人

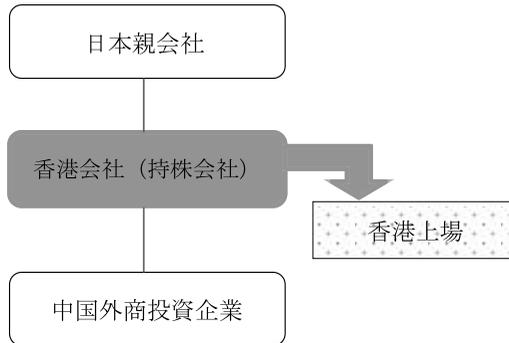
香港でビジネスを展開している香港法人をそのまま香港市場に上場させることができる。ケイマン諸島などに新たに持株会社を設立する必要はないとされている。香港法人を上場の主体とする場合、【第2図】が示しているように日本法人⇒香港法人⇒中国法人という構造をとる企業が多いと思われる。前述のように中国と香港との間に経済緊密化協定（CEPA）が結ばれており、この構造の場合はCEPA制度が適用され、香港現地法人の中国でのビジネスが日本企業からの中国投資より優遇されているとの利点がある。

また、日本法人⇒香港法人⇒中国法人という構造でビジネスを展開する企業にとっては税金面においても大きなメリットがあると言える。中国と香港との間に租税協定が結ばれており、これにより中国法人が香港法人に配当する場合の納税額はわずか5%に過ぎない。日本法人に直接配当する場合の10.147%の源泉所得税に比べ、はるかに優遇されている⁴⁸。総じていえば、日本法人の子会社として上場するより香港法人の子会社として上場した方が中国でのビジネスの規制が少なくビジネスの自由度が高くなるとのことである。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 同上。

【第2図】 上場主体としての香港法人



出所：筆者作成

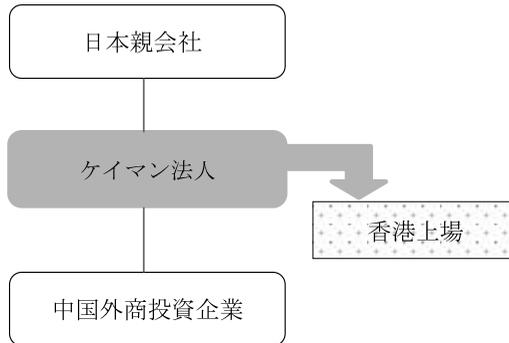
3) 上場主体としてのケイマン法人

香港法人の場合、株主や定款の登録が義務付けられているため、誰からも閲覧可能である。しかし、ケイマン、バミューダ等の地域は、株主や定款が非公開であり、情報漏れの心配はない。さらに、法人税などのコストが安く、コーポレートガバナンス、株主保護といった法体系も高度に洗練されている⁴⁹。香港法人の株式譲渡には、譲渡対価または純資産額のいずれか高い方の額の0.2%の印紙税が課される。しかし、ケイマン法人の株式譲渡には印紙税は不要である⁵⁰。また、ケイマン法人というオフショア地域に持株会社を新設する手法で香港上場を果たした企業の事例が極めて豊富で、香港証券取引所十分に認知されているため、上場審査がスムーズに進むことができる。スポンサーなどの組織にも手続きに慣れており、上場企業にとって行政的負担が軽減され、比較的に迅速に対応してもらえる利点がある。さらに、ケイマン等の持株会社を香港証券取引所に上場させることで将来の資本や資産の

⁴⁹ 最上龍太 (2012) 41~42ページ。

⁵⁰ 小峰孝史 (2012) 同上。

【第3図】 上場主体としてのケイマン法人



出所：筆者作成

移動等の組織再編、投下資本の回収が容易であるというメリットがあると言える⁵¹。

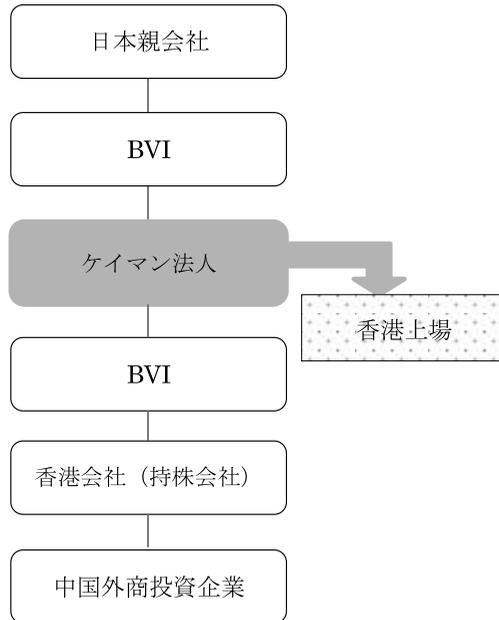
4) BVI 法人経由での上場

上記のケイマン法人による上場との構図のほかに、もう一つよく用いられる手法は【第4図】に示されているように、BVI 法人⇒ケイマン法人⇒BVI 法人⇒香港法人との上場構図である。既述のように、香港法人または上場したケイマン法人の株式の譲渡には印紙税が課される。将来、何らかの理由により大きな組織再編を行う場合に、香港法人または上場したケイマン法人の株式を譲渡すると印紙税が課される。しかし BVI 法人の株式を譲渡する場合には一切印紙税は課されない。BVI 法人を経由に上場する場合、法人の設立費用および上場後の維持費用がともに安価であるため、多くの企業に用いられている上場手法の一つである⁵²。

⁵¹ 最上龍太（2012）41～42ページ。

⁵² 小峰孝史（2012）同上。

【第4図】 BVI 法人経由での香港上場



出所：筆者作成

おわりに

日本企業が中国で合弁企業を設立する場合、合弁相手方との意見の不一致などにより合理的意思決定をできない場合がある。しかし、香港法人やケイマン法人などのオフショア持株会社を活用することで、様々なリスクを回避することができる。近年日本企業における中国・アジア市場拡大の必要性和香港市場の成長度合いや中国の経済発展、さらに2011年4月14日のSBIホールディングス（株）など日本企業による香港上場の活用実例があることなどから、日本企業にとって香港証券市場への上場はアジアビジネスを展開する際に一つ重要な選択肢として注目を浴び始めている。しかしながら、日本企業の香港証券取引所への上場実例はあるものの、米国や中国の企業に比べ、

また件数が少なく経験が乏しいため、香港上場を数多く果たしている中国企業のオフショア法人などの活用例を大いに参考すべきであると考えます。

<謝辞>

研究過程で御指導下さった先生方および本稿の審査プロセスで匿名レフリーの先生方から大変有益なコメント・助言を頂きました。ここに厚く御礼申し上げたいと思います。

<参考文献>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所（2012）『ニュースレター』2012年10月号

SBI ホールディングス株式会社の有価証券報告書（2013年3月期）

大塚貴史（2011）「香港 IPO の概要と最近の動向について」『週刊経営財務』No.3022

大崎慎一・増田孝夫（2010）『図解 株式上場のしくみ』東洋経済新報社
株式会社ダイナムジャパンホールディングスの有価証券報告書（2013年3月期）

小峰孝史（2012）「中国香港に進出している日系企業の香港上場—中国進出企業にとってのオフショア法人の活用、香港上場に向けた組織再編」『KMPG ジャパン主催の対中ビジネスセミナー』の講演内容（2012年12月12日）

最上龍太（2012）「香港証券取引上場のすべてが分かる！第4回：香港セカンダリーリスティングの現状」『週刊経営財務』No.3085

『日刊 CARGO 電子版』2013年9月13日記事

香港政府統計署（2012）『2012年在香港域外本社を代表して香港に拠点を置

く企業にかかる年次統計調査報告書』

香港証券取引所のホームページ (<http://www.hkex.com.hk>)

みずほ証券株式会社 (2012) 「中国および香港現地法人の香港上場における
メリットと最近の動向」『KMPG ジャパン主催の対中ビジネスセミナー』
の講演内容 (2012年12月12日)

みずほ総合研究所 (2012) 『アジアビジネスに関するアンケート調査』

三菱総合研究所アジア市場研究部編 (1997) 『香港返還後のアジア経済』日
本能率協会マネジメントセンター

南方美千雄・石川耕治 (2009) 『すぐわかる香港 GEM 上場・シンガポール
Catalist 上場』

World Federal Exchanges Members website: <http://www.world-exchanges.org>

北ベトナムの南部統一作戦について

木村 哲三郎

— On the “great spring offensive” of the North Vietnam in 1975 —

Tetsusaburo KIMURA

はじめに

1973年1月、米国・南ベトナムと北ベトナム・南ベトナム共和国臨時革命政府（P R G）は停戦・米国および外国軍の撤退、南ベトナムでの平和プロセスを取り決めたパリ協定に調印した⁽¹⁾。

しかし米戦闘部隊、韓国軍などの外国軍は撤退したものの、停戦の実現、自由な総選挙を実施して、南ベトナムを代表する正式政府を樹立するという平和プロセスは進展しなかった。ウォーター・ゲート事件等で米大統領の軍事力行使に歯止めがかかっているとみた北ベトナムは1975年、大攻勢をかけて一気に南ベトナムを併合してしまった。

これはパリ協定の基本的規定に違反するのみならず、先ず独立した民主的南ベトナムを建設した後、話し合いを通じて南北の統一を実現するという、北ベトナム、南ベトナム解放民族戦線（N L F）、P R Gらの従来の主張にも反するものである。

⁽¹⁾ 南ベトナムの正式名称はベトナム共和国、北ベトナムのそれはベトナム民主共和国である。1969年6月8日、南ベトナム解放民族戦線（N L F）と民族民主平和連合は解放区において国民代表大会を開き、南ベトナム共和国臨時革命政府（P R G）を樹立した。パリ協定の署名者については Allan E. Goodman, *The Lost Peace*. 1978. p.197

念のためパリ協定の基本規定をみてみよう。協定は第1章第1条において1954年のジュネーブ協定によって認められたベトナムの独立、主権、統一及び領土の不可分を尊重すると規定しながらも第4章において南ベトナム人民は自由かつ民主的な総選挙を通じて南ベトナムの政治的将来を自ら決定すると南ベトナム人民の自決権を規定している。さらに第14条において南ベトナムは平和及び独立の外交政策を追求する、第5章第15条においてベトナムの統一はいずれの当事者による強制又は併合若しくは外部からの干渉なしにかつ平和的手段を通じて段階的に実現されると規定している^②。

このようにパリ協定は第1章と第4章の実現には時間差を設けて南ベトナム人民の自決権を保障しているのである。

南ベトナムのグエン・バン・チュー（Nguyen Van Thieu）政権がパリ協定を実施しないことを口実に北ベトナムが軍事力によって南ベトナムを制圧して南北の統一を実行したことは国内的にも国際的にも重大な意味を持っている。

本稿の目的は統一作戦がどのような背景の下に計画され、実行されたのか、また統一作戦がベトナムの国内および対外関係にどのような影響を与えたかを明らかにすることである。

第1章 協定の実施

パリ協定に定めるとおり、米軍の撤退は米人捕虜釈放と引換えに60日以内に完了した。1973年3月29日、ベトナム駐留米軍の最終部隊2500人が出国し、米援助軍司令部（MACV U.S. Military Assistance Command の略、1964年設置）は解散した。韓国軍らの外国軍も3月末までに撤退した。

米国はMACVに代わって、南ベトナム軍（政府軍）の支援や情報収集および米軍が結んだ各種用務契約の履行監督のために武官事務所（DAO）^③

^② アジア動向年報1974年版 302-303ページ

を設置した。規定では陣容として武官50名、私服の要員1200名が認められているが、1973年1月の時点でD A Oは23000人を、うち米国人5000人、ベトナム人16000を雇用していた。その人員も1973年半ばまでに半減した。

このように米国は南ベトナム軍支援体制は維持したものの地上軍は撤退させた。これに対して南ベトナムの平和プロセスは一向に進展しなかった。

これはある意味で当然のことであった。南ベトナムのグエン・バン・チュー（Nguyen Van Thieu）大統領は1973年1月24日パリ協定仮調印を発表した際に「停戦実施後南ベトナム政府は解放戦線（N L F）側と会談を行うことになろう」、「南ベトナムには1つの政府、1つの軍隊しか存在しない。私は南ベトナム臨時革命政府（P R G）なるものの存在を認めない」と述べた⁽⁴⁾。また協定が南ベトナムに存在する北ベトナム軍の存在・撤退を明記していなかったことに大いに不満であった。このために南ベトナム政府軍（以下政府軍）は国境地帯にある北ベトナム軍根拠地や解放区（南ベトナム国内の解放戦線が支配している地域）に攻撃を加えた。双方とも支配地域を拡大・完全なものにして、以後の政治交渉を有利に進めようとした。いわゆる「陣取り合戦」が始まった。

このような状態では合同軍事委員会に参加した北ベトナム・P R G代表団の活動は妨害され、南ベトナムの両当事者間の停戦、捕虜の送還も進展しなかった。民族和解全国評議会設立のための前提である平和プロセスは当初から落ちてしまった。当然、国際管理監視委員会も役割を果たすことができなかった。同委員会が共産側ポーランド、ハンガリー、政府側カナダ、インドネシアの4カ国から成り、南ベトナムの両当事者が合意しない問題について、独自の判断を下し行動することができなかったからである。

行き詰まりを打開するために1973年5月17日から北ベトナムのレ・ドク・

⁽³⁾ William E. Le Gro, Vietnam from Cease Fire to Capitulation.1981 p.18-19. DAO=Defense Attache Office

⁽⁴⁾ アジア動向年報 1974年版 266ページ

ト (Le Duc Tho) 顧問と米国のキッシンジャー (Kissinger) 補佐官が一連の会談を始めた。この結果、6月13日「ベトナム和平パリ協定の実施に関する共同コミュニケ」に調印した。これにはキッシンジャー、南ベトナムのグエン・ルー・ビエン (Nguyen Luu Vien) 顧問、北ベトナムのレ・ドク・ト、P R Gのグエン・バン・ヒュー (Nguyen Van Hieu) 国務相がそれぞれの政府を代表して署名した⁵⁾。しかし効果はなく、その後も各地で政府軍と解放武装勢力 (北ベトナム人民軍とN F Lの武装力を指す) の間に衝突が起こった。

ベトナム戦争で注意すべきは敵・味方の間に情報公開に関して大きな非対称性が存在していることである。南ベトナムで活動している北ベトナム人民軍とN F Lの武装力にどんな区別があるのか、時期によってその割合および性格がどのように変化してきたのか明らかでない。米国および南ベトナム側に関しては情報公開は進んでいるのに北ベトナム、N F LおよびP R Gの側については殆んど進んでいない。また客観的条件にもとづく非対称性もある。首都サイゴン (現ホー・チ・ミン市) を始め、各都市および平野部を支配する政府軍の行動や意図は内外の通信社、新聞を通じて広く世界に報道された。山間部やラオス、カンボジアとの国境地帯で活動する解放武装勢力の行動は明らかでない。この情報公開の非対称性を利用してP R Gや北ベトナム側はしきりに政府側のパリ協定違反を非難したが、北ベトナム側にも違反があった。例として2つの事件を取り上げる。

早くも1973年3月12日、米国防総省報道官は「3万の北ベトナム軍、250台の戦車、地对空ミサイルなどがホー・ルート⁶⁾と非武装地帯をぬけて南下」

⁵⁾ 同書、309-311ページ

⁶⁾ ホー・チ・ミン・ルートの略。北ベトナムから17度線の非武装地帯を回避して、ラオス領に出てこれを南ベトナムとの国境沿いに南下し、カンボジア領内を通って南ベトナムのP R Gの根拠地に至る一大補給ルート。

⁷⁾ 前掲動向年報、269ページ。

と発表した⁷⁾。これは南ベトナムの両当事者に部隊や武器の搬入を禁止した条項に大きく違反している。4月の初めには北ベトナムが非武装地帯の南側のケサン (Khe Sanh) の周辺に大規模な地对空ミサイル基地を建設していることが明らかになった。

キッシンジャーはレ・ドク・トとの会談を申し入れたが北ベトナムは時間稼ぎをして武器や兵員の搬入を続けた。4月末雨期に入るとホー・ルートは泥濘となって使用できなくなるからである⁸⁾。「停戦後に破壊され、破損され又は消耗した武器。弾薬及び軍事物資を同種類・同性能のものと1対1の割合で定期的に取り替えることができる」との条項を合同軍事委員会及び国際管理監視委員会が活動不能の状態の下で援用実行したものと考えられる。

第2の事件はラオス北部で起きた。1973年2月21日、ピエンチャン政府と北ベトナムに支援されたラオス愛国戦線との間にラオス和平協定が調印された。

ところが平和プロセスが始まるどころか直後から陣取り合戦が始まり、4月16日には北ベトナム軍とパテト・ラオ (Pathet Lao)⁹⁾ 軍がジャール平原南に位置する要衝タ・ビエン (Tha Vieng) を占領した。政府軍がジャール平原から締め出されてしまう危機が生じた。米国はB52爆撃機および戦闘機で4月16日と17日の2日間、明白な停戦違反への報復として爆撃を行なった。しかし警告の効果はあったとしてもピエンチャン政府側の状況が良くなったとは言えない¹⁰⁾。

ここでラオスへの爆撃は行なったのに、何故南ベトナムに存在する解放武装勢力の基地とホー・ルートへの爆撃を行なわなかったのかという疑問が生じる。理由の一つはホー・ルートの大部分ではすでに雨期が始まっていて、視界不良で空爆の効率が悪くなっていた。北ベトナムは4月中旬までに

⁸⁾ Henry Kissinger, *Years of Upheaval*. 1982. pp.323-324.

⁹⁾ 愛国戦線の武装組織

¹⁰⁾ 前掲動向年報、299ページと306-308ページ。

35000の新規兵力を送り込んだので雨期の間の輸送は極端に低下していた。またルートのうち雨期入りしていない南の部分の爆撃には非武装地帯の南にある北ベトナム軍の地对空ミサイル基地を破壊してからでないかと危険だとの理由で国防総省が難色を示した¹¹⁾。時間を消費するうちにウォーター・ゲート事件が核心に迫まりニクソン大統領が時間とエネルギーの大半をその対処に割かざるを得なくなった。大統領の権威は失墜し、米国の議会および世論はベトナム戦争への反対色を強めた。こういう雰囲気の中ではニクソン大統領も空爆を命ずることはできなかった¹²⁾。米人捕虜を帰還させ、地上軍を撤退させた今、米国の世論に空爆によるベトナムへの介入を納得させることはどんな大統領にとってもはるかに難しくなっていた。1973年7月1日、ニクソン大統領はカンボジア爆撃を8月15日までに停止する法案に署名した。8月17日、シュレジンジャー（James. R. Schlesinger）国防長官は「北がインドシナで大攻勢を始めれば、爆撃再開を議会に要請する、ただし地上軍の介入はあり得ない」と言明したが¹³⁾、もはや米国にはパリ協定の実施を南北両ベトナムに迫まる有効な手段はないことが明白であった。後に残されたのは南ベトナム政府に対する軍事・経済援助のみとなった。これは米議会が決定する権限を持っている。1973年夏以向パリ協定は実施の見込みを失ったのである。

第2章 戦争指導機構

前章では主として米国および南ベトナム政府側がパリ協定をどのように実施したかを明らかにした。この節では北ベトナムがパリ協定およびその後の状況にどのように対処したかを、できるだけ北ベトナム側の資料を使って明らかにして行く。従来のベトナム戦争についての見方は米国側の資料に基づ

¹¹⁾ Henry Kissinger, 前掲書、p.325

¹²⁾ *ibid.*, pp.318-319.

¹³⁾ 前掲動向年報、273ページ。

いたものが殆んどで、そのために相手側の見方、意図を見誤ることが多かった。典型的な例がベトナム戦争の起源をどこに置くかの違いである。米国側はベトナム戦争を早くともN F Lが成立した1960年から、多くは1964年8月のトンキン湾事件、あるいは1965年に始まる米軍地上部隊の投入から見ていた。これに対して北ベトナムはベトナム民主共和国が誕生した1945年9月（8月革命）から、遅くとも1954年7月のジュネーブ協定から見ていた。北ベトナムの指導者、N F Lの幹部は8月革命に参加し、その後の対フランスの独立戦争を闘い、ジュネーブ協定で悔しい思いをしてきた人々である。北ベトナム側には彼ら独特の歴史認識、状況認識があるのである。

第1節 指導機構

パリ協定に北ベトナム側がどのように対処したかを述べる前に、彼らの戦略、戦術はどこで誰によって決定されていたかを述べる。

ベトナム労働党の最高指導機関は党全国代表大会（党大会）であり、1960年の党規約では4年毎（現在では5年毎）に開催されることになっていた⁴⁴。ベトナム戦争中は1960年9月に第3回党大会が開かれてから、1976年12月に第4回党大会が開かれ、党名をベトナム共産党に変えるまで、党大会は一度も開かれなかった。戦争中党大会に代わって最高決定機関の役割を担ったのは第3回党大会が選出した3期中央委員会総会であった。全国の党代表大会となれば南の党員代表が参加できないからである。

ベトナム労働党は1954年のジュネーブ協定で分断された南北両ベトナムのうち北ベトナムだけの党ではなく、全ベトナムの政権党であるとの主張を捨てたことはない。ジュネーブ協定で抗仏戦争を戦ったベトミン幹部や兵士は北に集結し、南に還る日を待つことになった。米国の支援で南ベトナムにベトナム共和国を樹立したゴ・ジン・ジエム（Ngo Dinh Diem）政権はベト

⁴⁴ 党文献20巻（1960）、p.789の党規約第2章。

ミン（Viet Minh 越盟、フランスからの独立戦争を戦った民族統一戦線組織）の解放区を攻撃し、その中核となっている労働党員を弾圧した。このために南に残った労働党の組織は壊滅的打撃を受けた。武装闘争に依拠しながらジエム政権を打倒し、南ベトナムに北との統一を話し合う政権を樹するためにはNFL（南ベトナム解放民族戦線）が誕生した。北が南の解放に乗り出したのは南の党組織と解放区を失いかねない危機に直面した南の党員がハノイの党中央に圧力をかけた結果である⁶⁵。

さて第3回党大会には代表候補も含めて576人（うち正式代表525人）の代表が出席した。このなかには党中央が指定した代表54人、南ベトナムの代表26人が含まれていた。選挙管理委員会によると、北ベトナムの党員数は1960年6月1日現在で49万2492人で、1人の正式代表が1109人の党員を代表した⁶⁶。南の代表が南から北に終結した党員を代表するものか、南部で現に活動中の党員を代表して南から到着したものか分からない。なお党大会の準備のために開かれた第2期中央委員会17回総会の決議では1959年6月のベトナムの党員数43万2492人、うち軍人党員8万3529人となっている⁶⁷。1年で6万人増加したのには2つ考えられる。1つは南での戦争を本格化させるための軍増強の一環として入営入党を図ったとも考えられるが、その可能性は薄い。可能性の高いのは南から集結したベトミン幹部や兵士のなかの党員数である。しかし1代表1100人の基準を適用するなら60人近い代表となると南の代表26人が意味するのは党組織委員会が南ベトナムで生き残って活動している党員数を27000人前後と判断していたということである。

党大会の重要な任務は党中央委員を選出し、党政治局、書記局など党最高指導部（党中央と言ってもいい）を決定することである。第3回党大会は78

⁶⁵ この間の事情は中部の党書記であったボ・チ・コン（Vo Chi Cong）の回想記を参照。Vo Chi Cong, *Tren Nhung Chang Duong Cach Mang, Ha Noi-2001*, pp.181-187

⁶⁶ 党文献21巻（1960）, p.491

⁶⁷ 党文献20巻（1959）, pp.854-5.

人（うち31人は中央委員候補であったが戦争中に殆んどが正式の中央委員に昇格）の中央委員会メンバーを選出した。このうち南ベトナムで活動中の幹部の氏名は公表されなかった。戦争後、刊行された党文献によると南で工作中的の指導者は次の7人である。グエン・バン・クック（Nguyen Van Cuc）、ファン・バン・ダン（Phan Van Dang）、ファム・バン・ソ（Pham Van Xo）、南ベトナム中部（第5戦区）のボー・チ・コン（Vo Chi Cong）の4人が中央委員に、候補として南部のファム・タイ・ブウン（Pham Thai Boung）、ボー・バン・キエト（Vo Van Kiet）、レ・トアン・ツ（Le Toan Thu）の3人が選出された⁸⁸。

これ以後15年間の戦争をどのように生き抜いたか一部の幹部を除いてその消息は明らかではない。

統一達成後、北の党官僚が強行した社会主義的改造政策、中央集権的計画経済が破綻した時、ドイモイ（Doi Moi＝刷新）の運動を担ったのは党書記となったクックことグエン・バン・リン（Nguyen Van Linh）、国家主席となったボー・チ・コン、首相となったボー・バン・キエトの3人であったことは興味深い。

中央委員のなかには軍人党員16人が含まれていたが、戦争の激化につれて彼ら高級幹部も南の戦場に派遣されることが多くなった。このために中央委員会総会を随時に開くことは困難になった。かくして党の最高指導機関は党政治局が担うことになった。

第1表は第3期中央委員会第1回総会（1中総）が選出した政治局である。このうちホー・チ・ミンが1969年9月に、グエン・チ・タインが1967年に死亡した。米側情報によると1972年9月初め、2人の政治局員候補は政治局員に昇格した⁸⁹。政治局の顔ぶれを見ればレ・ズアンを始め南ベトナムで活動

⁸⁸ 党文献、21巻（1960）、pp.906-908.

⁸⁹ アジア動向年報1973年版。270ページ。

していた経験のある人物が重要ポストを占め、たとえアメリカとの戦争を招くようなことがあっても南部解放を実現するとの意図が見てとれる。

党規約によると党中央委員会は軍をその支配下に置くために、外部からの委員も含む党中央軍事委員会（以下中央軍委）を設立することができる。第3期中央委員会第3回総会（3中総）は1961年1月23日、レ・ズアンを委員長、ポー・グエン・ザップ国防相を書記とする16人から成る中央軍事委員会の設置を決定した。委員としてグエン・チ・タイン軍総政治局長、グエン・ズイ・チン外相、バン・ティエン・ズン軍総参謀長、チャン・コク・ホアン公安相、統一委員会委員長グエン・バン・ビン（Nguyen Van Vinh）らが含

第1表 第3回党大会政治局員名簿

主席	ホー・チ・ミン	Ho Chi Minh
第一書記	レ・ズアン	Le Duan ☆
	チュオン・チン	Truong Chinh
	ファム・バン・ドン	Pham Van Dong
	ファム・フン	Pham Hung ☆
	ポー・グエン・ザップ	Vo Nguyen Giap
	レ・ドク・ト	Le Duc Tho ☆
	グエン・チ・タイン	Nguyen Chi Thanh ☆
	グエン・ズイ・チン	Nguyen Duy Trinh
	レ・タイン・ギ	Le Thanh Nghi
	ホアン・バン・ホアン	Hoang Van Hoan
	政治局員候補	
	バン・ティエン・ズン	Van Tien Dung
	チャン・コク・ホアン	Tran Quoc Hoan

(注) ☆書記局員兼任

(出所) Vien Nghien Cuu Chu Nghia Mac Lenin va Tu Tuong Ho Chi Minh, Lich Su Dang Cong San Viet Nam. Tap II (党史第2巻) Ha Noi-1995. p.143.

まれている。

中央軍委には常務委員会があり、書記ポー・グエン・ザップ、副書記バン・ティエン・ズン、ソン・ハオ (Song Hao)、常務委員がホアン・バン・タイ (Hoang Van Thai)、チャン・クイ・ハイ (Tran Quy Hai) で、彼らは南の戦場との連絡に当たっていた²⁰⁾。1967年にはレ・ドク・ト政治局員も中央軍委の委員になっているので²¹⁾、ベトナム戦争の指導機関は実際のところ政治局と中央軍委であった。

第2節 COSVN

南ベトナム革命を現地で指導したのが南ベトナム中央局 (米側も COSVN と呼んだ。Central Office for South Vietnam の略) である。1961年1月23日、3中総はCOSVNを設置し、グエン・バン・リンを書記に、チャン・ルオン (Tran Luong)、フアム・バン・ダン、フアム・バン・ソ、ポー・チ・コン、ポー・バン・キエト、チャン・バン・クワン (Tran Van Quang) を委員に任命した²²⁾。1961年11月27日、COSVNは南ベトナムの労働党組織を人民革命党とすることを決定した。南ベトナム人民による南ベトナム解放のために組織されたNFLに、北の労働党が参加することはできなかったからである。南に残り、北の党組織とのつながりの切れた労働黨員、旧ベトナム兵士や反米、反ゴ・ジン・ジェム政権の意識に目覚めた南の青年を動員するためにも公開の組織が必要だった。

COSVNはその理由を次のように述べている。従来労働党が秘密裡に行ってきた南ベトナム革命の指導を公開すれば、北ベトナムが南ベトナム政府を打倒しようと南に干渉、侵略しているという非難を受ける。これは国際

²⁰⁾ 党文献22巻 (1961), p.116.

²¹⁾ Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, Nho Ve Amh Le Duc Tho, Ha Noi-2000. p.13.

²²⁾ 党文献22巻 (1961), p.118-122, 委員名は党史第2巻 p.163, チャン・ルオンは別名, チャン・ナム・チュン (Tran Nam Trung) 中央委員で少将。

法上、南ベトナムの闘争にとって不利である。党は公開の場で南ベトナム革命を指導するために名称を変えるのであり、実質は何等変わらない²³。N F Lは1962年3月第1回代表大会を開いたが、その最終日3月6日に、グエン・フー・ト (Nguyen Huu Tho) が主席に、人民革命党の代表として出席したポー・チ・コンはN L Fの副主席に選ばれた²⁴。また1969年にP R Gが樹立された際、人民革命党からはチャン・ナム・チュンが国防相として入閣した。人民革命党はいずれにしる労働党の南での顔でしかなかった。

C O S V Nの設置とともに、ベトナム戦争史上重要なもう一つの決定が実施された。それは南ベトナムの各地で活動してきた革命武装勢力を労働党の統一的指導の下に置いたことである。党史によると、政治局の方針と中央軍委の指示により、1961年2月15日、革命武装勢力は統一され、南ベトナム解放軍となった。これを指揮するのは中央軍委に直属する南ベトナム軍事委員会 (南軍委) で、この組織はC O S V Nが南ベトナム南部と中部の戦場で武装勢力を指導し、指揮するのを助ける役目を持つ。南軍委の委員長は党中央委員チャン・ルオン (チャン・ナム・チュン) 少将、副委員長は中央委員候補のチャン・バン・クワン (Tran Van Quang) 少将であった。第5戦区 (タイグエンとチ・チェンを含む) の指揮は中央委員候補のグエン・ドン少将が執ることになった。彼は第5戦区の党書記および司令と軍政治委員も兼ねることになった²⁵。同じく党史によると1961年9月2日、南部の根拠地で解放軍の主力となる歩兵1連隊が誕生した。C O S V Nの支配下にあった遊撃隊や自衛隊の兵力は1961年末で10万で、南部が7万、第5戦区が3万であった²⁶。

²³ 党文献22巻 (1961) pp.653-655.

²⁴ Vo Chi Cong 前掲書 pp.198-199.

²⁵ 前掲党史、p.218 タイグエン (Tay Nguyen) チ・チエン (Tri Thien) はクワンチ省とツア・チェン・フェ省のこと

²⁶ 同書 p.218.

このようにCOSVNが政治的にも軍事的にも闘争の体制を整えると解放軍が各地で政府軍と衝突し、相手に大きな損害を与えることが多くなった。政治局と中央軍委は南ベトナムでの解放軍主力を増強する必要があると判断した。1963年10月、新たな南ベトナム軍事委員会と司令部が誕生した。グエン・バンリンCOSVN書記が南軍委の書記、チャン・バン・チャ少将が司令官、チャン・ド少将が副司令官に任命された⁷⁹。解放軍は大隊規模で政府軍を攻撃するようになった。

第3節 米軍との対決

サイゴンでは1963年11月軍事クーデターが起こり、反共色の強い軍部が政権を掌握した。反ジェムの勢力を結集した統一戦線の下に平和・中立の連合政府を樹立するというNFLの政策は実現不可能となった。しかしジェム政権の崩壊で政府側の支配体制は弱体化した。

米国はサイゴン政府を立て直そうと支援体制を強めた。1964年8月に起きたトンキン湾事件は労働党政治局に米国の地上部隊派遣を予想させた。1964年9月の会議で政治局は政治局員で書記局員でもあるグエン・チ・タイン大将を南に派遣し、直接指揮させることを決定した。これは単なる軍司令部とCOSVNの格上げではなかった。軍司令部要員としてチャン・バン・チャ、チュー・フィ・マン、ホアン・ミン・タオらの中央委員および候補、レ・チョン・タン (Le Trong Tan)、ホアン・ミン・タオ (Hoang Minh Thao) らの高級幹部が任命された⁸⁰。すでにチャン・ルオン少将ら4人の中央委員・候補の軍人が南ベトナムの戦場で指揮を取っているため中央委員クラスの軍人は7人である。党大会では16人の軍人が中央委員とその候補に選ばれた。殆んどその半数が南に異動してきたことになる。南の戦場に一大作戦指導機

⁷⁹ 同書 p.261

⁸⁰ Bo Quoc Phong, Lich Su Khang Chien Chong My Cuu Quoc 1954-1975, Tap IV, Ha Noi-1999 (以下抗米救国戦争史、巻4) p.30.

構が出現したのである。1964年の末北の人民軍主力の各連隊に南の戦場へ向けて秘密裡に出動するよう命令が下った。同時に政治局と中央軍委は第5戦区のうちタイグエン（ラオス、カンボジアとの国境に近い西部高原）戦線を独立させ、米軍進攻に備えた。武器弾薬の補給の面でこの戦線は優遇された。戦区書記、司令兼政治委員のすべてのポストをグエン・チ・タインとともに南下した中央委員のチュー・フィ・マンが兼任した。タイグエン戦線の設置は米軍が上陸してきた場合、海岸から遠いタイグエン奥の国境地帯に引き寄せ、米軍の補給線を引き伸ばしかつ米軍の機動性を奪って正規軍同士の戦いを挑むという意図があった。タイグエンは昔から戦略的要衝の地であり、ベトナムに上陸した米軍もここを制圧しようとした。ここで注目すべきは同じく戦略的に重要な南北を分ける非武装地帯の南、「9号国道・クアンチ省北部戦線」の樹立を政治局が遅らしたことである²⁹⁾。これには局地戦争を南ベトナムに限定し、戦争が北ベトナムに拡大するのを防ぐ目的があった。政治局はタイグエン戦線を樹立し、ここの備えを強化することでここに米軍を誘い込み主導的にベトナム戦争を南ベトナムに限定することが出来たと言えよう。

グエン・チ・タインの指揮の下に解放軍の増強が進んだ。南ベトナムにおける解放軍主力（地方軍、ゲリラ、民兵と別）は1964年末に11連隊、15大隊であったが1965年末には5歩兵師団、11歩兵連隊、他に各種特科連隊の技術大隊を持つまでに成長した³⁰⁾。

1967年、グエン・チ・タインは病死したが直ちに政治局員ファム・フンがCOSVNの書記となった。パリ協定発効時も南の作戦指導機構は拡大されこそすれ、そのままの陣容で維持された。パリ協定は北軍の撤退を停戦の条件にはしなかった。

²⁹⁾ 同書 p.31.

³⁰⁾ 同書 p.33

第4節 ホー・ルート

ベトナム戦争の支持機構として忘れてならないのは北ベトナムと南ベトナムをつなぐ補給ルート、いわゆるホー・チ・ミン（ホー・ルート）の存在である。これには海上と陸上の2つがあるが、陸上ルートのみを取り上げる。第3回党大会の前、1959年5月19日、中央軍委は後に559兵団と呼ばれる特別工作団301を設置し、北から南への補給ルートの建設を命じた。ルートは北から17度線付近の非武装地帯を迂回してラオスに出る。ついでラオス領をベトナムとの国境沿いに南下しカンボジア領に、同国を經由して南ベトナム領内にあるタイニン省やビンフク省の解放軍基地に至る長距離の1大輸送ルートである。これはベトナムによるラオス、カンボジアへの侵略であり、国際的にもまたそれぞれの国内の政治経済にも大きな影響を与えた。

1964年3月政治局は特別会議を開き、南への支援の強化を決定し、559ルートは自動車輸送が可能になるよう改装すべしと指示した。当初500人の規模で出発した559団はこの時には6000人の規模になっていた。1965年から増強は加速した⁶¹⁾。1970年には559兵団となり、輸送部隊のほか歩兵や高射砲師団などの戦闘師団を持つことになった。これまでの指揮部は司令部となり軍総司令部の指揮下に入った。1968年の北爆停止後、米軍の空爆、特殊部隊による攻撃はホー・ルートに集中したからである。パリ協定調印後、ドン・シ・グエン（Dong Si Nguyen）司令官は559兵団は2個自動車師団、4個工兵師団、1個防空師団、1個歩兵師団の計8個師団と司令部直属の高射、石油供給、河川輸送、通信などの19個連隊、これに4個の青年先鋒隊を加えると総勢10万だと述べている⁶²⁾。

ホー・ルートは北から南への道路21本、これから南ベトナム領内に伸びる横ルート216本と総延長20,000kmの道路と1700kmに及ぶ石油パイプ・ライン、

⁶¹⁾ Nhan Dan (4-5-2009), Le Kha Phieu 論文, p.3

⁶²⁾ Dong Si Nguyen, Duong Xuyen Truong Son, Ha Noi-1999, p.258.

各地に点在する3万トンを備蓄できる倉庫群、病院までも含む、一大輸送網であった⁶³。

パリ協定調印後間もない1973年3月、559兵団司令部は今後の作戦に備えて、ラオスと南ベトナムとを分けているチュウン・スン（Truong Son）山脈の東側、つまり南ベトナム領内に南北に走る補給ルートをもう1本開くための調査を開始した⁶⁴。

第3章 作戦計画の策定

ここでは1975年春の統一作戦がいかに計画されたかを明らかにする。労働党にとってパリ協定は一時的な停戦でしかなかった。それは南ベトナムを解放し、ベトナムを統一するという最終目標を達成していないからである。サイゴンの政府側が解放区や軍の根拠地を攻撃している状況の下で、労働党はどのような戦略を準備していたのであろうか。

第1節 21中総

第3期中央委員会第21回総会（21中総）は1973年6月と10月の2回に分けて開かれた。2つの決議にそれほどの違いはない。21中総前後にレ・ズアン、ファム・バン・ドンの両首脳が中国、ソ連を訪問している。21中総の最終決議を出す前に、中ソ両国がパリ協定をどのように評価しているか、米国の今後の出方をどう判断しているか、また今後の対ベトナム支援の意向を確認しておきたかったのであろう。中央委員会総会は政治局の提案を審議するところで、戦略、作戦計画の立案は政治局と中央軍委の仕事である。21中総前に、当面および今後の戦略、作戦計画を策定するため、1973年5月24日から政治局拡大会議が開かれた。チ・チェン（Tri Thien）戦区からチャン・フー・

⁶³ Le Kha Phieu 論文, p.3.

⁶⁴ Dong Si Nguyen. op. cit, p.273.

ズック (Tran Huu Duc)、第5戦区 (中部) からポー・チ・コン、B2戦区 (南ベトナム南部戦区) からホアン・バン・タイ、グエン・バン・リン、チャン・バン・チャ、チャン・ナム・チュン、ポー・バン・キエト、グエン・ミン・ツウンの8人が、国防省からはレ・チョン・タン、ソン・ハオ (Song Hao)、レ・クアン・ダオ (Le Quang Dao) が参加した⁶⁵⁾。それこそ、ベトナム戦争の行方を左右する重要な作戦会議であった。会議の結論は①平和、独立、民族和解の旗を掲げて、パリ協定を破壊しようとする敵の陰謀と行動を打破る。同時に②革命勢力を守り、発展させながら南ベトナム革命を完全な勝利に導くのに十分な条件を準備することの二つであった⁶⁶⁾。この会議は各戦線から揃って提出された二つの問題にも回答した。①米軍が再び介入してくることはない。あるとしても空軍と海軍による爆撃、砲撃であろう。②敵が戦争を仕掛けて来る場合は、政治、軍事、外交の3手段を使って積極的にまた臨機応変に対処すべし。具体的には大衆の政治行動で政府軍の行動に反対する。国際監視委員会や合同軍事委員会を活用して国際世論に訴える。場合によっては軍事的に反撃することを意味する。要するに現場の指揮官、党書記に「まかせろ」というものであった⁶⁷⁾。1973年6月15日、中央軍委は武装闘争に備え、敵の侵攻には断固反撃せよとの指令を出したがサイゴン政府軍の解放区や解放軍根拠地への攻撃は止まなかった。

これには二つの原因が考えられる。一つは解放軍が1972年の大攻勢で大きな損害を蒙り、その痛手から回復していなかったからである。党史によると解放軍の死傷者は140,489人に達し、多くの大隊が現有兵力200人以下になっていた。武器弾薬は使用不能あるいは欠乏の状態にあった。大砲の砲弾は10万発しか残っていなかった⁶⁸⁾。ホアン・バン・タイによると解放軍 (北ベト

⁶⁵⁾ Hoang Van Thai, Nhung Nam Thang Quyet Dinh, Ha Noi-1985, p.66

⁶⁶⁾ 前掲党史、p.606

⁶⁷⁾ 同書、p.607.

⁶⁸⁾ 党史、p.631.

ナム軍)の編制は次のとおり。主力1大隊400-500、地方軍1大隊300-350、連隊1,800-2,000。1973年中に北から10万、1974年前半だけで8万が南に送られて、解放軍の主力となった。1974年6月末、地方軍を含めた大隊以上から成る解放軍は40万に達し、サイゴン政府軍とやっと互角となった⁶⁹。

したがって1973年前半の段階ではサイゴン政府軍の攻撃に反撃しようにも出来なかったのが真相であろう。党史によると、1973年初めに政府軍は1,900ヶ村を占領。監視哨1,774ヶ所を設置し、新たに100万の住民をその支配下に置いた。パリ協定調印時、P R Gおよび解放軍の支配下にあったのは400万と言われていたから、そのうち100万が失われた。打撃の重点は一つのまとまった地域を占める解放区ではなく、政府地区、競合地区に点在する解放村、集落であった。ベトナム戦争の特色でもあった、豹の皮のように農村各地で赤い村(P R G側)と白い村(政府側)が入り交じっている状態が消えてしまったのである。これは政治運動や農民蜂起を難しくした。一刻も早い解放軍主力の再建が必要であった。北からは1973年に10万、1974年16万の兵が南に送られた。ハノイとP R Gはこの時期軍事的な劣勢を、政府軍による協定違反を非難し、米国の反戦気分を高め、かつ中国、ソ連からの援助引き出しに利用したと考えられる。

第二は国際的要因である。ニクソン・キッシンジャーの米・中・ソ3極外交が効果を発揮していたからである。21中総前後にレ・ズアン第一書記とフアム・バン・ドン首相は党政府代表団を率いて中国とソ連を訪問した。

1973年6月5日、ベトナム代表団を迎えた周恩来首相は、インドシナ諸国は休みをとって力を蓄えるべきだ、次の5ないし10年、南ベトナム、ラオス、カンボジアは平和、独立、中立を維持すべきである、我々は生産を回復し、同時に兵を訓練するというのに賛成すると述べた。これに対して、レ・ズアン第一書記は南の情勢については3ないし4年たてばはっきりする。いずれ

⁶⁹ Hoang Van Thai, op. cit. p. 116.

にしる民主的で民族的政府が樹立されなければならない。この政府は名前
は変わるかも知れないが10～15年存在し得る。我々が南を急いで社会主義体制
に統一することはないと答えた。続いてフアム・バン・ドン首相も我々の目
的は独立と民主主義であって、民族統一は急いでいない、中立主義的外交政
策を掲げるNLFやPRGの活躍が脚光を浴びることになろうと答えた⁴⁰。
援助について中国は軍事援助は停止、経済援助も後5年間で終わりにしたい
意向を伝えた。ベトナム外務省が出した中国白書によると、中国の指導者は
ベトナム解放軍がサイゴン政権の攻撃に反撃することさえ望んでいなかった
ようだと述べている⁴¹。ベトナム側は中国首脳意向に同調の姿勢を示しつ
つも、統一ベトナムの出現を望まない中国の戦略的意図に警戒の目を向け始
めた。

レ・ズアン第一書記とドン首相は21中総を終えて7月9日からソ連を訪問
した。レ・ズアンはクリミアでブレジネフ共産党書記長と首脳会談を行なっ
た。これについての資料は明されていない。この訪問中、ソ連は経済援助に
は応じたが、軍事援助は削減するとの意向を伝えた。ソ連は米国との間に南
ベトナムの政府軍と解放軍に対して米ソ双方とも攻撃的兵器の取換え、新た
な持込みはしないとの協定が出来ていたからだと言われる⁴²。しかし地对空
ミサイルS A - 3 S A Mは提供された。

1973年9月1日の独立記念式典でドン首相は1973～1975年の3カ年は経済
復興に重点を置き、次の5カ年計画の時期に備える。1976～80年の長期発展
計画では社会主義の物質的技術的基礎を造りあげると報告した。

⁴⁰ Cold War International History, 77 Conversations, Working Paper No.22. 1998 p.185。後
でベトナム外務省が発表した『中国白書』ではレ・ズアンとフアム・バン・ドンの語った
部分が省略されている。中越双方に大きな意見の相違はないように見える。

⁴¹ FBIS, Daily Report, Asia & Pacific, Vol.IV, No204, Supp 031, 19 October 1979. (以下中国白
書) p.26.

⁴² Ranesh Thakur and Charlyle A, Thayer, Soviet Relations with India and Vietnam. 1992,
p.120.

党史によると21中総には3つの欠陥があった。①会議は戦争と平和の2つの発展の可能性があるとして認定していた。②政府支配区での人民蜂起の可能性を高く評価し過ぎていて、それが戦争の最終段階で起きるものだという理解を遅かった。③政治、外交、軍事の3面の闘争のなかで軍事的一撃が決定的意義を持ち真先にこななければならないことを当初理解しなかった⁴³。

1973年10月の21中総決議に基づき、南の解放軍司令部は政府軍の攻撃には断固反撃せよと命令した。

主として経済問題を討議する22中総が1973年12月開かれ、経済復興発展2カ年（1973-1974）計画を可決した。その方向は①生産の増加、②将来の工業化のための蓄積は先延にして南部解放の支援に向ける、の2つに要約できる⁴⁴。

第2節 ドースン（Do Son）会議

軍総参謀部は毎年の作戦計画を作り、中央軍委と政治局の会議に提出する。

東独の療養からハノイに帰った解放軍南部司令のホアン・バン・タイは1974年初め総参謀部の第1副総参謀長に任命され、1973-74年の乾期と雨期、1974-1975乾期の作戦計画の策定に取りかかった⁴⁵。ポー・グエン・ザップ国防相からは1974年3月の中央軍委に提出する予定だと言われている。総参謀部は1973年の状況を次のように判断した。サイゴン政府側は400の解放村を占領し、700カ所の監視哨を設けた。彼らの侵攻は中部平原で成功した。しかし豹の皮の状態を消すことはできなかった。南部・西地区では9月から解放軍の反撃で若干後退した。

政府軍は米国の支援で地方軍が增強された。その戦闘能力は小・中規模の

⁴³ 党史、p.615.

⁴⁴ 同書、pp.621-622.

⁴⁵ 以下、Hoang Van Thai の回想録を要約する。pp.95-103.

戦闘には対処できるが、解放軍による1972年のような大攻勢には耐えられない。グエン・バン・チュー政権は行政機構を戦時体制化し、支配を強化しているが、政治的には孤立を深めた。最大の問題は経済である。生活費高騰にもかかわらず、給与が上らず、兵の志気は衰えている。米国は内外で多くの困難に直面しているが南ベトナムへの干渉の意図を捨ててはいない。

解放側は平定計画を打破り、支配人口を400万人とした。うち解放区は120万人である。1973年の死傷者は敵5に対して我が方1であった。地方武装勢力は補充され、鍛練された。とくにメコン・デルタでそれが顕著である。1973年中に北は10万の兵を送ったが、第5戦区（中部沿海地帯）、メコン・デルタでは武器弾薬が不足している。

解放側の弱点として地方軍、ゲリラが弱い、都市における政治運動が盛り上がっていない、公開の闘争を担う第3勢力の運動が発展していない。武器援助、特に攻撃的武器が以前ほど供給されていない。各年の作戦の規模とレベルに応じた武器弾薬供給を計画しなければならない。

1974年3月の中央軍委は総参謀部の案を可決し、それは3月の政治局によっても承認された。決議のなかでは①機動性を持った戦略的主力となる兵団を建設する、②ホー・ルートを拡充し、東側ルートを建設する、③北ベトナムでは17度線に近い第4戦区を強化することが強調されている。

4月、中央軍委は決議を全員に徹底させるために各戦場から高級幹部を召集した。説明会にはレ・ズアン第一書記、レ・ドク・ト政治局員も出席した。二人は東南アジアに対する大国（中国と米国）の意図、南ベトナム革命の発展の可能性、短い期間に完全な勝利に到る戦略方針について語った。トン・ドク・タン（Ton Duc Thang）大統領も参加し、永年大佐を勤めた高級将校を将官に任命した。ドン・シー・グエン大佐（559兵団司令官）は中将に、チュー・フィ・マン少将は上将に、レ・ドク・アイン（Le Duc Anh）大佐は中将に昇進した⁴⁹。老大統領は南を解放し、祖国統一を完成させる決心を高めるよう訓示した。21中総では曖昧さが残った最高幹部の短期決戦の意図が

軍幹部に示されたのはこの会議からであろう。

1974年5月総参謀部作戦局は南ベトナムで勝利する計画の研究要綱を完成した。7月18日ザップ総司令官はタイ副総謀長にこれを元に南ベトナム解放の基本的戦略を策定するよう指示、9月に予定されている政治局会議に提出すると述べた。タイ副総参謀長が直面したのは、時機は何時か、期間はという問題であった。7月20日総参謀部に、避暑地ドーソン（Do Son）での党中央の会議に代表を出席させるよう指示があった。ホアン・バン・タイ、レ・チョン・タンの副総参謀長、ボー・クワン・ホ（Vo Quang Ho）副作戦局長の3人が出席した。作戦計画策定について方針を聞くためであった。

総参謀部の報告を聞いたレ・ズアン第一書記は作戦発動の時機について、南ベトナムの抗戦に関連する世界および東南アジア情勢について次のように述べた⁴⁶⁾。インドシナ問題は東南アジア全体の見地から見るべきだ。米国のベトナム派兵の目的は東アジアにおける共産主義封じ込め戦略の一環として為された。東南アジアでは中国や日本がその影響力を及ぼそうとしてが、米国の力が圧倒的であった。ベトナム戦争で米国は弱体化し、撤退しようとしている。しかし米国に取って代わる強国は出現していない。米中の妥協以来、中国は南下の意図を顕にしているが、未だその準備が出来ていない。米国も影響力を残そうとして中国を使おうとしている。両者はベトナム革命の前進をパリ協定の段階でとどめておきたいのである。1974年1月19日、中国海軍とサイゴン政府軍がホアンサ（中国は西沙群島）で衝突した。サイゴン政府の救援の要請に対して米国は答えなかった。米国も中国も南北統一した強いベトナムに反対である。またカンボジア、ラオスの革命勢力が親米勢力を打倒して、ベトナムと団結して強いインドシナを形成するのを恐れている。米国の失敗と撤退で生じつつある空白が他の強国によって埋まる前に、我々は

⁴⁶⁾ Dong Si Nguyen, Duong Xuyen Truong Son, Ha Noi- 1999, p.316.

⁴⁷⁾ 以下はホアン・バン・タイの回想 pp.127-129 の他、前掲党史 pp.643-644、Le Duan, Thu Vao Nam, Ha Noi, (2005), pp.369-372. 党文献 Vol.35, (1974), pp.27-51. から作成。

好機を捉えて、急速に勝利し、ベトナムの統一を達成しなければならない。南ベトナムを解放し、人口5,000万の独立、統一したベトナムが出現すれば、他の国々もインドシナ、東南アジアにおいて彼らの影響力を思いどおりに発揮することはできない。

サイゴン政権に立ち直りの時間を与えず、また他国に干渉の機会をえないために、総攻撃・総蜂起は1～2カ月で終る必要がある。大部隊による奇襲攻撃をかけ、敵の主力の師団の1つか2つ撃破する。しかもこれを短期間でやり遂げる。すなわち短期決戦決勝の考え方である。

レ・ズアンは更に次の2点を加えた⁴⁸。敵を師団単位で撃破するには機動力を持ったいくつかの兵団から成る戦略予備兵力を持たなければならない。このなかには機動力のある突撃大隊、砲を装備した師団や旅団も含む。都市の政治運動について、我々は1954年以来サイゴンの政権が政治的にも経済的にも内部にこれほどの矛盾をかかえたのを見たことはない。サイゴンには我々の勢力の他に第3勢力、進歩的知識人が存在する。1975年には都市政治運動を盛り上げなければならない。

タイ副総謀長は武器、弾薬とくに砲弾の不足を報告し、各国の援助を求めよう提起した。これに対してレ・ズアンは中国は今口実を設けて我々に圧力をかけている。各兄弟国に援助を要請に行かなければならない。中国も引き続き援助してくれるなら除外しない。

1974年7月22日ドーソンからハノイへ出発の朝、いつを最終決戦の年とするか、政治闘争が盛り上がる1975年か、米大統領選の1976年かが話題になった。レ・ズアンは2ないし3年以内に決定的勝利を得れば結構だと答えた。

1974年8月26日、計画草案が完成した。1974年3月の着手から7度目の草案であった。草案は政治局と中央軍委の常務委員会に送付された。

1974年9月30日から10月8日まで、政治局と中央軍委の合同会議が開催さ

⁴⁸ ホアン・バン・タイ回想、pp.131-139

れた。ドーソン会議で決まった方針に基づいて策定された作戦が各地で始まっていた。

重火器で武装し、かつ機動性も備えた精鋭師団による大規模攻撃を実行するにはソ連の援助が必須である。1974年初めにはソ連と米国のデタントは終りに近づいていた⁴⁹⁾。ソ連は1974年になるとベトナムへの軍事援助を増やした。しかも戦車や130ミリ砲、新型対空砲など新鋭の武器を供給した⁵⁰⁾。

かつてP R Gの法務大臣であった『ベトコン・メモワール』の著者チュオン・ニュー・タンは次のように記している。

「激しい内部抗争の結果、1974年にはレ・ズアンとレ・ドク・トの率いる親ソ派が勝利を収めたのは紛れもない事実であった。ポー・グエン・ザップ、党政治局で長年務めたホアン・バン・ホアン、それにパリ交渉で次席代表であったスアン・トイといった妥協を知らない党人は中ソ二大国の紛争で中立的立場を取ることを主張したために、すでに傷ついてしまっていた。党で二番目の実力者であるチュオン・チンやフアム・バン・ドン首相といった他の党人は「中道派」と親ソ派の間を歩み、派手に振る舞わないよう心がけていた」⁵¹⁾。

第4章 南ベトナム解放民族戦線の役割

南部の解放が北ベトナム軍の武力によって成し遂げられたことから、解放後、南での政権を担うべき南ベトナム解放民族戦線（解放戦線）およびP R G（南ベトナム臨時革命政府）の役割が見えなくなった。この点について、P R Gのチュオン・ニュー・タンは次のような体験を語っている⁵²⁾。1975年5月15日、サイゴンで北ベトナムのトン・ドク・タン大統領を迎えての戦勝

⁴⁹⁾ Henry Kissinger, *Years of Upheaval*, 1982, pp.1028-1031.

⁵⁰⁾ Ranesh Thaker and Charlyle Thayer, op. cit. p.120.

⁵¹⁾ チュオン・ニュー・タン『ベトコン・メモワール』、1986、267ページ。

⁵²⁾ チュオン・ニュー・タン、前掲書、283-284ページ。

祝賀記念式典が催され、青年、学生、仏教徒、カトリック教徒など大衆団体の行進に続いて軍隊の行進が始まった。先頭を切ったのは颯爽とした北ベトナム軍、サイゴン市民が待ち望んだ解放戦線の軍隊はまるであか抜けしない烏合の衆といった感じであった。彼らが頭上に高だかと掲げているのは、黄色の星が一個ついた北のベトナム民主共和国の国旗であった。

これをみて計り知れない衝撃を受けたチュオン・ニュー・タンは横にいるバン・チェン・ズン将軍（北ベトナム軍の総参謀長でサイゴン攻略作戦の最高指揮官）に声をひそめて訊いた。「われわれの師団はどこにいるんですか？ 第1、第3、第5そして第9師団はどこにいるんです？」、ズン将軍は「軍の統合は、すでに完了したんですね」と答えた。タン法相は「いつ？そんな決定は、これまでなかったはずだけど」とたたみかけた。ズン将軍は何も答えずに視線を行進する部隊に返したが、顔にはふとあざ笑うような表情を浮かべていた。

1975年5月3日、北ベトナム軍はサイゴン・ジアディン地区に軍事管理委員会を設置し、旧サイゴン政権の首都圏を軍政下に置いた⁶³。軍事管理委員会議長にはチャン・バン・チャ上將が就任したが、同将軍は1973年のパリ協定調印直後、南ベトナム政府とP R Gの2者合同軍事委員会においてP R G首席代表（当時の階級は中将）を勤めた人物である。将軍は軍管理委議長して1975年5月8日内外記者団と会見して「将来の選挙によって正式の革命政府となろう」、「ベトナムは一つであり、ベトナム統一は適切な条件の下に実現するだろう」と語った⁶⁴。議長は解放戦線、P R Gの主張を表明したものの軍管理委は南部の声を無視するかのように行動した。軍管理委のメンバーはP R Gから参加したブオン・キ・ヒエブ（Vuong Ky Hiep）経済省次官を除けば他はすべて北ベトナム軍ないし、労働党の人々であった。

⁶³ アジア動向年報、1976年版、264ページ。

⁶⁴ 同書、365ページ。

治安維持のために設立された軍管理委員会は1976年4月21日ホー・チ・ミン市（旧サイゴン市とジアディン地区）人民革命委員会に権力を委譲するまで「暫定政府」として機能した。軍事管理委員会の実権を掌握していたのがポー・バン・キエト（Vo Van Kiet）同委副議長であった。タンPRG法相によると、キエトは南部生れで古くから南部で活動してきた労働党中央委員で北の労働党政治局と絶えず連絡を保っていた。勝利とそれに伴う政権移譲の問題に関する施策や訓令は、実際にはハノイの労働党政治局で策定され、キエトとその同僚（労働党员）を通じて実施に移されていた。「南ベトナムの人民にとって唯一の正統な代表」であったPRGは勝利後全く従属的な役割だけを果たしているにすぎなかった⁶⁵。

これには北ベトナムの軍事的勝利、労働党の南北統一ではなく南部統合の方針に因るところが大であるが、それに帰因する組織的要因があった、パリ協定から統一までの2年間、PRGは南ベトナムの都市や農村に復帰できず、政治や経済面における工作ができなかった。人口の少ない山間部や平野部でも孤立して散在する解放村での行政を担当したが、人民委員会を通じてこれを行っていた。PRGの閣僚はハノイに居住し、もっぱら外交活動に従事していた。1973年9月7日、グエン・フー・ト解放戦線議長（PRG諮問会議議長）はアルジェで開かれた非同盟諸国会議に出席し、演説を行った。その後アルジェリア、セネガル、ユーゴ、アラブ連合、タンザニア、ウガンダを公式訪問した。1973年11月18日、PRG代表団（団長グエン・フー・ト解放戦線議長）は中国を公式訪問、共同声明を発表するとともに無償経済援助協定に調印した。12月18日にはソ連を公式訪問、共同声明を発表した。1974年1月12日、解放戦線・PRG代表団（団長グエン・フー・ト解放戦線議長）はラオス解放区を訪問、15日ラオス愛国戦線のスファヌボン議長との共同声明を発表した。1974年12月25日、解放戦線・PRG代表団はカンボジアを訪

⁶⁵ 同書、286ページ。

問。団長はP R Gのフィン・タン・ファト首相、副団長チャン・ナム・チュン国防相、団員グエン・チ・ビン外相であった。ビン外相は1974年7月アフリカ統一機構首脳会議に招待された。ズオン・キン・ホア保健社会傷兵相（厚生相）も4月のスウェーデンに続き、ヨーロッパ諸国を訪問した。1974年、P R Gを承認する国は4カ国増え、42カ国となった⁶⁰。そしてP R Gは1974年5月22日、フランスに常駐代表部、8月24日、スウェーデンに総代表部を開設した。1975年になっても1月9日ガボン共和国と国交を樹立、3月10日にはアフガニスタンと国交を樹立した。1975年7月15日、フィン・タン・ファトP R G首相は国連事務総長に電報を送り、P R Gの国連加盟を申請した⁶¹。

解放戦線とP R Gの外交活動は続いていたことは明らかである。しかし内政となると外交活動とは違って多数の内政要員、つまりスタッフを必要とする。1970年4月、米軍と南ベトナム政府軍はカンボジア領に進攻した。その目的はサイゴンの北北西100キロにあってカンボジアとの国境地帯にある「釣針地区」と「オウムのくちばし地区」の労働党南部中央局（C O S V N）や解放戦線とP R Gの本拠地およびその補給基地を破壊することであり、あわよくばその幹部と書類を捕獲することであった。

解放戦線やP R Gはカンボジア領内奥深く逃げ込み、ラオス・カンボジア・ベトナム3国国境地帯に根拠地を築いた。P R G設立時、つまり1970年4月の米軍・サイゴン政府軍の進攻作戦直前、P R G法務省は50人の職員と30人くらいのゲリラよりなる保安隊から成っていた⁶²。

1975年4月30日、サイゴンは突如解放された。ハノイや国境地帯の基地から帰ってきたP R G各省は軒並み行政活動に着手するためのスタッフを欠いていた。北ベトナムはハノイの政府職員を中堅幹部として送り込んできた。

⁶⁰ アジア動向年報、1975年版（1974年版を取扱う）、236ページ。

⁶¹ 同1976年版、270ページ。

⁶² チュオン・ニュー・タン前掲書、184ページ。

かくしてPRGの各省庁は社会主義政権の統治方式以外のものを経験したことのないスタッフによって運営されることになった。南ベトナム社会を知り、かつイデオロギー的にも柔軟なPRG生え抜きのスタッフは抵抗した。そして抵抗が無駄だと分ると出勤せず、やがて自分の部署から去っていった。ズオン・キン・ホア厚生・社会・傷痍軍人相は「要するに、北の幹部にやらせればそれでいいんでしょ」と、吐き捨てるように叫んで同省をあとにした⁶⁹。

1975年8月24日、ペルーで開かれた非同盟会議に出席した北ベトナムのグエン・コ・タク外務次官とPRGのグエン・チ・ビン外相は「ベトナム統一は事実上達成された。統一の公式発表は手続き上の問題にすぎない」と強調した⁶⁹。9月2日サイゴンでのベトナム民主共和国建国30周年記念式典において、グエン・フー・ト解放戦線議長は「今日わが人民には、祖国の統一と南北が一つ屋根のもとで集い合うという願望を実現するための十分な条件がそろっている」、「必然的かつ唯一の道は、わが全土に社会主義を建設することであり、ベトナムを統一する道である」と演説した⁶⁹。

1975年11月5日と6日、解放戦線、民族民主連盟、PRGおよび南ベトナムの愛国人士は合同会議を開き、北部の国会代表团との祖国統一協議に出席する代表团を選出した。南の団長はフアム・フン労働党政治局員兼党南部中央局書記が、副団長にグエン・フー・ト解放戦線議長、フィン・タン・ファト解放戦線書記長、PRG首相、ティン・ゼン・タオ民族民主平和連盟議長の3人が選出された。北の代表团は団長チュオン・チン党政治局員兼国会議長、副団長はホアン・バン・ホアン党政治局員・国会副議長とチャン・フー・ドク副首相の2人であった。警くべきことは南北両ベトナムの統一を話し合う会議に労働党政治局員同士が団長として臨んだことである。これでは統

⁶⁹ 同書、287ページ。

⁶⁹ アジア動向年報、1976年版、252ページ。

⁶⁹ 同書、239ページ。

一というより北による南の吸収合併である。統一は南の社会状況や意見を反映したものではなく、北の労働党が決めたスケジュールに従って行われた。

11月15日から始まった南北両代表団による協議は先ずベトナム革命が南北ともに社会主義革命に移行すべきであるとの点で意見の一致をみた。社会主義に向って国家の統一を急ぐことになった理由について、チョン・チン北ベトナム代表団長は次のような説明を行なった⁶⁰。独立をかちとったあと国の進むべき道は、社会主義へ移行するか、資本主義の道を歩むかの二つのうち一つであるが、南北のこれまでの経験は、前者の道しかないことを示している。また南はさらに民族民主革命を続け、その後社会主義革命を行うべきではないかという点については、今春の総攻勢と決起は、南の民族民主革命の段階を終らせ社会主義革命の段階を切り開いた。これは南の民族民主革命がたったの55日間で終わったという暴論である。チョン・チン議長はさらに、南北の間にある経済的、社会的、文化的相違を認めつつも、両地域の間には労働党の革命路線に従って進んできたことによる類似点があることを強調した。

これは1969年5月8日のパリ会談で解放戦線のチャン・ブー・キエム代表がベトナムにおける平和の回復に貢献するための原則と主要な内容、いわゆる10項目提案と完全に矛盾している。

米軍および外国軍隊を完全撤退させた後、南ベトナム人民は、自由で民主的な総選挙により南ベトナムの政治制度を自分たちで決定する。総選挙を通じ、立憲議会を選出し、憲法を制定し、民族の和合と各階層人民の団結を反映した正式な連合政府を樹立する。経済を回復させ真の自由、民主的権利、政治組織など結社の自由、集会の自由、戦争でいずれかの側に協力した人々に対するすべての迫害、復しゅうを禁ずるとともに一方の側にも特別待遇をしないという状況を実現して自由な選挙を組織するために臨時連合政府を組織する。

⁶⁰ アジア動向年報、1976年版、「1975年のインドシナ」前文 239ページ。

正式な連合政府の下の南ベトナムは平和、中立の対外政策を実施する。ベトナム統一は平和的に南北両地域間の協議により一步一步実現する。統一までの間、両地域は外国との軍事同盟にも参加せず、保護も受けない。つまり統一を2段階に分けている。平和回復後、南ベトナムが一定期間存続することを提案しているのである。

解放戦線と民族民主平和連盟はこれを実現するため臨時革命政府（PRG）を樹立した。統一選挙は1976年4月に実施され、7月1日、正式にベトナム社会主義共和国が成立した。7月15日、ハノイ駐在PRG代表部は同事務所を閉鎖、解散と発表した。

南ベトナムにおいて、解放戦線やPRG幹部の立場はなくなってしまった。チュオン・ニュー・タンは「75年に勝利を獲得して以後、解放戦線とPRGは、果たすべき役割をもはやなにひとつ持っていなかったばかりか権力の急速な集中化を図るうえで、明らかに障害になりはじめていた」、「北側の計画はそれまでの21年間にわたって、大変な欺瞞をろうしながら支持してきた南における多元的な政治、中立そして民族の和解と協和を、できるだけ速やかに剥奪してしまうことであった」⁶³と悔やんでいる。

労働党指導部が統一を急いだ理由として中国への警戒もあるが経済的要因が大きい。1975年8月ダラトで開かれた第24回党中央委員会総会での政治局報告は、早期の統一の利点を次のように述べている⁶⁴。

統一は農業と軽工業の発展を基礎に合理的方法で重工業を優先して発展させる路線に有利に作用する。北ベトナムでは過去この路線を実現しようと大変な努力したが、多くの困難に直面した。土地と気象条件のために農業が十分な食糧を供給できず、輸出など望めなかったからである。南ベトナムの耕地面積は北より大きく、土地は肥沃でかつ平坦で耕作し易く、気象条件もい

⁶³ チュオン・ニュー・タン前掲書、288-9ページ。

⁶⁴ 党文献、36巻（1975年）、24中総政治報告、pp.314-315。

いので、耕地を増やし短期間で生産高を増加させることができる。その他とうもろこし、砂糖きび、棉、ゴムの栽培、畜産の発展に有利である。また南は漁業資源も豊富である。統一したベトナム農業は穀物および食料品の要求を満たし、繊維工業など他の工業に対する原料を供給できる上に農産品の輸出によって工業化に必要な外貨を獲得できる。

南の軽工業および食品工業は生活用品を生産し、先進国市場との交流があったので技術水準も高く、その製品の質も国際標準に達している。これら工業は極めて短時間のうちに国内需要を満たすとともに輸出余力も出てくるので、資金蓄積と労働力の集中が可能となり重工業の発展につながる。かくして早期の統一は社会主義工業化進展の基礎となる。

24中総決議は統一は早ければ早いほど祖国の総合力を素早く発揮できる⁶⁹として、中央政府および中央の各省庁は今この時点から全国に対する工作を管理しなければならない、南北の経済交流を組織しなければならない、すでに北ベトナムでは完成している「1976年経済文化発展計画および予算」と「1976-1980年経済・文化発展5カ年計画」を南も含めた全国的なものにしなければならないと主張している。

貧しい北は豊かな南と統一して経済復興ができるという主張である。1972年の大攻勢の失敗から出た損失を回復する間もなく1975年の大攻勢に踏み切ったために北は復興の基盤さえも失ってしまったために、戦後の復興すら南に頼ろうとした。急速な統一は貧しい北が征服者として南を収奪する形をとらざるを得ず、南北の融和、労働党への信頼、南での民族和解を妨げることになった。

解放戦線が辿った運命が示しているのは中国の孫文が提唱した民族運動における共産主義者と民族主義者、知識人の共闘は20世紀のアジアにおいてすべて失敗したということである。

⁶⁹ 党文献、36巻（1975年）、24中総決議、p.395。

新疆における少数民族の 大学卒業生に対する雇用政策

ジュラティ・セイティ
(居来提・色依提)

Employment Support Policy for Ethnic Minority University Graduates in the Xinjiang Uygur Autonomous Region

Seyit JURET

I 問題の所在

雇用は、生活・経済および個人の尊厳に関わる問題として、あらゆる世帯の中心的な関心と社会の安定に結びついている。近年、新疆ウイグル自治区（以下、新疆）では大学卒業生の就職難が目立っており、広く社会に注目されている。少数民族の居住地における大学卒業生の中で、特に新疆での大学卒業生の就職難の問題は深刻となり、社会に与える潜在的な不安が重大なものとなっている。

少数民族大学卒業生の就職難の原因については多くの議論がなされているが、主に4つの点にまとめることができる。第一に、大学が新入生受入人数枠を拡大したことによる卒業生の就職に際しての労働需給バランスの不安定化である。即ち全国の大学が学生受入人数を増やし、卒業生が急増した結果、供給過剰になったことで、人材に対する従来のような需給バランスが働かな

本稿の日本語表現に関して、亜細亜大学国際関係学部（大学院経済学研究科）の新井敬夫教授のアドバイスを受けた。

くなったことである。第二は、国の投資不足による産業の労働吸収力の停滞があげられる。これには辺境の少数民族地域経済の未発達に伴う産業構造問題、現地における国営大企業の大学卒業生雇用の限界、地方政府の投資不足などがある。第三は、少数民族大学卒業生は総合的能力が欠けているため、急速な変化を伴う高度な職業・職種に対する適性がないことがあげられる。いわば教育と雇用の矛盾である。第四は、少数民族大学卒業生は、言語や文化的背景・生活上の慣習などが独特であり、「域外の雇用市場」への適合性が低い、などである。

これらの論拠には一定の説得力があると言えるが、実情に見合った新しい雇用モデルについての提案や提言はされておらず、その理論的枠組みも未だに議論されていない。

筆者は、少数民族の雇用問題は、新疆の地方政府が解決すべき生活経済の根幹にかかわるもっとも重要な課題であり、特に少数民族の大学卒業生の雇用は、新疆経済の持続的発展と西部大開発戦略の成否にかかわる問題だと考えている。さらに、新疆が中国全国と同時に小康社会¹の実現と社会的安定性を得るための、大きな経済問題、社会問題、政治問題でもあるとも考えている。この問題の解決は、新疆地方政府の重大な責務であり、新疆地域の人材養成、経済と社会の繁栄、各民族共生発展のための意義深い事業でもある。

II 新疆における少数民族大学卒業生の雇用の現状

近年、新疆の各大学における学生受入枠拡大政策に伴う卒業生の増加、そして就職メカニズムの根本的变化による大学卒業生の就職難は、問題を増してきている。特に新疆の少数民族の大学卒業生の就職難は目立っており、これは国民生活及び社会的秩序に大きな影響を与えている。

¹ 「小康社会」とは、全国民がまずまずの生活ができる社会のことで、1979年末に鄧小平氏により、21世紀半ばまでに達成する国家目標として掲げられた。

2003年は、新疆の大学卒業生に「需給両方のお好みに任せる」という雇用メカニズムが導入された初年度である。新疆教育庁の『2003年度一般大学卒業生における第一次就職率統計表』の統計によると、漢語（中国語）を母語とする卒業生の就職率は80.07%あったものの、少数民族言語（ウイグル語がメイン）を母語とする卒業生の就職率は38.16%にとどまった。2005年には大学卒業生の就職率は80.37%であり、少数民族言語を母語とした者の就職比率は66.3%となった。このような公表値によると、2003、04、05年における新疆の少数民族の大学卒業生の就職率は漢民族または漢語（中国語）を母語とする卒業生のその比率を遥かに下回っている²。新疆人事庁が2005年発表した新疆の一般大学卒業生の就職事情報告会では、「少数民族大学生の就職は依然として大卒者就職の難問である」と四つの難問の一つとされ、「少数民族大学生の就職難」は一般的に知られた事実である、という結論を出している。新疆社会科学院が2003年に発表した報告書でも「新疆では大学や短大生が就職難で、とりわけ少数民族卒業生の就職が問題である」と指摘されている。2004年の報告書でも「少数民族大学生の雇用が日増しに厳しくなっている」と強調されている。2005年の報告書には、「特に少数民族大学卒業生と大学卒業生の女子が就職難」と再び強調されている³。

2010年、新疆の大学卒業者は6.6万人であり、既卒者を含めて10万人が就職を希望している。大まかな統計によると、2009年の大学卒業生の新規就職率は、漢民族が30%未満、少数民族が5%未満であった。少数民族大学卒業生の就職難が大変厳しいのは明らかであった。

² 馬新英「少数民族大学生の雇用現状に関する研究」、『ウルムチ成人教育学院誌』、2008年2月。

³ 同上。

Ⅲ 新疆の少数民族大学卒業生の就職難の原因

1 供給サイド

(1) 大学の学生受入枠が増大し、大学卒業生の供給が急増している。2000年の新疆における各大学の学生受入人数は30,689人であり、2008年になるとそれが74,670人となり、2.43倍にも増加した。2000年の新疆の各大学の卒業生が11,222人であり、2008年になるとそれが57,076人となり、5.08倍にも増えた⁴。労働市場におけるこのような供給過剰の結果、需給のバランスが崩れ、大学卒業者とりわけ少数民族の大学卒業生の就職難をもたらした。

(2) 少数民族大学生の文化、価値観と言語的特性は、広い地理的範囲にわたる求職の制約となっている。新疆の地域経済と中国他地域の経済・貿易交流が深まるにつれ、中国語運用能力は少数民族大学卒業生の求職者に対して不可欠な要件とされた。しかし、母語（ウイグル語など）を使い慣れた少数民族大学生の求職者と中国語（漢語）の能力を求める雇用者との円滑なコミュニケーション、および十分な協力関係の構築は困難であった。これに加え、文化と価値観の違いから雇用者と少数民族大学卒業者間の「信頼関係の構築」も容易ではなかった。これにより、少数民族大学卒業生の「就職空間」はさらに狭くなり、選択の余地も少なくなった。

(3) 供給サイドの問題として、家計による大学生の総合的能力養成に対する投資不足もあげられる。現代の高度人材には分析能力、思考能力、問題解決能力といった総合的能力が欠かせない。新疆の貧困層は主として少数民族住民によって構成されており、新疆の貧困が深刻な県、郷（町）も少数民族住民が集まった辺境地域に限られる。

⁴ 新疆統計局、『新疆統計年鑑 - 2009』、中国統計出版社、2009年。

現在、新疆には30もの貧困県があり、そのうち27が全国的貧困ライン以下である。ここに含まれる人口は253万人になるが、そのうち、少数民族貧困者の割合が96%に及ぶ⁵。貧困層は資産を保有しておらず、また雇用も不安定である。もし、貧困層が子女・子弟の教育のために不足する資金を教育ローンで充当しようとしても、銀行などの金融機関から借り入れることは困難である。金融機関は教育ローンの安全性と収益性を考慮すれば、融資に消極的になるからである。これにより、少数民族大学生の大学以外での職業能力訓練に対する家計の投資が不足し、労働市場において不利な立場におかれる。結果として雇用は厳しい状態に置かれている。このような悪循環の中で、新疆の少数民族大学生の貧困層の割合も高くなる。

2 需要サイド

(1) 新疆では、マクロ的に労働力に対する需要が低く、安定的な雇用創出能力も不足する。新疆の地域経済は資源輸出型経済であり、実質的には国家中央の企業による鉱産物資源開発が牽引する経済成長となっている。このような資本使用型（労働節約型）の経済成長による雇用創出は僅かのものにとどまる。

近年、新疆のGDPは2桁の成長を遂げたものの、雇用はそれ程伸びていない。また、各年度の雇用状態も一定していない。1991～97年における新疆の生産増加に対する雇用の弾力性（以下、雇用弾力性）は0.12であり、GDPが平均的に1%成長すると、雇用は0.12パーセント増、すなわち約1万人が増えるということになっていた。

1998～2001年の間、新疆における（平均）雇用弾力性は-0.12であり、この間における雇用は経済成長に伴っては増えることはなく、逆に減少してい

⁵ 阿不都热扎克铁木尔『2009-10年新疆经济社会情勢分析と予測』、新疆人民出版社、2009年12月、51頁。

る。2002～06年の間、新疆の平均雇用弾力性は0.22であり、経済成長による雇用創出効果としては、GDPの1%成長にあたり約2万人の雇用が創出されたことになる⁶。さらに、2008～10年の概算でみると、新疆のGDPの1%成長に対し、2.5万人の雇用が創出されている。このような数値はあるが、2010年の実際の求職者は5.5万人と推計される。従って、新疆の全体的経済成長がもたらした雇用機会は、労働市場における雇用の要求を満たしていない。

(2) 新疆の産業構造に不整合があり、雇用促進するメカニズムが内在しない。2010年、新疆の第一次、二次、三次産業の比率はそれぞれ16.1、49.0、34.9である。数値はともかく、その不整合の実態を検討することが必要であろう。

まず、機械化や社会インフラの整備などによる農村の労働生産性向上により、農業部門は大量の余剰労働力を生み出したため、雇用（就業）の持続的なマイナス成長が続いており、第一次産業の雇用弾力性はマイナスを示している。農村における雇用吸収は期待できない。第二次産業、特に工業は資源開発と原材料加工を中核とした資本・技術集約型産業であり、労働者に対する需要が少ない。第三次産業は遅れており、特に金融、証券、保険、IT等近代的サービス業は起業段階ともいべき局面でしかない。したがって、新疆地域の大学卒者、特に少数民族大学卒者を必要としてはいない。経済発展の一般的な想定、すなわち「経済発展の過程で、農村からの余剰労働力を成長する近代部門が吸収し近代部門は発展する」という想定との不整合が見られるのである。これが、構造的なものか、タイムラグによるものか、さらに検討が必要となるだろう。

⁶ 曲媛媛「新疆の経済成長と雇用創出の相関性について」、『新疆農業開発経済』、2008年7月。

(3) 雇用者は少数民族大卒者に多少偏見を持っており、これは雇用市場における軽蔑（あるいは能力の軽視）ともなっている。ただし、このような感情は立証できない。

3 政策の側面

「改革、開放」政策が実施されてから新疆地域の経済体制改革も進んでおり、資源配分における市場メカニズムの基礎的役割も認識され、労働市場も整備されてきている。

このような状況下で、少数民族学生の大学進学における優遇政策は実施されているが、卒業後の雇用における優遇政策は実施されていない。大学進学においては、少数民族学生と漢民族学生の入学成績に100～200点の差が存在する（750点満点中）。基礎教育の格差ゆえに少数民族学生と漢民族学生がそれぞれ違った二つの基準で大学へ進学し、大学も二つの基準で教育を実施し、卒業を認定し、違った二つのカテゴリーで卒業が認められる。しかし、労働市場においては全く一つの市場メカニズムに従い、同じ基準での評価・認定、採用が行われている。

中国の大多数の少数民族は、教育の質・水準・機会、科学技術の習得、居住地の地理的条件などにおいて、市場競争的に不利な状況・立場におかれている。このような市場メカニズムの及ばない側面を国や地方の権限で制度的に補完しなければ、少数民族は市場競争によって不利を被る危険性は避けられない。新疆の地方政府が市場メカニズムに頼った雇用政策を転換し、新しい雇用モデルを模索し、市場が失敗するリスクを政策的手段で減らすべきである。新疆には現在、少数民族の現実に見合った雇用モデルがない。このまま市場メカニズムに任せることは、資源配分の効率性を達成できても、社会の安定という厚生上の目的を達成できない。

IV 現行の雇用モデルの評価

現行の雇用モデルは、労働市場における労働者と雇用者が簡単な市場法則に従った「需給両方のお好みに任せる」という市場型雇用モデルである。新疆におけるこのモデルには、次のような特徴が見られる。

1. 市場が圧倒的な役割を果たす。労働者と企業が労働市場での契約を結ぶ際、市場は、労働力資源の効率的配分において決定的役割を担う。ただ、このとき少数民族は「マイナスのラベル」となりやすい。

2. 大学の新規卒業者は、情報の非対称性、未経験、適性不足といった不利な状況に置かれる。一方、若くて、将来の貴重な戦力でもある。このような状況下で、中小企業は人的資本投資のコスト節約を（将来性よりも）重視するので、未経験者の大卒者よりも経験者を好む傾向にある。

3. 労働市場における市場メカニズムは一定の条件の下で理論的には効率的であっても、公平性が乏しく、ある種の社会目的のためには効力を持たない。この補完的手段として、国などの公的機関が労働市場における企業の人事採用に直接関与せず、法律や政策を用いてその採用方向を誘導し、雇用の範囲を広げることは可能である（例えば、障がい者や女性の雇用促進への配慮など）。しかし、雇用の担い手でもある中小・零細企業は必ずしもそれに従わず（従う余裕がなく）、このような誘導政策（インセンティブ）や、法律も効力を失う場合がある。新疆のような少数民族地域では、このような問題が解決されない限り、正常な労働市場が形成されない。

4. 非漢民族としての言語や文化的背景を持つ少数民族大学生は、漢民族の大学生と同じレベルで競争できず、就職先は少数民族個人事業・中小零細企業と僅かな行政機関に限られる。少数民族であることが市場において「マイナスのラベリング」になっているからである。

5. 地方政府による雇用創出の主たる手段は、依然として公共投資によるインフラ整備事業である。しかし、それによって創出された雇用機会も少な

く、また季節性が強く、要求される技術が低いため、大卒者の期待する所得に見合わない。

V 新疆における新たな雇用政策モデルについて提言

1. 新たな雇用政策モデルの構築

中国は多民族国家であり、少数民族地域の発展は以前より経済建設と改革開放政策における重要な課題とされている。毛沢東も少数民族地区の発展について深く関心を持っており、新疆の行政に対しては以下のように指摘している。「新疆では、まず経済の発展が中心である。人民の生活は年々改善され、国民党時代よりばかりか、ソ連よりも楽になるはず。そのためには、新疆に暮らす各民族への物資供給は他の地域よりも増やしていくべきだろう」⁷。

1980年代初め、鄧小平は「新疆は少数民族自治区として、経済建設を進めるべきだ。経済が進まなければ、自治区としては成り立たない。少数民族が自治権によって恵まれるには、それに関わる経済問題を解決しなければ、内乱が出てくる」と指摘している⁸。このような新疆の発展には、各分野における地域内での専門的人材の養成が必要となる。特に少数民族出身の専門的人材が、新疆の各分野で就業し、経済開発のために能力を活かすことで、地域発展と人材育成の好循環につながる。

江沢民は新疆の視察後、その行政について以下のように指摘している。「新疆は、我が国の西北において重要な戦略的地位を持つ行政区であり、その発展を速め、それを中国国内経済の発展、特に21世紀の経済成長の拠点に

⁷ 陳国裕、祁若雄「毛沢東が我が国の少数民族地区の発展について考えた思想」、『新疆日報』、2003年12月27日、第4頁より引用。

⁸ 賀金瑞、武志軍「三つの代表の元に、少数民族行政の新しい局面を開こう」<http://www.du8.com/readfree/09/05741/9.htm> より引用。

すべきだ」。

胡錦濤も新疆の視察後、その行政について次のように指摘している。「新疆が平和と共生を保っているのは、経済建設の重点をしっかりと把握し、経済と社会が成長し、各民族の皆さんがより快適に暮らし得たためである」。

雇用は、個人のレベルでは、「誰でも能力に応じて働き、働きに応じて所得を得る」という経済の基本として、個人や家計を支える要素である。また労働は人間が生計を立てる基本的な方法であるとともに、労働の権利は人間の尊厳にかかわる。

また、経済の発展、経済の安定、および調和ある社会の実現からの観点からみても、より多くの雇用機会を生み出した地域が安定し、安定を保っている。雇用創出と、それによる所得向上が（財に対する）有効需要を喚起し、その社会における経済の発展を促す。

新疆の大卒者、特に少数民族の大卒者の雇用問題は単なる就職問題ではなく、個人の尊厳や社会の安定性に関わる大きな問題である。この点で、中国共産党の改革開放政策と国の少数民族政策は、中国の少数民族が評価を行うべき項目となる。この問題が適切に解決できなければ、新疆の調和ある社会の実現に大きな影響が出てくると言わざるを得ない。

2. 少数民族大卒者の労働市場における市場と政府の役割

前述のように、少数民族大卒者の雇用を市場に任せただけでは問題が解決されず、国による従来の行政サービスと監督だけでも、雇用状況が改善されない。

筆者は、新疆地方政府が現行の雇用政策の効果を新たに検証・評価した上で、少数民族の雇用に関して直接的な支援策を実施し、少数民族大卒者の雇用における状況が改善した後に、「需給両方のお好みに任せる」という市場型雇用モデルに移行すべきである、と考えている。

新疆全体における雇用政策、特に少数民族大卒者の雇用政策に関して、政府はその就労の権利を保障する姿勢を明確にして、大卒者が雇用を確保できるようなルールと法律の制定に急ぐべきである。このため、労働市場の需給両面に対して、次のような直接的支援と関与を行うことが望ましい。

第一に、財政政策を活用し、すべての雇用者が少数民族大卒者を雇用しやすくなるようなインセンティブを導入し、その雇用意欲を刺激するべきである。多くの雇用者が少数民族大卒者の雇用に伴って必要となる職業訓練などの人的資本投資に悩んでいる。政府はこれに対して各種税の減免や職業訓練補助金の支給、職業適性検査補助などを行い、雇用を促すことができる。これらの政策的措置によって雇用者は人材育成コストを節約し、また職業訓練期間の人材の遊休による事業損失を補填することが可能となる。民族文化や価値観の違いに対処するための「見えない費用」の節約や補填も可能であろう。

第二に、少数民族事業者には財政と金融の両面から支援策を行うべきである。少数民族大卒者の主な雇用先は限られた行政機関のほか、少数民族個人事業・中小零細企業である。また、起業も一つの選択肢となっている。中小企業や個人事業者の倒産リスクは高く、雇用創出力も限られたものである。したがって、少数民族の事業者の振興が重要となる。

一般に、少数民族の事業者においては、資本が不足し、追加投資のための資金調達にも制約があり、これによって規模の経済（規模の経営）が実現できない。これに対して地方政府または中央政府が基金などの特別な金融を設けることで、そこからの拠出・投融資によって少数民族企業の投資需要に応えることが可能となる。また、一定期間、上述の税の減免なども併用することが望ましい。このような優遇措置によって、産業の育成を図り、少数民族の雇用と所得を確保することが可能である。

第三に、供給サイドの優遇政策を引き続き行うべきである。2000年以降、政府は少数民族の雇用対策として、漢語教育の強化、つまり母語（たとえばウイグル語）と漢語を共に使用できる人材を作り出す教育制度を普及させる

政策をとった。しかし、少数民族大学生は卒業時に漢語の運用に問題がなくとも、専門的知識に乏しく、職業上の能力も十分ではなかった。これに対して、基礎教育において母語と漢語に習熟させる「双語」教育制度が導入された。漢語でのコミュニケーションはもう大きな問題とはならず、むしろ、大学教育の内容の充実が問題となっている。既に述べたような少数民族に対する教育上の配慮、あるいは優遇措置を続けるとともに、各大学や短大における少数民族の教育を充実させ、専門的人材の養成を推進することは、新疆の大学や地方政府の役割である。

第四に、地域経済全体の発展を促し、産業構造の不整合を是正することが必要となる。労働節約的技術進歩がみられる農業と、雇用吸収力が低い資源開発型の近代鉱工業の不整合問題を解決するためには、サービス業、商業と物流、観光業、金融業などの第三次産業を育成し、近代サービス業の拠点を域内に増やしていくことが必要となる。このような拠点から地域経済を活性化することによって、資源開発以外の工業を誘発することも可能となるだろう。

第五に、政府は、少数民族が自らの能力を高めるような動機づけや啓発を行うことが必要である。特に大学教育を通して少数民族大学生が持っている「伝統的」就職観念（少数民族は不利である）を変え、自らの民族的・言語的・文化的メリットを活かす方策を工夫させるべきである。例えば、新疆には潜在的なものも含めると多くの観光資源がある。特に、シルクロード関連の観光資源は、この地域の民族特有の宗教、生活習慣、料理、言語、衣装などの固有文化と深く関係する。観光分野は、ホテル、レストラン、交通、土産物産業、建設など、多くの関連分野を有する。観光のように、まだ十分に開発されているとは言えないが、将来性のある産業分野において新たなイノベーションを実現できるような「起業家精神」を持った人材の育成もまた必要である。観光産業のようなケースでは「少数民族であることが優位性を持つ」ことも自覚してよいであろう。

第六に、求職・求人情報（以下、雇用情報という）のデータバンクを設けるなど、政府の就職に関する公共サービスを向上させるべきである。自治区、地区（市）、県、郷（町）で雇用情報を共有できるようネットサービスの整備を行い、都市部、農村部を問わず、労働者（求職者）および企業（求人者）に対し公平に雇用情報を提供するべきである。同時に、公的機関と大学とで共同関係を構築し、大卒者の雇用情報を共有する。特に、少数民族大卒者用の窓口を設け、企業を含む社会全体で少数民族大卒者のための情報ネットワークを運営・利用することが求められる。

第七に、憲法と国策に従った自治区の法律を制定し、また政策を施行し、その強制力を以って事業者における少数民族大卒者に対する差別・偏見をなくすとともに、少数民族労働力と少数民族大卒者が参加する労働市場における監督機構を設立することも必要である。強制と監督のメカニズムを通して労働市場における少数民族という弱者の権益が損なわれないよう留意すべきである。

Ⅵ おわりに

多民族社会における少数民族あるいはマイノリティーには、現実的には公正、公平、あるいは平等が保証されているわけではない。その一つに「就業機会の不平等」がある。就業は、所得および生計維持と深く結び付く。したがって、一般に雇用・就業機会の欠如は社会的な不安定に直結しやすい。

中国・新疆ウイグル自治区でも少数民族の雇用・就業問題は深刻である。本稿では、この実態を明らかにし、その要因を分析し、必要な解決策を提言した。ただちに導入可能な施策も、準備期間の必要な施策もあるだろう。ただ、「求められるのは実効性のある施策である」ことを指摘して結びとしたい。

【参考文献】

- 1、马新英、少数民族大学生就业现状研究、乌鲁木齐成人教育学院学报、2008年2月。
- 2、阿不都热扎克、铁木尔、《2009-2010年新疆经济社会形势分析与预测》、新疆人民出版社、2009年12月、第52页。
- 3、曲媛媛、新疆经济增长与就业增长的互动关系研究、新疆农垦经济、2008年7月。
- 4、张允等、新疆少数民族大学生就业现状调查研究、伊犁师范学院学报、2008年6月。
- 5、陈国裕、祁若雄、毛泽东关于我国少数民族地区发展问题的思想、新疆日报20031227第4版。
- 6、贺金瑞、武志军、以“三个代表”为指导，努力开创民族工作的新局面，<http://www.du8.com/readfree/09/05741/9.htm>。
- 7、王英姿：新疆少数民族大学生就业问题调查与分析，《中国大学生就业》，2006（16）。

(以上)

著者

新疆财经大学经济学部 副教授（经济学博士）

专攻：地域经济学、经济发展与人才培养。

中国の対外投資政策：現状と課題

小林 熙直

～Some Issues on China's Foreign Direct Investment～

Hironao KOBAYASHI

はじめに

中国の対外直接投資の規模は、2005年の122億ドルから2012年には878億ドルへと7.2倍に拡大し、その投資先も発展途上国から欧米先進国へと多様化し、また投資分野も資源エネルギー中心からIT産業、サービス産業、農業などへ広がりつつある。対外投資急拡大の背景にあるのは、長期にわたる高度成長、外貨保有高の急増や投資を柱とした経済成長の結果による資源エネルギー不足である。第1章では地域・産業別の投資動向と投資拡大要因を紹介する。

対外投資の拡大を後押ししたもう1つの要因は政府の金融政策であった。第2章では、最初に中国政府の対外投資政策と融資政策をみることとし、次いで現在中国企業が直面している投資上の諸課題を紹介する。まとめの部分では、これら中国企業が直面している課題について展望を加えた。

第1章 対外直接投資の現状と投資拡大の背景

第1節 対外直接投資の現状と特徴

1. 地域別投資動向

中国の対外直接投資が本格化したのは2000年代に入ってからであった。

2002年には対外経済貿易部（現商務部）と国家統計局が共同で対外直接投資に関する統計を公表するようになり、2004年には統計制度も改められて今日に至っている。

対外投資は2005年に122億ドルと初めて100億ドル台に乗せ、その後は表－1にみるとおり年々大幅な増加を示している。2009年には世界金融危機の影響で前年比6億ドルの増加に止まったが、2010年からは回復し、2012年の投資額は878億ドル（以下、実行ベース）へと前年比132億ドルの増加となり、ストックベース（投資残高）も5,319億ドルに達している。この結果、2012年における中国の対外投資の規模は米国、日本に次いで第3位（香港を加えると第2位）となり、投資残高でも第13位の規模に拡大している^[1]。

2012年における地域別投資動向をみると、アジアが、648億ドル、73.8%と圧倒的なシェアを占めている（表－2参照）。アジアの中には中近東や中央アジアの国々も含まれているが、香港（中国香港）のみで58.4%を占めるなど、アジアが中国の第1位の投資先であることに変わりはない。2008年以降の地域別シェアの変化をみると投資先には明らかな変化がみられる。それは急増していたアフリカ、中南米への投資が頭打ちとなり、オセアニアへの投資が伸び悩んでいる半面、欧州、北米への投資が増加していることである。

アフリカへの投資が頭打ちとなったのはスーダン、リビアに代表されるような政情の不安定さばかりでなく、中国が原油などエネルギー鉱物資源の輸入先を多角化していることにも起因する。中南米、オセアニアの場合には鉄鉱石、石炭開発などの資源投資が一段落したことによる。またオーストラリアの場合には2012年7月から「鉱産資源租賃税」（いわゆる資源税）が実施されたことも影響しているようである。これは利益額が7,500万オーストラリアドル以上の石炭や鉄鉱石関連企業から利益の30%を徴収することを目的とした制度であり、当面320企業が対象となるものである^[2]。但し、オセアニアの場合は金額こそ大きくないものの農地買収を目的とした投資が増加している。この点は中南米への投資も同じであり、トウモロコシ、大豆などの

備蓄を目的に農業への投資が増加しつつある^[3]。

石油・天然ガスの確保を目的にロシアや中央アジアへの投資も増加しているが、ここ1,2年の地域別動向をみると、欧州や北米への投資が着実に増加していることがわかる。欧州の場合は、英国BPの持つ石油、天然ガス権益の取得などの資源関係以外にも、金融危機を契機に工作・建設機械や自動車部品などの分野において欧州企業の買収が着実に増加している。例えば最近では三一重工（株式会社）によるドイツのプツマイスターの買収（子会社化）や河北凌雲工業集団によるドイツ・キーケルト（自動車部品）の買収などがある。いずれの場合もドイツ側企業の中国企業の資金力と中国市場への期待が中国企業の買収を成功させる要因となっている。中国企業による買収はイタリア、ポルトガル、ノルウェー、ポーランドなどでも展開されており、以前ほど中国企業への技術流出が問題化されない状況となりつつある^[4]。

欧州と同様に中国企業の投資、特に買収が拡大しつつあるのが北米である。カナダの場合は、中国海洋石油総公司（CNOOC）によるエネルギー大手ネクセンの買収やオイルサンド開発会社オブティ・カナダの買収など石油資源をめぐる投資が多い。ネクセンの場合の投資額は151億ドルで、中国企業による最大の海外投資である。米国の場合は、2012年には華為技術有限公司などによる米国通信関連会社の買収が米国側の安全保障上の理由などから失敗に終わっているが、住宅や映画館などサービス部門での投資が増加している。例えば不動産大手の万科企業によるマンション開発や大連万達集団による映画館チェーン企業（AMCエンターテインメント）の買収などがある。その他にも自動車部品大手の万向集团公司による電池会社の買収など、製造業への投資も増加しつつある。

中国の対外投資を地域別でみると、政情不安や資源投資の分散化などの要因で、アフリカへの投資が頭打ちとなりつつある代りに欧州、北米などへの投資が増加しているが、2012年におけるストックベースで国・地域別のシェアをみると、香港（中国香港）が57.6%と圧倒的なシェアを占めている。

2012年のストックベースでは香港に次いで英国バージン諸島（5.8%）やケイマン諸島（5.7%）が続くが、これら上位3カ国・地域への投資は、いわゆるタックス・ヘイブンを利用した再投資を目的としたものである。同じことは1.7%で第7位のルクセンブルグにも言える。

表1-1 中国の対外直接投資の推移 (単位：億ドル)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
投資額	211	265	559	565	688	746	878
投資残高	906	1,179	1,839	2,457	3,172	4,247	5,319

(注) 投資金額は実行ベース。

(出所) 商務部、国家統計局、国家外匯管理局編『2012年度中国対外直接投資統計公報』中国統計出版社、2013年、p5。

表1-2 地域別直接投資の推移 (単位：億ドル、%)

	2008		2010		2012			
	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	投資残高	構成比
アジア	435	77.8	449	65.3	648	73.8	3,644	68.5
アフリカ	55	9.8	21	3.0	25	2.8	217	4.1
欧州	9	1.6	68	9.8	70	8.0	370	7.0
中南米	37	6.6	105	15.3	62	7.1	682	12.8
北米	4	0.8	26	3.8	49	5.6	255	4.8
オセアニア	19	3.4	19	2.8	24	2.7	151	2.8
合計	535	100	688	100	878	100	5,319	100

(注) アジアにはカザフスタン、ウズベキスタンなどの中央アジア諸国やサウジアラビア、イランなどの中近東諸国も含まれる。また欧州にはロシアなども含まれる。

(出所) 表1-1に同じ、pp34~43。

2. 産業別の動向と投資上の特徴

ここ数年間における対外直接投資の状況を産業別にみると、以下のような動きがみられる。即ち、(1) 採鉱業への投資が2011年をピークに落ち着きつ

つある、(2) 製造業と卸・小売業への投資が大幅に増加している、(3) 金融業への投資は2008年をピークに減少したが、再び活発化する傾向がみられる、(4) 建設業、輸送・倉庫業も増加傾向にある、などである。

石油資源の開発投資は、中国が石油の純輸入国に転じた1990年代中頃から欧米石油メジャーが投資を手控えていたアフリカ、特にアンゴラ、スーダンなどで活発化した。その結果、2000年における中国の原油輸入先をみるとスーダン (22.3%)、アンゴラ (12.3%) が1位、2位を占めている^[6]。アフリカ諸国への投資は中国の対外投資政策と一体化されたもので、アンゴラなどでは開発事業への中国輸出入銀行による低金利借款の返済を現物、即ち石油で返済させる方式が採用されている。中国政府の財政支出による無利子借款や中国輸出入銀行による低金利借款を現物で返済させる方式は石油ばかりではなく、他の鉱物資源にも適用され、それが中国の対アフリカ投資を増加させる要因の1つとなっていた。しかし、スーダンなどにみられる政情不安や援助と一体化したタイド・ローンへの反発もあって、近年では石油・鉱物資源開発の投資先を多角化する一方、欧米メジャーの権益を買収し、共同で開発・生産を行うなど、投資方式自体も大きく転換されつつある。投資地域や投資方式は変わっても、後述するとおり中国の石油・鉱物資源への輸入依存度はより高くなるため、一定の投資は継続されることになろう。

製造業への投資は、中国自体の労働賃金の急上昇という要因などもあり対外投資は継続的に拡大することになろう。中国の平均賃金は、1998年に前年比16.2%と急上昇して以降、2009年まで2桁の上昇率が続いてきた。その間1人当たり平均賃金(年収)は、7,446元から3万2,244元へと4.3倍に拡大している。賃金上昇率は2010年9.8%、2011年8.6%、2012年9.0%と若干落ち着きつつあるものの依然として高水準にあり、2012年の平均賃金は4万6,769元(約65万円)に達している^[7]。製造業の海外進出に伴って市場拡大を目的に卸・小売業への投資も引き続き増加することになろう。

金融業への投資は2008年の141億ドルから2011年には60億ドルへと半減し

たが、2012年には100億ドルへと若干回復している。100億ドルのうち直接銀行業務に関わる投資は65億ドルで、その他は保険、証券業などである。金融業への投資は国有商業銀行がその主体である^[8]。2012年末現在、35カ国・地域に支店66と付属機構36が展開しており、雇用者数は3万7,000人（うち現地雇用者3万6,000人）に達している。

銀行による投資は国有商業銀行以外にも国策銀行である国家開発銀行やその他の商業銀行も行っており、2007～2012年には全体で145億ドル相当の投資が展開されている。そのうち最大の投資は2007年の中国工商銀行による南アフリカスタンダード銀行へのもので、株式の20%を54億6,000万ドルで買収している^[9]。この銀行はアフリカのみならず世界各国に拠点を持つ銀行だけに銀行業務のみならず海外の投資情報を収集する上でも重要な意味をもつものと言えよう。

建設業、輸送・倉庫業なども増加傾向にあるが、電力も含めてその投資には中国独特の「対外承包工程」（プロジェクト建設請負）や「対外労務合作」（中国労働者の派遣協力）方式が採用されており、投資先での資材の現地調達や雇用創出上の問題が指摘されている。投資の増加と同時に対外援助の一環として定着してきたこのシステムは見直す必要がある。なお、『中国対外直接投資統計公報』（2011年版、2012年版）によれば、中国の対外投資先での雇用労働者は2011年が122万人、うち現地雇用者88万人、2012年は149万人、うち現地雇用者70万人となっており、これらの数字でみる限り現地での雇用創出という問題の解決は今後の課題として残されたままである。

次に投資上の特徴としては、(1) M&A（合併・買収）はその対象は多様化しているが、対外直接投資総額に占める比率は低下傾向にある、(2) 対外直接投資における国有企業のシェアは表面的には10%程度とされるが、それは必ずしも実態を表すものではない。

中国企業による海外 M&A は2001年から始まり、2008年には表1-4にみるとおり対外直接投資に占めるシェアも54.0%にまで上昇している。この時

期における M&A の急増は資源エネルギーを対象にしたもので、2009年の場合
約80%が石油・天然ガスなどの資源エネルギー分野であったという^[10]。

しかし、その後は M&A の対象が多様化し、前述の米国の例のように映画
などサービス産業への投資もみられるが、その一方で資源エネルギーなど大
規模な投資の減少から、M&A そのものの対外直接投資に占める割合も低下
傾向にある。2012年の M&A は前年を162億ドルも上回り史上最高の434億
ドルを記録したが、そのシェアは対外直接投資総額の31.4%とここ数年間で
最も低い状況にある。

M&A は、事業を素早く立ち上げられるため低コストで市場参入ができる、
既存企業の技術、ブランド、管理人材などの経営資源を利用できる、などの
メリットも多いが、これらの経営資源の活用方法によっては必ずしもメリッ
トが活かされるわけではない。このため M&A の成功率は一般に3～4割
程度といわれている^[11]。投資事例をみる限り、中国企業による M&A 成功
率は件数的には高いようにみえるが、2011年にはリビアで13企業が紛争で損
失を受け、その金額は200億ドルにも達している^[12]。このような政情の不安
定要因以外にも政治的要因（国有企業への警戒心）からの失敗も多い。例え
ば、2005年の中国海洋石油総公司（CNOOC）による米国ユノカル社（石油）
買収の失敗、2008年の中国アルミ公司によるオーストラリアのリオ・ティン
ト社（鉄鉱石）の買収失敗や2011年の華為技術有限公司による米国 IT 企業
の買収失敗などがそれである。

ここ数年間における M&A のシェアの低下はこれら失敗例の影響も大き
いが、国有企業を主体とした資源エネルギー分野における海外 M&A には次
のような問題が存在しているとの分析もある^[13]。

(1) 石油など資源エネルギー分野の場合、資源価格の変動と買収額の間には
密接な関係があり、買収のタイミングが M&A の成功、失敗に大きく影響
する。(2) 2008年頃からは国有商業銀行も中国企業の M&A に資金面からの
支援を拡大したが、2010年1月には金利が引き上げられたため、企業の資金

繰りに問題が生じた。(3) 資源関連の M&A の主力は大型国有企業であるが、それは資金調達面などではプラスになるものの、国有企業という身分による投資がしばしば政府の行為と見なされ、それが政治的摩擦の要因となる。

これらの問題は、資源エネルギー分野の M&A のみでなく、中国企業の対外直接投資に共通したものであるが、2013年上半期における海外 M&A の減少要因は (2) と (3) に符合するものとみられる。2013年上半期の海外 M&A は178億ドルで前年同期比20%前後の減少となったが、その要因の1つが、銀行貸出しを抑制する目的で実施された金利の引上げ政策にあったとされる^[14]。また、米国の豚肉加工大手の買収も政治的要因が問題視されているようであり、中国企業の海外 M&A はアフリカや中東諸国の政情不安への対応も含めて転機を迎えているようである。

上述の分析でも指摘のあった“国有企業”という身分は、特に米国など先進国においては安全保障上の視点から問題視されているが、この点については近年あまり大きな進展はみられない。

2012年における中国の対外直接投資企業（金融業を除く）は1万5,994社であった。これを企業登録ベースで見ると上位から有限責任公司（LLC）62.5%（2011年60.4%）、国有企業9.1%（同11.1%）、私営企業8.3%（同8.3%）、株式有限公司7.4%（同7.7%）、外商企業3.4%（同3.6%）などとなっており、国有企業のシェアは対外直接投資企業の9.1%を占めているに過ぎないし、そのシェアも前年より若干低下している^[15]。しかし、これはあくまでも投資件数に占める割合であるし、有限責任公司や株式有限公司の場合も国が一定比率の株を保有していたり、国有企業の子会社や関連会社である場合が多い。

対外直接投資企業をストックベースで見ると、国有企業は2011年62.7%、2012年59.8%と圧倒的なシェアを占めており、いずれの年も上位20社はすべて中央国有企業で占められている^[16]。このように国有企業が投資の主力である状況は2012年の海外 M&A でもみられる。2012年における海外 M&A

上位10件のうち8件は国有企業によるもので、民間企業によるものは大連万達集団による米国 AMC エンターテインメント（娯楽施設）の買収（26億ド

表1-3 主要産業別の直接投資 (単位：億ドル、%)

	2008		2011		2012	
	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比
貸貸・商業サービス	217	38.8	256	34.3	267	30.4
採鉱業	58	10.4	144	19.3	135	15.4
卸・小売業	65	11.6	103	13.8	130	14.8
金融業	141	25.6	60	8.0	100	11.4
製造業	18	3.2	70	9.4	86	9.8
建設業	16	2.1	32	3.6
輸送・倉庫業	27	4.8	25	3.4	29	3.3
不動産業	19	2.5	20	2.3
電力産業	18	2.4	19	2.2
その他	33	5.9	35	4.8	60	6.8
合計	559	100	746	100	878	100

(出所) 2008年は李桂芳、儲賀軍『中国企業対外直接投資分析報告 2010』中国経済出版社、2010年、p28。

2011、2012年は表1-1の『中国対外直接投資統計公報』に同じ。

表1-4 M&A 規模の推移と直接投資に占めるシェア (単位：億ドル、%)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
M&A	83	63	302	192	297	272	434
シェア	39.0	23.8	54.0	34.0	43.2	36.4	31.4

(注) 2012年のM&Aには金融業がふくまれ、2011年には含まれない。その他の年は不明。

(出所) 表1-1に同じ。

ル)と光明食品集団による英国の飲料会社の買収(10億9,600万ドル)のみであった^[17]。

資金調達面では海外の比率を高めるなどの変化がみられるが、投資主体が国有企業であるという状況はしばらく続くことになろう。

第2節 対外直接投資拡大の背景

1. 高度経済成長に起因する諸要因

中国の対外直接投資は2005年以降急速に拡大し、前述のとおり2012年には878億ドルを記録し、世界第3位の海外投資国となっている。この投資拡大の背景には多様な要因が考えられるが、先ず挙げられるのは長期間続いた高度の経済成長と投資に傾斜した成長パターンである。

中国の国内総生産(GDP)の年平均成長率をみると、1991~2000年は10.3%、2001~2012年は10.2%といずれも2桁台を記録している。2008年からの5カ年間は世界金融危機の影響による輸出の伸び率の低下や産業構造高度化政策などの影響もあって経済成長率は若干減速気味であったが、それでも年平均9.3%の高い成長率を維持している。

長期にわたった高度成長は、様々な側面から中国の対外投資を拡大する誘因となっているが、先ず挙げられるのはこの高度成長が2000年に入って投資(総固定資本形成)によって、支えられてきたことであろう。海外から鉱物資源や原材料を輸入し低賃金で加工、輸出するという経済成長のパターンは、資源エネルギーをはじめ多くの物資を必要としたため、中国企業の対外投資を誘発した主要因となっていたと言えよう。2000年代に入って活発化したアフリカ諸国への急接近や中央アジア、オーストラリア、中南米などへの投資の拡大はいずれも資源エネルギーの確保などを目的とするものであった。

また、後述のとおり、高度成長による所得水準の向上は人々の食生活にも影響を与え、肉食の増加から飼料用作物への需要が増加するとともに健康志向から植物性食用油の需要も増加している^[18]。このような食生活パターン

の変化は農産物の輸入増加ばかりでなく、農業分野における対外投資を拡大させる要因ともなっている。

対外投資を拡大させた第2の要因は、外資の導入と貿易黒字の拡大による外貨準備高の急増であろう。表1-5にみるとおり、中国の外資導入額は年々大幅に増加し2012年には1,117億ドルとなっている。また輸出の拡大から2005年以降の貿易黒字額は毎年1,000億ドル以上を記録している。この結果、中国の外貨準備高は2011年には3兆ドルを超え、2012年には3兆3,115億ドルと世界全体の外貨準備高の3分の1を1国が保有するまでになっている。

1990年代中頃まで、中国は恒常的に外貨不足の国であり、自動車など耐久消費財の輸入や人民元と外貨の交換などにも厳しい管理政策を採ってきた。しかし、2005年頃からは逆に過剰な外貨保有高による人民元高圧力が強まり、中国政府は市場におけるドル買いばかりでなく、直接外貨を海外で運用する必要に迫られたのである。過剰な外貨準備高を有効利用するために、海外に投資会社を設立して外国債券を運用する一方、国策銀行である国家開発銀行や中国輸出入銀行を通じてアフリカ諸国への融資を拡大したり、中国企業の対外投資への融資条件を緩和するなどの政策が採られている。

中国政府は人民元高圧力に対応するため、外貨の国際市場での運用や市場から人民元を吸収する不胎化政策などを実施したが、過剰な外貨流入ばかりでなく、米国などからの人民元切上げ圧力もあって、人民元の対米ドルレートは2005年の1ドル8.27元から2013年には6.0元台へと切り上げられている。2013年6月、中国は英国との間で人民元と英ポンドを融通し合う通貨スワップ協定を結んだが、これで人民元のスワップ協定対象国は20カ国になり、人民元の国際化が一段と進むことになる^[19]。このような人民元高と人民元の国際化もまた、中国企業による対外投資拡大の重要な要因と言えよう。

表1-5 中国の対外直接投資、外資導入、外貨準備高の推移

(単位：億ドル)

	対外直接投資額	外資導入額	貿易黒字額	外貨準備高
1990	9	34	87	110
1995	20	375	167	735
2000	10	497	241	1,655
2005	122	603	1,020	8,188
2008	559	924	2,981	19,460
2009	565	900	1,956	23,991
2010	688	1,057	1,815	28,473
2011	746	1,160	1,549	31,811
2012	878	1,117	2,311	33,115

(注) 対外直接投資額及び外資導入額は実行ベース。

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑』各年版より作成。

2. 資源エネルギーと飼料需要の拡大

前述のとおり、2000年代入ってからの中国の高度経済成長を牽引してきたのは投資であった。それが中国企業の海外投資、特に資源エネルギー投資を活発化させ、2011年の産業別対外直接投資では採鉱業が第2位に浮上している。中国は第10次5カ年計画（2001～2005年）では“走出去”（対外投資）の拡大を正式に政策目標の1つに挙げ、その後は資源外交を積極的に展開したり、対外投資企業への資金援助を強化してきたが、その背景にあったのはこのままの成長パターンが続けば、2020年頃には深刻な資源不足に直面することが予測されたからであろう。

中国のエネルギー需要量をみると、1992年にはすでに消費量が生産量を上回り、93年には原油の純輸入国に転じている。2000年以降は需給ギャップは拡大の一途を辿り2008年には消費量が生産量を3億トン（標準炭換算）も上

回っている（表1-6参照）。2011年からの第12次5カ年計画では生産構造の高付加価値化が重要な政策目標とされているが、今後5年程度は現状の重工業に偏重した生産構造は続くと予測されるためエネルギー消費量が削減される可能性は低い。また、石炭が70%近くを占めるという現状のエネルギー消費構造も大きく変わることは期待できない。中国のシェールガスの推定埋蔵量は米国を上回り世界で第1位にあるとされるが、頁岩の位置が深いため回収は技術的に容易ではないとみられている^[20]。ただ、パイプラインによる中央アジアやミャンマーからの天然ガスの輸入量は拡大が予測されるため、天然ガスは2012年では消費量の5.3%しか占めていないが、このシェアが高まる可能性はある。

中国の原油生産量をみると、ここ数年間は1億8,000万トンから2億トンと横ばい状況にある。その一方で消費量は年々増加しているため、その分輸入量が増加している。原油の輸入依存度は2009年に51.2%と50%を超え、2012年には56.4%へと高まっている（表1-7参照）。現状の経済成長パターンが継続された場合、2020年には45種類の重要鉱物資源のうち25種類で供給不足が生じ、輸入依存度は原油60%、鉄鉱石40%前後、銅・カリウムは70%前後に達するという推計もある^[21]。この推計の根拠は不明であるが、中国の単位当たりGDPエネルギー消費量が大きく改善されない限り、輸入依存度はこれらの数値よりさらに高くなる可能性が高い。2008年における主要国家の単位GDP当たりのエネルギー消費量をみると、米国1.62万トン、日本1.03万トン、ドイツ0.85万トンなどである。これに比較し中国のそれは4.63万トンと3～4倍の高さにある^[22]。データは若干古いが、2005年における主要産物の世界の消費量に占める中国の割合をみてみると、石炭31.0%、石油7.6%、鉄鉱石34.6%、銅19.9%、酸化アルミ25.0%、ニッケル10.1%、亜鉛30.0%などとなっている。今後は中国の消費量の変動と国際価格の変動の相関性がより高まることになろう^[23]。

中国企業の対外投資の誘因としてもう1つ挙げておかなければならないの

表1-6 中国のエネルギー需給量と消費構成

(単位：標準炭換算万トン、%)

	エネルギー総量		エネルギー消費構成			
	生産量	消費量	石炭	石油	天然ガス	その他
1990	103,922	98,703	76.2	16.6	2.1	5.1
1992	107,256	109,170	75.7	17.5	1.9	4.9
1995	111,059	131,176	74.6	17.5	1.8	6.1
2000	135,048	145,531	69.2	22.2	2.2	6.4
2005	216,210	235,997	70.8	19.8	2.6	6.8
2008	260,552	291,448	70.3	18.3	3.7	7.7
2010	296,916	324,939	68.0	19.0	4.4	8.6
2012	333,300	361,700	67.1	18.4	5.3	9.2

(出所)『中国統計年鑑2013』p135より作成。

表1-7 中国の原油輸入依存度

(単位：万トン)

	輸入量	生産量	消費量	輸入依存度
2005	118.7	181.4	300.1	39.6
2006	138.8	184.8	323.6	42.8
2007	159.2	186.8	346.0	46.0
2008	174.7	190.4	365.1	47.8
2009	198.7	189.5	388.2	51.2
2010	236.2	203.0	439.2	53.8
2011	251.3	203.6	454.9	55.2
2012	271.1	207.5	476.1	56.4

(注) 消費量は原油輸入量に原油生産量を加えたものから原油輸出量を差し引いたもの、在庫量などは調整していない。

(出所) 2005～2010年は、中国産業地図編委会『中国能源産業地図』社会科学出版社、2010年、p15および47。2011年は崔民選編『中国能源發展報告2012』社会科学文献出版社、2012年、p311。2012年は『人民日報』2013年2月6日。

は農産物、特に飼料用作物に対する需要の増加である。表1-8には主要農産物の生産・輸入状況を示したが、大豆、トウモロコシ、植物性食用油および綿花の輸入量が年々増加していることが判る。大豆の場合は生産量が減少し、それ以上に輸入が急増しているし、トウモロコシは生産量が増加しているにも拘らず輸入量が拡大している。これらはいずれも代表的な飼料用作物であり、中国で現在それに対する需要が拡大していることの証左であろう。

農産物需要の拡大に対して、近年ではその輸入先を多角化したり、相手国に備蓄する制度など新たな動きがみられる。大豆、トウモロコシの場合、輸

表1-8 中国の主要農産物生産・輸入状況 (単位：万トン)

		2000	2005	2008	2010	2012
大豆	生産	1,541	1,635	1,554	1,508	1,305
	輸入	1,041	2,659	3,743	5,479	5,838
	輸出	21	41	48	17	32
トウモロコシ	生産	10,600	13,937	16,591	17,725	20,561
	輸入	0.3	0.4	5.0	157.3	520.8
	輸出	1,047	864	27	12	25
小麦	生産	9,964	9,745	11,246	11,518	12,102
	輸入	91	353	4	123	125
	輸出	18	60	31	27	32
綿花	生産	442	571	749	596	684
	輸入	25	274	226	312	541
	輸出	29	0.8	2	0.7	2
食用油 (植物性)	生産	835	2,071	2,419	3,916	5,176
	輸入	187	621	817	826	959
	輸出	11	22	24	9	10

(出所) 農業部『2013 中国農業発展報告』中国農業出版社、2013年、pp172~176。

入先の米国からブラジル、アルゼンチンなどへの転換が進められており、それらの国との間では大豆、トウモロコシ、小麦などの備蓄制度を設ける計画も出ている^[24]。

第2章 対外投資政策と投資の実態

第1節 対外投資政策と融資制度

1. 対外投資政策の推移^[25]

中国の対外投資は、改革・開放政策が明確となった1979年から始まったが、それは発展上国内向けの援助項目（案件、プロジェクト）と一体化されたものであった。対外投資に関する制度的基礎ができたのは、対外経済貿易部（以下経貿部、2003年に商務部へ改組）が主管部門に決定された1983年であった。1991年には対外投資の審査・認可に関する規定（「対外投資項目管理の強化に関する決定」）が公布され、100万ドル以下は国務院各部（日本の省や地方政府）が、100万ドル以上は経貿部が、3,000万ドル以上は国家計画委員会（2003年に国家発展改革委員会へ改組）が主管部門となることが明示された。1992年10月の党大会では、“対外投資とグローバル経営を積極的に促進する”方針が挙げられたが、97年頃までは投資件数、投資額ともにほとんど増加がみられなかった。

中国の対外投資政策が現在のように積極的なものとなったのは、2000年10月の党第15期5中全会において“走出去”（対外投資）が重要な政策目標とされてからであった。2003年の国務院の機構改革では商務部の対外投資・経済司が対外投資の主管部門となっている。商務部は単に審査・認可を担当するのみでなく、国家外匯（外為）管理局と共同で毎年投資企業の評価報告書（「年検報告」）を作成することとなっている。

2004年7月には、国務院が「投資体制改革に関する決定」を通過しているが、その主目的は国内外を問わず投資における企業自主権を拡大することにあった^[26]。この「決定」の公布は中国の対外投資の政策にも大きな変化をも

たらしめている。最も大きな改革内容は、投資プロジェクトの大小に関わらず企業に投資決定権と同時にリスク負担義務が課されたことである。この「決定」に基づいて、2004年10月には商務部から「境外（海外）投資企業設立認可事項に関する規定」が公布されているが、そこでは認可手続きの大幅な簡素化が示されているし、また同月に国家発展改革委員会（以下発改委）から通達された「境外投資項目審査・認可暫定弁法」には次のような審査基準が示されている。

中国側の投資が3,000万ドル以上の資源開発案件および1,000万ドル以上のその他の案件については、発改委が審査・認可し、2億ドル以上の資源開発案件と5,000万ドル以上のその他の大型案件については、発改委が審査後國務院の批准を受ける。中国側の投資額が3,000万ドル以下の資源開発案件と1,000万ドル以下のその他の案件については各省レベルの発改委が審査・認可する。また中央管理企業（中央国有企業）の投資する3,000万ドル以下の資源開発案件と1,000万ドル以下のその他の案件は、企業が自主決定後発改委に報告する。これらの規定は上述の1991年の「対外投資項目管理強化に関する意見」に比較し、審査対象となる金額の上限が大幅に引上げられていることにその特徴がある。

2009年3月には商務部から「境外投資管理弁法」が公布されているが、そこでは同部の審査・認可対象がさらに緩和され、審査・認可の必要な投資対象が、国交未締結諸国への投資や、1億ドル以上の投資などに限定されると同時に地方企業については1,000万ドル以上1億ドル以下の案件は省レベルの商務主管部門が認可できることになっている。また2011年3月には発改委の規定も大幅に改定され、資源類の審査対象の起点が3,000万ドルから3億ドルに引上げられ、非資源類のそれも1,000万ドルから1億ドルへと引上げられている。2004年以降の認可対象基準の引上げは、近年における中国企業の投資案件の規模がそれだけ大規模なものとなっていることを示すものであろう。

これら審査対象基準の緩和と同時に、税制面での見直しも進められている。従来は投資企業の海外利益に対する減免措置は帰国後の申告に基づいていたが、投資先との二重課税を避けるために、2008年からは投資期間中の控除が認められるようになっている。2009年からは対外投資企業が投資先へ輸出する機械設備や部品の輸出還付税についても免税範囲を広げるなど大幅な見直しが実施されている。

2. 対外投資企業への融資制度^[27]

中国では1994年に銀行制度での大幅な改革が実施され、中央銀行である中国人民銀行の下に国策銀行として国家開発銀行、中国進出口（輸出入）銀行および中国農業銀行が設立された^[28]。それまでは現在の四大有商業銀行の1つである中国銀行が唯一の外為銀行として貿易業務への融資を行ってきた。しかし融資額は1991～93年間で僅か1億500万ドルに過ぎなかった。改革後は中国輸出入銀行が中国銀行に代わって貿易業務への融資ばかりでなく対外投資事業への融資も行うようになっている。融資の対象には、機械設備などの輸出ばかりでなく、政府借款、輸出信用保険なども含まれる。

中国輸出入銀行の設立当初の主要任務は、増加する大型機械設備輸出への信用供与であった。海外へ資本財を輸出する企業への長期融資から始まり、後に海外でプロジェクト建設をする企業への融資も手掛けるようになっていく。1997年からは人民元建の融資も開始され、華源集团公司（綿紡織）のタイへの投資が適用第1号であった。

2003年の「国家の対外投資重点項目への融資奨励に関する通知」では、中国輸出入銀行の年間輸出信用枠のうちの一定額を対外投資案件へ低利で貸与することが規定され、2004年の「国家の対外投資重点項目への融資支援に関する通知」では、対外投資の中でも資源開発が最重要案件となっている。これは長期高度成長が続く中で、1990年代末からは石油・天然ガス、銅、ニッケル、アルミや鉄鉱石などの不足が顕著になり始めたからであり、中国の対

外投資戦略も2000年代に入ると国内資源の不足を補うことが最重要課題となっていたからである。

2001年には中国石油天然ガス集団（CNPC）の海外投資に対し、中国輸出入銀行は50億元（約6億ドル）の融資を行い、次いで2002年には中国有色（非鉄）金属集団のザンビア銅鉱山への投資にも数億元が投入されている。それ以降も CNPC のカザフスタンにおける油田開発権益の取得（2003年）、中国とベネズエラ政府間の石油開発事業への数億ドルの融資（2004年）が続き、2005年には中国石油化工集団（SINOPEC）のコンゴ共和国における油田開発やアフリカにおける中国海洋石油総公司（CNOOC）の油田買収および CNPC の天然ガス企業の買収の3案件のみで30億ドル近い融資が行われている。これら石油・天然ガス案件以外でも、鉱産物国際価格の上昇に対応するため、中国アルミ会社のペルー銅鉱山、中国五鉱集団のチリ銅鉱山の買収への融資なども行われている。

資源エネルギー案件への融資の中でも特徴的なのは2004年にアンゴラ政府との間で結ばれた“貸換資源”方式であろう。これはアンゴラ政府が中国政府（中国輸出入銀行）から20億ドルの低利融資を受け、それを石油で返済するものである。2006年には中国水利水電建設集団がカンボジアで BOT 方式で水力発電所を建設しているが^[29]、ここにも中国輸出入銀行の融資が行われている。このように融資方式の多様化と同時に、联想集団（レノボ）による IBM の PC 部門買収への融資など、融資の対象も資源エネルギー分野から IT 分野へと広がってきている。

このような中国輸出入銀行による低利の融資ばかりでなく2005年頃からは国家開発銀行による資源エネルギー案件への低利融資も活発化しており、2011年末までには1,837億ドル相当の外貨と615億人民元が融資されている。国家開発銀行は BRICS 諸国など34カ国と政府間融資協定を結んでおり、中国輸出入銀行と同じく、融資対象も融資方式も多様化しつつある。ベネズエラ政府との間などでは中国輸出入銀行と同様の“貸換資源”方式の融資ばかり

でなく、中国産品の購入を前提に人民元を融資するなどの新しい融資方式も試行されている^[30]。

対外投資案件への融資は、中国輸出入銀行や国家開発銀行ばかりでなく、近年では四大国有商業銀行も新たな貸手となりつつある。四大国有商業銀行は1998年以降株式銀行への改組を進め株式市場への上場を行ってきたため、株主への配慮もあってリスクの高い海外投資案件への低利融資には積極的でなかった。しかし、2007年以降、前述の中国工商銀行の例にみとおり海外の銀行を積極的に買収しており、農業銀行を除いた3行や中国招商銀行はいずれも海外支店を増加させているため今後はこれら国有商業銀行の融資も増加することになる^[31]。

以下では対外投資企業向けの融資制度に関する主な規定（政府通達）から、中国輸出入銀行と国家開発銀行の融資目的などをみることにする。

中国輸出入銀行の融資の目的は、2004年10月に国家發展改革委員会（発改委）との連名で出された通達「境外投資重点項目案件への融資を奨励することに関する通達」に明記されている。それによると、前述のとおり中国輸出入銀行は年間の輸出信用融資枠から毎年一定規模の資金を対外投資重点項目に回すように規定されており、その場合の重点項目の最初に挙げられているのが、国内で相対的に不足している資源を海外で開発する項目である。次いで国内の技術・製品・設備と労働力輸出を伴う項目（製造業やインフラ投資）と国際的先進技術を利用できる項目などと規定されている。また2007年1月に通達された「中国輸出入銀行境外投資貸付弁法」では、融資額は原則として投資総額の70%以内、貸付期間は15年以内とされている。

国家開発銀行の融資目的については、2005年9月の発改委との連名で出された「境外投資重点項目への融資を更に強化することに関する通知」がある。ここに明記されている融資の最重要項目は中国輸出入銀行の場合と同じで国内で相対的に不足している資源の海外での開発である。また、国家開発銀行、中国輸出信用保険会社の連名による2006年1月の通達「境外重要項目の金融

「保険支持を更に拡大することに関する通知」では、重点的に支持する項目と企業が挙げられており、その最初が“石油・天然ガス、重要な鉱山資源、原材料、林業などの国内で不足している資源開発項目”となっている。

これら両国策銀行の融資目的の最初に挙げられているのは共通して国内で不足している資源エネルギー投資案件への融資である。このことは、近年における中国国有企業の海外資源エネルギー案件への大規模投資が国策として行われてきたことを明示するものと言えよう。

第2節 対外直接投資の諸課題

1. 投資案件にみる課題

対外直接投資の規模が拡大するにつれて、中国企業の抱える投資上の課題も複雑化しつつある。近年における中国の対外投資には、前述のとおり中国海洋石油総公司によるカナダ石油大手ネクセンの買収（151億ドル）、万達集団公司による米国の娯楽産業 AMC の買収（26億ドル）や三一重工株式会社によるドイツ機械メーカープツマイスターの買収（3.2億ユーロ）などのように成功例も多いが、その一方で資源エネルギー投資のみで2002～2010年の間に24件の買収失敗があるなど失敗例も多い^[32]。

以下ではミャンマーの水力発電所建設の凍結とザンビアの中国投資企業における労働争議の発生の事例などから中国の対外投資がどのような課題に直面しているかをみることにする。

(1) ミャンマーにおける水力発電所案件の凍結^[33]

ミッソン水力発電所（出力600万kW）は、エーヤワディー川上流に建設計画予定の7つの発電所（総出力2,000万kW）の1つで、2009年からダム建設が始まっていたが、2011年9月に工事が凍結され今に至っている。この発電所は中国電力投資集団の投資（30億ドル）によるもので、50年後には無償でミャンマーに引渡すことを予定した BOT 方式であった。ミッソン水力発

電所は近年における中国の対ミャンマー投資の3大案件の1つである。最大の投資はチャウピュー・昆明間の天然ガスパイプラインの敷設(総工費134億ドル)であり、2013年7月には雲南省の端麗までの工事(793km)が完了している。次がミッソン水力発電所であり、3番目が2012年に環境問題や補償の不正を理由に住民から開発停止要求の出ていたレツパダウン銅鉱山への投資である。この3件で近年における中国の対ミャンマー投資総額の93%を占めおり、ミッソン水力発電所の建設は中国とミャンマーの政治・経済関係にも重要な意味を持つものであった^[34]。

この案件については地域住民であるカチン族からも自然・生活環境の破壊の心配や規模が不必要に大きい(発電量の90%を中国へ送電)との疑問も出ている。2009年の環境評価報告では、環境破壊の視点から上流に2基の小型ダムを建設するべきとの指摘もあったが、中国側は急激な政変(2011年3月の政権交代)とミャンマーの「外国投資法」の不備が凍結の主因とみている。他の発展途上国における投資案件と同じく、ここでも自国の機械と労働力を使うという援助と一体化された中国式の投資方法がみられたが、今後の課題としては住民代表の参加と中立的な環境評価の重要性を強調するにとどめている^[35]。

(2) ザンビアにおける中国企業の労働争議

中国にとってザンビアはアフリカでは南アフリカ、ナイジェリアに次ぐ第3位の投資先であり、中国有色(非鉄)金属公司の子会社などが早くから銅鉱山を買収し経営に当たってきている。また2008年の世界金融危機で欧州企業が撤退後は、中国企業の投資が増加し、生産・雇用の維持に貢献してきたという。それにもかかわらず、近年中国有色金属系の銅鉱山では傷害や器物破損を伴う労使の衝突が頻発しているし、民営企業の投資する銅鉱山では労使の衝突はさらに激しく、発砲した中国側人員が拘留される事例も発生しているという。

銅鉱山以外の金融業、製造業、建設業などでの衝突はそれほど激しい状況にはないものの、一部ザンビア労働者の間では、中国企業は経済的利益のみを追求し、資源を略奪し、労働者の生活を顧みないといった認識が定着しているといわれる。この背景には2011年9月に徹底した中国批判で大統領となったサタ氏の影響もあるようであるが、中国の全球環境研究所の研究者などは中国企業の問題点として次の3点を挙げている^[36]。①少数の企業ではあるが、雇用・福利厚生を重視しない、②言語・文化の相違から意思疎通が困難であるため、問題が発生するとすぐにストライキに訴えられる、③ザンビアの法律執行状況は必ずしも厳しくないため、外資企業の違法コストは低く、賄賂などで法律の監視を逃れることができる、などである。

ザンビアの場合、銅、コバルトなどの埋蔵量が豊富なこともあって中国企業の進出が著しく、300社以上が進出しており、2010年の中国の対ザンビア投資は10億ドルでザンビアのGDPの6%に相当するという。それだけに、現地の雇用や資材の現地調達を創出することの少ない中国式のいわゆる“ひも付き”投資には厳しい目が向けられているようである。この点は中国の原油輸入（2011年）の12.3%を占めサウジアラビアに次ぐ原油供給国であるアンゴラにおいても同じである。アンゴラはオイルマネーにより1人当たりGDPは5,061ドル（2011年）と比較的豊かな国であるが、25%前後と高い失業率にもかかわらず10万人近い中国労働者が滞在しているのである。このような状況はナイジェリアでもみられ、近年アフリカ各国では親中政権への批判が強くなっている^[37]。

アフリカ諸国などで頻発する中国企業での労使対決状況や治安問題については、中国政府もかなりの関心を寄せており、2012年2月2日、3日および5月9日の『人民日報』には在外中国企業従業員の安全をいかに確保するかをテーマとした記事が掲載されている。2月の2日間にわたった記事ではパキスタン、エジプト、スーダン、シリア、南アフリカ、タンザニア、コンゴ、ミャンマーにおける安全対策が、5月9日の記事ではアフリカ諸国にお

けるリスク回避の経験が紹介されている。

2. 中国企業の直面する課題

前項で紹介したミャンマーとザンビアの例では、前者は環境問題、後者は雇用問題が中国企業にとって最も留意すべき課題であったが、両者に共通している課題は政権交代という政治面での変化であった。このように対外投資中国企業の抱える問題は一律ではないが、以下では各国に広がりつつある中国企業への反発がどのような要因によるものかを簡単に紹介したい。

第1に挙げられるのは、アフリカやインドシナ諸国への投資にみられる援助方式と一体化した投資であろう。それは援助を契機とした対外投資が増加し、対外投資においても援助と同様なセット方式が採用されるケースが多いということの意味する。中国の援助は鉄道建設などを一括して請け負うセット方式、一般物資の供与、技術協力（人材研修）から借款の免除まで8種類に分けられるが、2009年末ではセット方式が援助総額の40%を占めている^[38]。セット方式の援助では施工に必要な機械、資材から技術、人材までを中国から派遣する「対外承包工程」（プロジェクト建設の請負）方式が一般的であり、多くの場合一般労働者も中国から派遣されることになる。

開発援助委員会（DAC）加盟国であれば援助資金で実施されるプロジェクトを援助国の企業が受注するいわゆる“ひも付き”援助の率は極めて低い。2008～2009年のDAC加盟国の“ひも付き”あるいはそれに近い援助の率をみると米国は28%とやや高いが、ドイツ2%、日本4%などと低水準である^[39]。しかし、DAC加盟国でない中国の場合は完全なタイト方式であるから、援助資金での事業は国内企業がすべて受注可能である。このため被援助国では鉄道、病院などは建設されても、雇用は創出されないし、資材の現地調達率も高くない。商業ベースで行われる対外投資の場合は資材や労働力を本国から送るかどうかは事業内容や投資先国の技術水準によって異なる。

アフリカ諸国の例でみると^[40]、モーリシャス、カメルーン、ナンビアでの

投資では中国企業のほとんどが非技術者まで本国から派遣する例が多いし、エチオピアでもインフラ投資の場合には中国人が雇用されるケースが多いとみられる。投資企業が中国人労働者をより多く雇用する理由としては、①現地に技能労働者が少なく、②労働効率が低い、などがあげられる。

アフリカ諸国では技能労働者が少ない上に賃金水準が高いため、中国企業はコスト削減の意味もあって本国から人材を派遣することになる。アンゴラでのインフラ建設では、労働者の技術水準が低く無断欠勤が多い（20%以上）うえ、機械設備も中国製であるから中国人労働者が優位とならざるを得ないし、アフリカの労働者は一般に単純な重労働を好まないにもかかわらず労働効率は低く、すぐストライキに訴えるといった評価もある。しかし、2000～2006年の調査では、中国企業の労働者の現地化率はケニアでは82%と高く、タンザニア、シェラレオネなどでは建築業の場合の現地化率は85～95%と高いという結果も出ており、労働者の現地化率は国によっても業種によっても異なるようである。

発展途上国に投資をしている中国企業の場合、賃金水準、福利厚生などの労働条件は他の多国籍企業と比較し差があるとの評価もあるが、中国企業側からみれば労働力の技術水準などに比較し、現地の労働法規の求める基準が高すぎるということである。中国社会科学院のアフリカ主任研究員は「他国に勝る価格競争力を保つには、文句を言わず1日3交替で働く中国人労働者を使わなければ採算が取れない」と分析しており^[41]、中国流の雇用方式が早期に改められる可能性は低いとみるべきであろう。

対外投資をする中国企業が直面しているもう1つの大きな課題は投資主体が国有企業であり、それが投資受け入れ国の安全保障という視点からの警戒心を呼び起こしているということである。それは大型の資源エネルギー投資やITなどの先端技術分野への投資において顕著な現象であるが、この点はすでに簡述しているのでここでは農地の買収例のみを紹介する。

近年中国の農地への投資はアフリカから中南米、オセアニアへと拡大して

いるが、中国のこのような投資戦略の転換は、オーストラリアやブラジルにおいて警戒を招いているようである^[42]。

2011年6月、中国の大手石炭・電力企業である神華集団有限公司が子会社を通じて、過去2カ年の間にリバプール平原周辺で43か所の農地約1万4,700haを購入したことが判明し、オーストラリア議会（上院）が調査を始め、外国投資調査委員会の調査対象とする案も浮上しているといわれる。これは神華集団が中央国有企業であるため、中国政府による土地買収ではないかといった疑惑を招いたことばかりでなく、同社が石炭・電力の大手企業であるため、買収した農地が炭鉱化され、食糧の安全保障上の問題が生じることが懸念されたからである。

農地買収に関わる問題は、重慶糧食集団が大豆栽培用地購入計画を推進したブラジルでも発生しており、2010年8月からはブラジル政府は外国投資者の農地購入を規制し始め、2011年からは外国人、外国企業および外国籍のブラジル企業が国内に土地所有権を持つ企業を買収することを禁止している^[43]。

ただ同じ農地でも国や投資目的によって中国企業への対応は異なる。ニュージーランドでは中国企業の牧場への投資が拡大しており、2012年1月には上海鵬欣集団が入札によって16か所の牧場を購入（1億6,000万ドル）している。落札できなかったニュージーランドの企業からは、“政府が国家の自然資源を中国政府に譲った”といった批判もでたが、ニュージーランドではすでに36万haの土地がイタリア人、ドイツ人、英国人などに売却されているうえ、中国企業の目的が乳製品を中国へ輸出することにあつたため特に問題とはならなかったとのことである^[44]。

まとめ

中国企業の対外投資は、高成長に伴う資源エネルギー不足を補うことを主目的として、2000年前後から本格化し、その後も対外援助との一体化、政府

首脳による資源外交の展開、国家開発銀行や中国輸出入銀行を通じた政府の金融支援などもあって拡大の一途を辿ってきた。また投資先もアジア、アフリカから中東、中南米、更には欧州、米国へと世界的な広がりを見せているが、本文でも触れたとおり、投資先では多くの課題に直面しつつあり、投資方法一つをみても転機を迎えていることは明らかである。

転機を迎えた中国企業の対外投資が今後どのような方向へと進むべきか、簡単にまとめてみたい。

第1は国有あるいは実質国有企業が60%前後を占めるという問題である。資金力、技術水準といった面から国有が有利であることは事実であるが、資源エネルギー、IT技術や農地の買収においては国有企業＝政府は、相手国に安全保障上の懸念を起こさせることになる。現在国有企業株の所有形態は政府100%、60%以上（絶対株、重要産業）および60%以下（相対株、非重要産業）に分かれているが、相対株、絶対株を徐々に市場に放出し、現状以上に民営化を図るべきであろう。現在養老年金基金には国有株の売却金ばかりでなく、“土地財政”（土地売却収入）も当てられているが、地価安定のためにも国有株の部分を拡大すべきであろう。

第2は資源エネルギー分野などへの投資方法である。中国企業は従来アフリカなどで欧米企業が投資を避けるような国への投資を拡大させることで資源エネルギーを獲得してきたが、近年は欧米の石油メジャーと協同で投資するケースも増加し、投資先も多様化しつつある。これは“国有”を表面に出さない意味もあり重要な方向転換である。この方式を更に進化させるべきであろう。

第3は投資先の文化・社会を理解できる人材の養成であろう。中国国内でも多くの研究者が国際的な感覚で思考し、国際的ルールを理解できる人材が乏しいと感じているようであるが^[45]、これは近年アフリカ諸国の中国企業で労働争議が多発していることの主要因でもある。企業内研修も重要であるが、社員の海外企業での研修を制度化することも一助となろう。

最後は、“ひも付き援助”や援助と一体化した投資であるが、中国がOECD加盟国でない現状では、これを改善するのは難しいばかりでなく、政府首脳が積極的な資源外交を展開したり、対アフリカ政策でみられるように大量の融資を行っている状況では^[46]、投資の拡大を前提とした援助が増加する可能性すらある。ただ、現地で雇用を創出できないような現状は早急に改めるべきであろう。

(注)

- [1] 商務部・国家統計局・外匯管理局『2012年度中国対外直接投資統計公報』中国統計出版社、p4。
- [2] 「澳鋁山資源租賃税7月開徵」『人民日報』2012年3月21日。
- [3] 「中国：南米に急接近」『日本経済新聞』2012年6月29日。
- [4] 「中資企業海外投資環境逐步改善」『人民日報』2012年3月13日、
「中国企業買収先に配慮」『日本経済新聞』2013年8月9日。
- [5] 「中国企業の対米投資最高」『日本経済新聞』2013年1月6日、
「中国不動産最大手、米国に進出」『日本経済新聞』2013年2月19日。
- [6] 魏一鳴、張躍軍『中国能源経済数字図解2012-2013』科学出版社、2013年、p107。
- [7] 『中国統計摘要』（2013年）、pp47~48。
- [8] 国有商業銀行とは中国銀行、中国農業銀行、中国工商銀行、中国建設銀行および交通銀行を指す。
- [9] 「2007~2012主要中資銀行海外併購情況」『人民日報』2013年7月3日。
- [10] 李桂芳、儲賀軍『中国企業対外直接投資分析報告2010』中国経済出版社、2010年、p295。
- [11] 川井伸一他『中国経済国際化のインターフェイス制度改革に関する調査』平成16~18年度科学研究費補助金基礎研究(A)、2007年、p61。
- [12] 李桂芳編『中国企業対外直接投資分析報告2013』中国人民大学出版社、

p254。

- [13] 注 [10] に同じ、pp293～295。
- [14] 「中国の海外 M&A 急減」『日本経済新聞』2013年7月12日。
- [15] 注 [1] に同じ、p19、27。
- [16] 中央政府（国有資産監督管理委員会）所管の企業で116企業がある（2008年末は136企業）。その他に地方政府の所管する地方国有企業が多数ある。
- [17] 中国国際貿易促進委員会『2011～2012中国企業走出去発展報告』人民出版社、p177。
- [18] 2000年と2012年の1人当たり可処分所得の変化をみると、都市住民は6,280元から2万4,565元へと3.9倍に、農村住民は2,253元から7,917元へと3.5倍の増加となっている。
- [19] 「人民元、国際秩序に野心」『朝日新聞』2013年9月4日。
- [20] 「米国産シェールガス、中国輸入を打診」『日本経済新聞』2013年8月9日。
- [21] 林家彬他『中国企業走出去発展報告2013』社会科学出版社、2013年、pp9～10。
- [22] 中国産業地図総集委員会『中国能源産業地図2010－2011』社会科学出版社、2012年。
- [23] 注 [21] に同じ、p8。
- [24] 「中国、南米に急接近」『日本経済新聞』2012年6月29日。
- [25] 前掲『中国企業走出去発展報告2013』pp28～57および全球環境研究所『走出去中国対外投資、貿易和援助現状及環境治理挑戦』中国環境出版社、2013年、pp75～80。
- [26] この通達に関する詳しい解説は「積極穩妥推進投資体制改革」『経済日報』2004年7月26日を参照。
- [27] 載春寧編『中国対外投資項目案例分析』清華大学出版社、2009年、pp

12～19。

- [28] 当初は国家開発銀行と中国農業銀行は主に国内のインフラ建設を対象に財政支出に代替する融資を行い、中国進出口銀行が対外融資・貿易事業への融資を担当することとなっていた。後に国家開発銀行も資源開発などの大型案件への融資を行うこととなった。
- [29] 企業が自己資金で発電所などを建設し、投資資金を事業収入で回収し、一定期間後にプロジェクトを相手国に引き渡す方式。
- [30] 注 [17] に同じ、pp126～127。
- [31] 農業銀行の株式上場は不良債権などもあり2010年と四大国有商業銀行の中では最も遅かった。
- [32] 前掲『中国企業走出去発展報告2013』 pp77～78。
- [33] 前掲『走出去中国対外投資、貿易和援助現状及環境治理挑戦』 pp120～123。
- [34] 「中緬天然気管道開始向中国輸気」『人民日報』2013年7月29日、「投資緬甸、政治経済風険都不小」『人民日報』2013年1月24日。
- [35] 注 [34] に同じ、『人民日報』2013年1月24日。
- [36] 前掲『走出去中国対外投資、貿易和援助現状及環境治理挑戦』 p124。
- [37] 「アフリカ、中国へ反感拡大」『日本経済新聞』2011年10月8日など。
- [38] 前掲『走出去中国対外投資、貿易和援助現状及環境治理挑戦』 p64。
- [39] 黄梅波、劉受蘭「中国対外援助中的経済動機和経済利益」『国際経済合作』2013年第4期、p64。
- [40] 任培強「中国対非洲投資的就业效應研究」『国際経済合作』2013年第5期、pp61～65。
- [41] 「中国流労働者を大量派遣」『日本経済新聞』2011年10月18日。
- [42] 「中国企業の農地買収警戒」『日本経済新聞』2011年8月9日。
- [43] 前掲『中国企業対外直接投資分析報告2013』 p241。
- [44] 注 [4] に同じ。

- [45] 唐炎劍、張麗名、陳志斌「中国企業跨国併購文化整合解決方案探究」
中国経済出版社、2011年、pp9～12。
- [46] 2000年に中国・アフリカ協力フォーラムが設立され、3カ年ごとに中国とアフリカで交互にフォーラムを開催する。このフォーラムを通じて中国は3年間ごとに低利融資を約束しているが、その額は2006年50億ドル、2009年100億ドル、2012年200億ドルと年々拡大している。

「モンゴルにおける鉱物資源開発と企業の環境対応：‘戦略的鉱床’への現地調査を中心に」

大江 宏

The Mineral Resources Development and Business Environmental Policies in Mongolia: Centering on the Field Survey of ‘Strategic Deposits’

Hiroshi OHE

1. はじめに

モンゴルが鉱物資源開発で注目度を高めているが、最近までの世界の資源データを繚いてもモンゴルの記述はほとんどない。近年まで未知の国だったのである。1990年までの旧ソ連体制時代には、情報公開自体がなされていなかったし、広大な国土の資源探査も部分的にしか行われていなかった（高橋、1999）。否、現在でも精細な全国規模の資源探査はなされておらず、これからののである¹。しかしながら、市場経済移行後は、モンゴル国政府が外資導入に積極的となり、わが国を含む多くの国の資源調査が行われ、また新たな鉱山開発も始まり、モンゴルが世界有数の資源大国である可能性が明らかになってきている。

ただし、モンゴルは日本の約4倍の国土面積にわずか290万人弱の人口で

¹ 筆者も参加した国際協力機構（JICA）のモンゴル鉱業分野セミナー（2013.2.26）におけるモンゴル鉱山省スピーカー3人の配布資料によると、5万分1の地質図は現在国土の30.1%の作成状況であり、2016年までに40%までの作成を目標にしている。

あり、急速な経済成長を見せるが、一人当たり国内総生産（GDP）3,673米ドル（2012年）の発展途上国であり、大国のロシアと中国に国境を接する（北部をロシア、東部から南部、西部を中国と）内陸国であり、経済的にも両国に大きく依存する国でもある²。

草原の国、遊牧の民、大相撲力士を多数輩出している国といった素朴なイメージだけではなく、これからの国づくりにおいて、経済発展と環境保全を両立できるのか、特に環境破壊の問題が顕在化しつつある現在、鉱物資源開発と自然環境保全の両立は図れるのか、民主的な政治・自立的経済体制を順調に築いていけるのかなど難しい課題を抱える新しい国であり、このところ緊密な日蒙関係もあり、しっかりと注視していかなければならない国である³と考える。

夏季限定であるが、筆者は3回ほどモンゴルを訪ね、実地に自分の関心課題を見聞する機会を持つことができた。2011年夏³は、ウランバートル市を中心に、2012年夏⁴は南ゴビ県の鉱物資源の採掘現場などを、そして2013年夏は東部モンゴル地域の資源開発現場などを訪ね、それぞれ環境保全の視点から実地を見ることができた。以下では、モンゴル経済における鉱業及び関係法律の概況について述べてから、南ゴビ県と東部地域の企業訪問でのヒアリングと日蒙両国の政府関係機関や諸団体で得た情報などを中心に、モンゴルにおける資源開発と環境リスクについてミクロ的すなわち個別事業所レベルの報告をしたい。

² モンゴルの基礎データについては、外務省など提供の情報を参照のこと：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>

³ 大江宏（2012.3）参照。

⁴ 大江宏・関上哲（2013.3）参照。

2. モンゴル経済における鉱業の現状と鉱業関連法

2.1. モンゴル経済における鉱業の位置づけ

モンゴル経済は、2009年の停滞を脱出した後、目覚ましい成長を続けている。2010年～2013年の実質 GDP 成長率は、6.4%、17.5%、12.3%、11.8%と好調である⁵。この経済成長の原動力となっているのが、鉱物資源の採掘、輸出の増加である。2011年を見ると、世界市場の資源価格の上昇もあり、銅、金の輸出、石炭生産能力の向上などの諸要素が好影響を与え、貿易額が初めて110億ドルを突破するなど、鉱業開発による収入増加に伴い、輸出のみならず、機材や部品、消費財などの輸入も拡大している。当然景気の過熱も懸念されていて、インフレや為替相場の乱高下のリスクも高まっているという⁶。

モンゴル経済における鉱業部門のウエイトは極めて高い⁷。2010年で GDP に占める鉱業部門の比率は21.8%、工業生産に占める鉱業部門の比率は70.6%、そして鉱業生産物が全輸出に占める比率は87.7%に上るのである。この輸出に占める割合は、2002年の56%から一貫して増えてきている。この背景には、鉱業開発分野が外資導入額の4分の3近くを占め、外資による鉱物資源の生産と輸出の拡大があるからである。

近年のモンゴル経済は、GDP が、工業生産が、輸出が、そして成長が、鉱物資源開発に依存しているばかりでない。先に貿易が110億ドルを突破した（2011）と述べたが、輸出入の最大の相手国が中国とロシアである。中国は輸出の92%以上、輸入の30%以上を、ロシアは輸入の25%を占める。輸出の約90%が鉱産物であるので、その80%以上が中国への輸出である。例えば、

⁵ 2013年はIMFによる推計値。出所は、http://ecodb.net/country/MN/imf_growth.html 「世界経済のネタ帳」参考。

⁶ 駐日モンゴル大使館参事官エルデネツォグト・サラントゴス氏へのヒアリング時（2013.7.17）の参事官の配布資料「モンゴル鉱業の現状と投資環境」（駐日モンゴル国大使館、2012.7）による。

⁷ 以下の記述の数字の出所は、前掲サラントゴス氏の資料による。

⁸ 前掲、サラントゴス氏の資料中の国家統計局2012.5の資料より筆者が算出。

鉍物の主要製品の輸出状況を見ると、亜鉛鉍石・精鉍と銅精鉍の全量、鉄鉍石と瀝青炭のほぼ全量、モリブデン鉍石・精鉍の40%（56%は北朝鮮）、螢石鉍石・精鉍の28%（70%がロシア）が中国向けである⁸。

経済成長の源が探査、採掘に膨大な時間・投資・専門技術を要する地下資源である。周知のように世界の資源市場は国際的な政治や経済の要因で、あるいは投機的行動で需給と価格が相当変動する極めてリスクの高い市場である。レアメタルやレアアースの例を思い浮かべていただければ想像に難くない。まして、自国資源の輸出先が地勢的・市場的に一国に極端に依存している状態が好ましくないことを、モンゴル自身が理解していて、資源開発・輸出のリスク分散に努めている。

モンゴルから見たリスク分散の1つは、国内で資源の加工度を高めることであるが、産業基盤が未発達のモンゴルでは、多くの場合に、採掘した原石の状態、あるいは選鉍で金属含有濃度（品位）を高めた精鉍の状態で輸出していて、自国内で地金や金属製品に加工した上で、輸出したり国内の産業需要に応えることは、金や銅などの一部を除けばほとんどない（石炭は原石のまま利用）。ここに外資に頼らなければならない現状と、開発利益を自国経済の発展に繋げる国家政策が重要となり、資源ナショナリズムともいえる動きがある⁹。そうした国家政策の基本的な枠組みを規定するのが、鉍物資源法や外国投資法などであるが、それについては後で触れる。

2.2. モンゴルにおける鉍物資源と「戦略的鉍床」

モンゴルの地質構造の特質や鉍物資源のポテンシャルについては、高橋が早くに先行研究を紹介している（高橋、1999）。それによると、90年代半ば

⁹ もともと資源ナショナリズムとは「資源保有国が、自国の資源についての主権を求める動き」のことであるが、近年のそれは、「鉍山利益を資源国に還元する、発展途上国においては、それを原動力として産業を発展させようとする狙いがある」として、廣川はそれを新たな資源ナショナリズムとみている。廣川満哉（2012），p. 70.

には、約80種類の鉱種と約6,000の鉱床があると報告されている。ただし実際に開発実績のある鉱床は限られているとみてよい¹⁰。最近の開発状況は、国に519の鉱床が新たに登録された¹¹。

モンゴルの主要鉱産物と言え、銅、モリブデン、蛍石、金などであったが、近年は石炭が急増している。主要鉱物資源の埋蔵量を見ておこう（JOGMEC, 2010, p. 30）。

図表1：鉱物資源埋蔵量

鉱物資源名	埋蔵量	鉱物資源名	埋蔵量
銅	23百万t	ウラン	600百t
モリブデン	2,185百t	石炭	120億t
金	763t	蛍石	14.4百万t
銀	100百t	リン	24億t
鉄	453百万t	タングステン	700百t
錫	100百万t	鉛	3百万t

（原出所：鉱物資源エネルギー省）

図表1に見るように、ベースメタルと言われる銅、鉄、鉛、広い意味¹²でレアメタルに入るモリブデン、タングステン、金、銀、錫、リン、ウラン、さらに蛍石や石炭も豊富に存在しているとみられる。ただし数字は、確認埋蔵量、推定埋蔵量など様々あり、また経時的に変化する。確定埋蔵量とするには、ボーリング作業などの詳しい調査が必要であるので、おおよその目安であろう。

このようにモンゴルの鉱物資源ポテンシャルの大きさが次第に明らかに

¹⁰ 400の鉱床で調査が行われ、約160鉱床で採掘されているという。JOGMEC（2010），p. 30.

¹¹ 前掲、2013.2.26開催の JICA・モンゴル鉱業分野セミナーにおける鉱物資源庁地質部次長 O. ウルズイー氏の講演資料。

¹² JOGMEC（2013）における分類である。

なっている。1990年代の計画経済から市場経済の移行期に多くの法律が制定され、1997年の鉱物資源法もその1つとして制定された。その法律は外国投資を優遇するものであり、2001年以降の探鉱・採掘ブームを引き起こし、多くの探鉱ライセンスが発行された。それは主要鉱床の発見につながり、鉱山部門の急速な発展をもたらし、モンゴル最大の産業となった。同時に、国や地元への利益の還元をどうするか、あるいは選挙対策の政治的テーマにもなり、国は外資優遇の見直しを迫られ、2006年に鉱物資源法を改正した。その重要な内容には、戦略的重要鉱床（a minerals deposit of strategic importance）への国の参入比率の増加と、戦略的重要鉱床15の指定と候補39のリストアップ（2007.2、国会議決）も含まれる。

因みに、鉱床は、戦略的重要鉱床、一般鉱床、通常鉱床に3分類されている¹³。戦略的重要鉱床は、規模の点において¹⁴、国家の安全、国家及び地域経済、社会発展上、潜在的インパクトがあるものをいう。また、GDPの5%以上を生産もしくはその潜在性があるものをいう。一般鉱床は、建設資材として使用される沈殿物、鉱石である。通常鉱床は、戦略的重要鉱床および一般鉱床以外の鉱床をいう。

また、戦略重要鉱床については、鉱床の国家所有に関する規定がある¹⁵。戦略重要鉱床における国家のシェアは、鉱床採掘にかかる協定で決定される。探鉱段階で確認埋蔵量を決定するために国家資金が使用された場合は、国家は50%まで参入できる。確認埋蔵量の決定が、政府予算以外の資金で決定された場合は、34%まで所有できる。いずれも国家の参入比率は、国家の投資額を考慮して、鉱床の採掘協定時に決定される。戦略的重要鉱床の採掘権保有者は、株式の10%以上をモンゴル証券取引所で取引しなければならない、と規定されている。15の戦略的重要鉱床は次である。

¹³ 鉱物資源法6.1&4.1.11：JOGMEC（2009），p.1および巻末の鉱物資源法の英訳参照。

¹⁴ ウラン鉱床については、規模に拘わらず戦略的重要鉱床とされる。

¹⁵ 鉱物資源法5.4-5.6：JOGMEC（2009），p.2および巻末英訳。

図表2 戦略的重要鉱床

	鉱床名	鉱物種	所在地	埋蔵量
1	Tavan Tolgoi	コークス炭、燃料炭	南ゴビ、Tsogttsetsii	6,420百万 t
2	Nariin Sukhait	コークス炭、燃料炭	南ゴビ、Gurvantes	125.5百万 t
3	Baganuur	褐炭	Ulaanbaatar、Baganuur	600百万 t
4	Shivee Ovoo	褐炭	Gobisumber、Shiveegobi	646.2百万 t
5	Mardai	ウラン	Dornod、Dashbalbar	924,600 t
6	Dornod	ウラン	Dornod、Daskbalbar	16,467,100 t
7	Gurvanbulag	ウラン	Dornod、Daskbalbar	10,560,000 t
8	Tumurtei	鉄鉱石	Selenge、Khuder	229.3百万 t
9	Oyu Tolgoi	銅、モリブデン	南ゴビ、Khanbogd	2,300百万 t
10	Tsagaan Suvraga	銅、モリブデン	Dornogobi、Mandakh	251百万 t
11	Erdenet	銅、モリブデン	Orkhon、Bayan-Undur	1,200百万 t
12	Burenkhaan	リン	Khuvsgul、Alag-Erdene	192.24百万 t
13	Boroo	金	Selenge、Bayangol	24.5百万 t
14	Tumurtein Ovoo	亜鉛、鉛	Sukhbaatar、Sukhbaatar	7.7百万 t
15	Asgat	銀	Bayan-Ulgii、Nogoon nuur	6.4百万 t

出所：JOGMEC（2009）、p.33（一部省略と修正）。

図表2のリスト中、1のタヴァントルゴイと9のオユトルゴイを2012年に、3のバガノールと5のマルダイを2013年に訪ねた。ただしマルダイ地域は、ウラン鉱山会社ではなく鉛・亜鉛鉱山会社であった。

2.3. 鉱業関連法

モンゴルにおける鉱業活動に関連する主要な法律には、鉱物資源法、外国投資法、環境保護法、原子力エネルギー法、閉山法、労働法、税法などを挙げることができるが、ここでは、鉱業に直接関わる鉱物資源法、外国資本投資の促進や規制に関わる外国投資法、および環境保護保全に関わる環境保護法について簡単に要点を見ておきたい。

2.3.1. 鉱物資源法 (Minerals Law of Mongolia) (1994制定、2006、2013改訂)¹⁶

11章66条からなる、この法律の目的は、モンゴルにおける鉱物資源の調査、探鉱、採掘を規制することである (1.1)。また、この法律は、水、石油、天然ガスを除くすべての鉱物資源の探鉱、開発に適用され (3.1)、地表および地中の鉱物資源は国家の資産である (5.1)。国家は所有者として、探鉱権 (exploration right) と採掘権 (mining right) からなる鉱業権を付与できる (5.2) としている。

鉱床 (deposit) の種類、戦略的重要鉱床の国家の所有割合については2. 2. で述べたとおりである。

地質及び鉱工業部門の開発政策を決定し、政府による探鉱、採掘法規の執行を監督、戦略的重要鉱床の承認、政府の持分を決定するのは、国家大会議 (モンゴル議会) である。

この法律における環境保護に関する規定 (37.1~40.3) のポイントは次である¹⁷。

(1) モンゴルにおける環境対策に関する承認・管理は、国会に直属する独立機関である国家専門検査庁 (The State Specialized Inspection Agency) の自然環境地質鉱業管理局が行っているが、地方自治体もそれぞれの地域において鉱業活動に関する環境管理を主体的に行っている。また、環境対策は、鉱業省の承認も必要となる。

(2) 探鉱権者は当年の探鉱事業の計画、環境保護計画に対し関係官庁の承認を受けると共に年度末に事業報告書を提出する。

(3) 採掘権者に対しては、環境保護並びに回復のための設備を所有していること、鉱区利用・環境回復のための費用が鉱山事業の利益を超える場合、採

¹⁶ JOGMEC (2009) 巻末の The Mineral Law of Mongolia 参照。

¹⁷ 吉本 (2011) pp. 63-64.

掘権は不許可となる、環境保護計画・環境管理検査計画・鉱山事業計画を、毎年度、環境省及び関連官庁に提出し、その結果を行政機関に報告する、などの義務を課している。

外国投資法の改正、外資規制法の制定¹⁸などと連動して、2012年の暮れに鉱物資源法の大規模な改定案が公表され¹⁹、資源国の利益確保のために外資を規制するところと外資の投資環境を改善すべきところの両方を試行錯誤している²⁰。

2.3.2. 外国投資法

(1) 基本理念²¹

モンゴルでは国内資本と技術資源が不足しているため、外国資本の活用が経済外交の基本路線であり、外資導入政策は自由貿易を標榜し、1990年代の政治・経済体制の改革以来、経済の対外開放を進め、雇用創出、技術移転等を進めるために外国直接投資を促進する政策を取っている。1997年に WTO（世界貿易機関）に加盟し、39か国と相互投資促進・保護条約を締結している（2013）。

外国投資法は、1990年に市場化経済の促進を目的として制定（1993、1998、2002、2008年に改正）。同法は、外国投資を奨励し、モンゴルにおける外国投資家の権利および財産を保護し、並びに外国投資に関する諸事項を規律した

¹⁸ 2012.5.12、「戦略的分野において事業活動を行う企業に対する外国投資を調整する法律」を制定

¹⁹ 改定案の概要については、JOGMEC『世界の鉱業の趨勢』（2013、モンゴル）および <http://www.president.mn/mongolian/sites/default/files/Draft%20Minerals%20Law%20as%20of%205%20December%202012%20ENG.pdf>

²⁰ <http://www.bloomberg.com/news/2014-01-21/mongolia-minerals-law-changesv-may-lead-to-lifting-of-license-ban.html>

²¹ 以下の記述は、JICA（2013）pp.96-99、JOGMEC（2010）巻末「外国投資法」条文、および JOGMEC（2013）pp.1-3、参考。

ものである（第1条）。

外国投資家は、法で禁止されたものを除き、すべての生産、サービス分野において、いかなる事業でも行うことができる（第4条）。投資（有形・無形を問わず）の25%以上が外国資本による場合、外国投資とみなされ、100%外国資本も可能である。外国投資家は、国内投資家と同様に扱われる。また利益や配当、資産の売却代金の本国への送金は自由である。モンゴル憲法は外国直接投資を保護しており、外国投資法はその他の補完的な法律・規則、及びモンゴルが遵守義務のある国際条約や協定とともに、外国投資の国有化を禁止している。外国投資家の資本・資産を不当に収容することも禁止している（第2 & 8条）。外国投資家は、資産と資本を所有、利用する権利について、国内投資家と同等の扱いを受けられる。

また、外国投資家は、次のような事業を行うことができる（第6条）。a. 全額外資の事業体の設立、b. モンゴル投資家との合弁事業体の設立、c. モンゴル企業への直接投資（株式その他証券の取得）、d. 自然資源の採掘権の取得及び加工、e. マーケティング及びマネジメント契約の締結、f. ファイナンシャル・リーシング及びフランチャイズを通じた投資。

（2）外国投資法の実質的改正である外資規制法の制定

2012年5月に、外国投資法の実質的な改正である外資規制法（Law of Mongolia on Regulation of Foreign Investment in Business Entities Operating in Sectors in of Strategic Importance）を制定した（2013.4改正）。戦略的重要部門における外国企業投資を制限する目的である。詳細運用方針については執筆時点で確認していないが、要旨は以下の通りである。

①対象となる部門は鉱物資源、金融、メディア及び通信部門である。戦略的重要性の定義は、国民の基本的ニーズ、独立の維持、経済の健全な機能、国家収入の獲得、国家安全の観点から重要性を持つものとされている。

②戦略的重要部門に属する企業における外国投資家の株式保有は49%までとする。これを超える場合、投資額を含めて国会が審議する。

③戦略部門に属する企業の以下の取引については政府の許可が必要になる。例えば、1/3以上の株式を取得する場合、モンゴル鉱産物の輸出製品にかかる価格設定等市場に影響を与える場合など7項目を挙げている。

(3) 外国投資法改正の背景

外国投資法が投資抑制方向に改正された背景には、中国とモンゴルとの確執があるという。南ゴビの石炭鉱山企業である SGS社²² に対して、中国のチャルコ社 (Chalco) が60%の株式を購入することとなり、これにモンゴル政府が反発した。チャルコ社は、昨年 Tavan Tolgoi 鉱山を運営するモンゴル政府企業であるエルデネス MGL 社との間で、原料炭の引き取りを決め、前渡金を支払った企業である。

モンゴル政府は、中国企業が資源企業を買収し、結果的に重要鉱山を入手することを危惧しているといえる。アメリカ企業による中国企業への石油権益の売却や、カナダ企業によるウラン権益の中国企業への売却の際も、モンゴル政府は直ちに反応した。以後、鉱工業権の売却に対するモンゴル政府の関与は強まった²³。

2.3.3. 環境保護法

(1) 環境保護法の概要

環境保護法 (Environmental Protection Law of Mongolia, March 30, 1995) は、8章51条からなる²⁴。

・この法律の目的は、健康で安全な環境のもとで生活する人権及び自然と調和した社会経済の発展、現在及び将来の世代の保護、自然資源の適切な利用、利用可能資源の回復を保障するために、国家、市民 (citizens)、企業と

²² South Gobi Sands LLC: 中国国境に近い Ovoot Tolgoi 鉱山等の鉱業権を所有、輸出先は中国。

²³ JICA (2013), p. 98.

²⁴ JOGMEC (2010), pp. 22-25および蓑輪 (2012).

機関の関係を規定することにある（第1条）。

・この法律は、自然が不均衡に陥らないよう、次の資源を対象に悪影響からの保護を行う（第3条）。

- 1) 土地及び土壌
- 2) 地下資源及び鉱物
- 3) 水
- 4) 植物
- 5) 動物
- 6) 大気

・市民は、環境悪化の影響を受けて身体、資産に損害を蒙った場合は、損害に責任を有する者に対し損害賠償の訴えを提起できる（第4条）。

・国家は、健康で安全な環境の中で生活できる人権を確保するため、自然の均衡維持及び環境への悪影響回避に努めねばならない（第5条）。

・環境の自然状態を保全し、環境的均衡を維持するための諸活動を開発・実践し、自然資源の使用の規制を目的として、自然資源評価と環境影響評価を実施する（第7条）。

・自然資源評価とは、対象とする自然資源に関する定量的・定性的な評価と金銭的な評価をいい、環境影響評価については、環境影響評価法で定める（第8条&第9条）。

(2) 環境の限度・基準について（第20条）

環境保護法では、市民が健康で危険のない環境で生活できる条件を確保し、環境を保護する目的から、環境に排出される有害で危険な物質の成分、発生する悪影響の水準を‘環境の限度・基準’といい、以下の基準で定める：

- 1) 大気、水、土壌中の化学的・生物学的に有害で危険な物質の許容範囲
- 2) 環境に排出可能な有害で危険な物質の許容上限
- 3) 騒音、振動、電磁波その他物理的に悪影響を与える許容範囲

- 4) 放射能の許容範囲
- 5) 耕地、牧地保護のために使用される農薬の許容上限
- 6) 食品中の化学物質内容量の許容上限
- 7) 環境の収容量および資源を使用できる許容上限

これらの内の1)、3)、4)、6)の限度については、基準監督機関が定めるとしている。例えば、大気、水質、騒音などの汚染の上限（規制値）が定められている²⁵。

・環境の限度・基準を超えた産業及び生活廃棄物の排出を環境汚染といい、環境を汚染しないために、廃棄物に応じた処理・処分方法、分別排出・処分、清掃・浄化を定めている（第21条）。

(3) 環境影響評価法の要点

進出企業にとって重要になっている環境影響評価法（Law of Mongolia on Environmental Impact Assessment, January 22, 1998）は、とりわけ第4条が基本となる。

第4条の規定に基づき、自然資源を使用する新規プロジェクト、工業・サービス・建設にかかる既存プロジェクトの改修・拡張は審査を受けなければならない。審査はプロジェクトの実施とともに、鉱業権、土地使用権の所有または取得の前になされる。県・首都・郡および区の市民代表会議、首長及び地方環境監察官は環境影響評価の実行を確認するものとする。プロジェクト実施者は、プロジェクト説明書、技術的・経済的FS調査、工程図、その他関連書類を自然・環境を担当する中央官庁に審査のために提出する。中央官庁は、専門能力・業務経験を勘案し、環境影響評価専門家を任命し、専門家は12営業日以内に、実施、条件付与、詳細環境影響評価の実施、却下の結論を出す、としている²⁶。

²⁵ JICA (2013), pp. 129-130.

²⁶ JOGMEC (2010), pp. 22&23.

3. 南ゴビ地域の鉱山開発事情

3.1. タヴァントルゴイ (Tavan Tolgoi) (石炭鉱床)

南ゴビ県のタヴァントルゴイ (TT) の石炭鉱床が世界の注目を浴びるのは、何と言っても世界有数といわれるその規模と質にある。確認埋蔵量は64億 t、うち原料炭 (コークス用) が18億 t である。と言っても、その規模を想像し難いが、例えば2012年の日本の石炭輸入量は1.8億 t、うち原料炭は0.7億 t なので²⁷、単純に言えば、タヴァントルゴイ鉱床だけで、それぞれ35年分、26年分を賄える量である。

タヴァントルゴイ鉱床は、首都ウランバートル (UB) から南に540km、広大なゴビ砂漠の北部にあり、中国国境から250kmに位置する。この鉱床はいずれも露天掘りであり主要な鉱区は次の4鉱区である²⁸。因みにタヴァントルゴイとは、‘5つの丘’の意味である。

- (1) ウハーホダク (Ukuhaa Khudag = UHG) 鉱区：鉱業権者は Energy Resources 社 (ER 社)。香港証券市場に上場している Mongolian Mining Corporation (MMC) は、ER 社のグループ会社である。この鉱区の埋蔵量は約4億 t (うち原料炭2.5億 t) である。2011年の生産量は約700万 t で全量中国に輸出している。
- (2) 東ツァンキ (Tsanki) 鉱区：鉱業権者は Erdenes Tavan Tolgoi社 (ETT 社)。ETT 社は、モンゴル政府の鉱山資源管理会社 Erdenes MGL の子会社、つまり国営企業である。2011年の生産量は、約100万 t。Erdenes MGL 社は、国営株式会社であり、戦略的重要鉱床の鉱山開発に政府を代理して参加する目的で設立された100%国有的の企業である。
- (3) 西ツァンキ鉱区：国、すなわち Erdenes MGL が所有。この鉱区を、国際コンソーシアムと共同開発を予定して交渉中で、日本企業も関心を

²⁷ 石炭エネルギーセンター HP より http://www.jcoal.or.jp/coaldb/country/05/post_7.html

²⁸ 類似の国の委託調査報告書が多数あるが、ここでは NEDO (2011) & NEDO (2012) など参照。

持っている²⁹。東西ツァンキ鉱区を合わせた埋蔵量は約60億 t。TT 鉱床の96%のシェアになる。

- (4) 小タヴァントルゴイ (small TT)：ここは1955年から国営炭鉱として小規模に生産されてきた鉱区であり東ツァンキ鉱区にあるが、新規開発中の鉱区と区別されている。現在の鉱業権者は、南ゴビ州政府主体 (51%) に1995年に設立された TT 石炭開発公社である。2007年から生産が拡大し、2011年の生産量は約500万 t。

現地調査では、上の鉱区のうち、ER 社のウハーホダク鉱区と ETT 社の東ツァンキ鉱区を見学した。TT 鉱床は、国の戦略的重要鉱床であり、開発事業に対する国民の関心も高く、オユトルゴイとともに、国の資源開発事業のモデルケースにしようとしている。民間で参入を許されたエナジーリソース社にとっても、モンゴル初の近代的鉱山開発のモデル事業足らんとし取り組んでいる。以下では、ER 社の事業概要を見てみる³⁰。

3.2. エナジーリソース (ER) 社の鉱山事業の概要

(1) 会社の概要とビジョンなど³¹

ER 社は、MCS³²の子会社として、2005年に設立され、Leighton Asia 社 (香港) とのコントラクト・マイニングによって、2009年に操業開始した。MMC は、2010年、香港証券取引所でモンゴル初の株式上場を果たす。従業員は2500人以上になっている。

²⁹ 国が主導して開発のパートナーを選定したいが、インフラ (鉄道、道路、水利、鉱山キャンプ建設など) に膨大な年が必要であり、こうした事情については別稿に譲りたい。

³⁰ 訪問時の詳しい現地状況については、大江宏・関上哲 (2013.3) を参照されたい。

³¹ <http://www.energyresources.mn/>

³² MCS は、立志伝中の現会長 J. Odjargal が1993年に設立。急成長し、多くの産業にグループ会社を擁して、MCS グループでモンゴルの GDP の 5% を占める、と言われるほどである。

会社のミッションは、「現代のテクノロジーと人間的な理解と責務を結合してモンゴルの発展と経済成長に貢献すること」であると掲げ、経営理念は、従業員と機械設備の安全を第一として、能力と業績による公平な雇用機会を提供する責任ある雇用者となることとしている。

ER社の目標は、高品質製品を生み出す世界クラスの鉱業開発を目指し、モンゴルの炭鉱産業に新しい技術水準を確立することであり、同時に、環境に配慮した採掘事業に専念し、自然および環境への負荷の最小化に努め、必要な環境基準を順守し、潜在的な環境への影響を防止・軽減することと、社会的に責任ある採掘事業に専念し、「良き隣人」として地域社会の発展に貢献すると宣言している。

外国企業の資本と技術を借りながらではあるが、自国資源の活用で経済を発展させる試金石であり、ER社の意気込みを感じる。

(2) ER社傘下の関連事業～インフラ整備事業

資源開発にはインフラ整備が不可欠だが、何もなかったゴビ砂漠に、ER社の100%子会社がインフラ整備を精力的に進めている。

・ER Rail LLC：ウハーホダク（UHG）から中国国境のGashuun Sukhaitまでを結ぶ鉄道の基本構造の建設と管理を担当予定で、2008年設立。

・ER Mining LLC：TTプロジェクトの不可欠の要素である、石炭生産、鉱山運営、短期・長期の事業計画、従業員訓練を担当する。

・Enrestechology LLC：処理能力500万t/年の選炭（洗炭）モジュールのプラントが稼働しているが、この運営・管理を担当する。さらに建設中のモジュールがあり、最終的には1,500万t/年の最先端の選炭プラント建設を目標としている。

・UHG Water Supply LLC：水資源の探査とUHGプロジェクトへの給水を担う。給水プロジェクトは最先端の技術を活用して、サイト内のニーズに応えるだけでなく、周辺地域への上水提供も行う。プラントの目玉は工業用水の100%リサイクル使用である。

・ United Power LLC：ER Mining LLC の子会社で、発電所プロジェクトの実施を担う。現在18メガワット規模（6 MW×3基）の発電所計画の一部が運転され、鉱山および Tsogttsetsii（ツォグセシ）村を含む周辺地域にも供給されている。

・ Transgobi LLC：2008年設立で、鉱山の石炭輸送を、環境と安全に配慮して実施する。

・ Gobi Road LLC：鉱山インフラを強化するために2010年に設立。現在、UHG から Gashuun Sukha までの245kmの舗装道路が完成したとされるが、われわれが訪ねた2012年夏当時、所々で分断していて、盛んに補修工事が進められていた。

・ Tavan Tolgoi Airport LLC：新空港は、2009年に Tavantolgoi と UB 市間で運行を開始。現在、週5便の定期便で鉱山従業員と地域住民のニーズに応えている。

(3) ER 社の持続可能性に向けた取り組み

採掘現場、キャンプ（現地オフィス・宿舎など）での説明、ウェブサイトでの情報発信などで見える限り、おそらくモンゴルでトップクラスの持続可能性に向けた取り組みをしている、少なくとも努力している企業であろう。

・ 国際標準化機構（ISO）の労働安全衛生、環境管理システム、企業の社会的責任（CSR）などの基準を満たすように努力している。

・ 財務の透明性原則の尊重、採掘産業における透明性イニシアティブ（EITI）を支持し、ER 社のみならず関係会社における人権侵害の回避に努め、安全と人権に関する自主原則の実行に努める。

要するに事業活動のあらゆる側面で、環境や社会への配慮を実践することを謳っている。ウェブサイトには、膨大な「環境・社会影響評価」（2010）も載せている。

現場オフィスにおける環境対策の概要説明でも採掘活動による環境影響を最小にするための大気、粉塵、騒音、水質の環境基準や施設内で使用する水

の再利用や廃棄物の3Rへの取組みについての説明を受けた。環境保全活動を担うチームは、社長直属の組織になっていて、100万ドルの予算で13人が働いている（2012年現在）。

地域社会への貢献として、雇用創出面では約50%が地元雇用であり、100%子会社とコントラクターも含めると4,000人以上を雇用している。多額の納税、地域社会の様々な社会インフラの整備に貢献している。

キャンプ近くに温室ハウスを建設し、モンゴル農業大学と共同で、鉱区の埋め立て後に植える最適の植生研究をしていたし、周辺での植林活動もやっているとのことだ（ツォグセシ村の15haに12,000本を植林し、防風林を育てている）。

露天掘りの採掘現場を高台から見ると、直径3～4kmもあろうかと思われる巨大な窪みに濃淡の数層の鉱床が眼下に広がり、大型トラックが行き交っていた。掘り出した石炭は水で洗鉱され大型トラックで10～20キロ先の石炭仮置き場まで運ばれ、その後、仮置き場の石炭は、100tトラックで約200キロ南の中国へ運ばれているとのことであった。その後見学した国営のErdenes Tavan Tolgoi社の現場では、採掘後選炭のプロセスなしで直接中国

図表3 南戈壁地域のタヴァントルゴイおよびオウトルゴイの位置図



に持っていくので、ER 社よりかなり安い価格で売られているとのことであった。

3.3.3. オユトルゴイ (Oyu Tolgoi) プロジェクトの概要 (銅・金鉱床)

オユトルゴイ (OT) 銅・金鉱床は、首都ウランバートル (UB) から南に 550km、中国国境から 80km、タヴァントルゴイ鉱床から南東へ 150km の南ゴビ県に位置する国の戦略的鉱床である。同鉱床は、世界で未開発の銅・金鉱床では最大級規模のものと考えられており、銅が約 3,600 万 t、金が約 1,200～1,300 t という世界的規模の埋蔵量が見込まれている。

(1) オユトルゴイの開発経緯と会社概要

現在の Oyu Tolgoi は、地名でもあり (因みに、オユトルゴイとは ‘宝物の丘’ の意味である)、プロジェクトでもあり、就中パートナーシップであるという³³。Oyu Tolgoi (OT LLC) 社は、Ivanhoe Mines Mongolia Inc. (IMMI) が 64%、モンゴル政府が 34% の株を所有しているからだ³⁴。

鉱山開発のプロセスも伺い知ることができるので、やや詳しく経緯をたどってみよう³⁵。

1996年：Magma Copper 社の地質技師がポーフィリーカッパー (斑岩銅鉱床) の存在を確認。Magma Copper はその後世界最大の資源会社 BHP ビリトンに吸収される。

1997-1998年：BHP は Oyu Tolgoi で本格的探査活動を行い、地質・地化学・物理探鉱・ボーリング (23孔) の結果、地下 20～70m のところで銅と金を捕捉。

1999年：探鉱予算制約などのため、BHP は共同探鉱を模索。Ivanhoe

³³ Oyu Tolgoi (2012), p. 3.

³⁴ IMMI の持ち分 64% のうち 9.95% を 2006 年に Rio Tint 社に売却した。将来 40% まで保有可能。

³⁵ JOGMEC (2006.6.8) 参照。

Mines (IM) 社は、2%の Net Smelter Royalty (NSR：正味精錬対価) を支払う条件で、Oyu Tolgoi の100%権益を取得。

2000-2002年：IM 社は、112孔のボーリングを実施し、OT 鉱床の北部も有望であることが分かった。

2003年：IM 社は、2%の NSR 権利を取得するため、BHP に37百万ドルを支払った。

2004-2005年：IM 社は、2004年に100百万ドル、2005年に95百万ドルを投資して OT プロジェクトの F/S 調査 (事業化可能性調査) を主体とした探鉱を行い、<総括的開発計画書>を作成した。その要点は次である。

* 鉱床：ポーフィリー銅 (斑岩銅鉱床)

* 埋蔵量：カットオフ品位露天掘り0.3% (銅換算)、坑内掘り0.6%の場合、次のとおり。

Southern Oyu 鉱床：確定・推定埋蔵量 (917百万 t)、銅品位 (0.50%)、金品位 (0.36 g/t)

Hugo Dummet 鉱床：確定・推定埋蔵量 (582百万 t)、銅品位 (1.89%)、金品位 (0.41 g/t)

プロジェクト計：確定・推定埋蔵量 (1,499百万 t)、銅品位 (1.30%)、金品位 (0.47 g/t)

* 生産計画：露天掘りにて2009年より生産開始。2011年より坑内掘りによる生産開始を予定しており、開始より 4-5 年にてフル生産体制となる予定。

* 生産規模：フェイズ 1 (露天掘り)、フェイズ 2 (坑内掘り) の合計年間平均は、銅200~550千 t/年、35年間で銅15百万 t と金340 t を生産。

* 初期投資額： 1,327百万ドル

* 生産コスト： 40¢/Lb (平均キャッシュコスト：1 ポンド当り、40セント)

2006年：IM 社は、OT プロジェクトを Rio Tint 社と共同事業を実施することを宣言。

2009年10月：2006年の鉱物資源法改正を経て、ようやく＜投資協定＞締結。

* 協定の当事者：モンゴル政府、IMMI、Rio Tinto International Holdings Ltd.³⁶

* 株主間協定：モンゴル政府全額出資の MGL LLC (Erdenes) が IMMI の株主になり、OT プロジェクトの当初34%の出資権益を取得。

* 協定の発効条件、期間、ライセンス・許可、投資保護、税金、・ロイヤルティ・手数料、インフラ整備などの種々の取り決めがなされた。

2012年12月に、鉱山施設が竣工したが、議会による契約見直し要求などもあり、生産開始は2013年7月（鉱石10万 t /日）にずれ込んだ。銅精鉱は全量中国に輸出される。

大規模鉱山の開発には、膨大な資金と時間を要する。探鉱段階、採掘段階を合わせた経済効果は極めて大きい。協定後だけを見ても、本格的生産までの第1段階で62億ドルの投資、政府への税金、手数料、前渡し金が2013年末までに11億ドルの支払い、モンゴル企業からの製品・サービスの購入は2010-2012の3年間で11億ドル、フル稼働した時には、GDP の35%相当に貢献する。2013年11月末時点での OT プロジェクト全体でのモンゴル人雇用は従業員の94.4%の7,224人、OT LLC でのモンゴル人社員は2602人で、社員の91%に上る（2013. 11. 30現在）³⁷。

ただこうした経済効果を安定的かつ長期的に確保していくためには、地下資源の豊富さと法律だけでは不十分であり、内陸国としての壁（輸送手段）をどう破るかなど経済戦略に加えて、資源開発のプロセスを透明にして国民

³⁶ その後2010年末、Rio Tinto は Ivanhoe に37億US\$を支払い、13カ月以内に Ivanhoe 株式会社49%を取得するとの条件で操業権を取得することで両者が合意した。現在の権益状況は、Turquoise Hill Resources (Rio Tinto 51%所有) が66%、モンゴル政府34%になっている。廣川満哉「アジア資源国における資源政策と開発動向」JOGMEC 2012. 11セミナー配布資料：http://mric.jogmec.go.jp/kouenkai_index/2012/briefing_121101_4.pdf

³⁷ OT LLC の HP、<http://ot.mn/en/media/fact-sheets> 参照。

が希望の持てるモデルケースとなるような政策と運営がより重要である。

世界の資源メジャーの Rio Tinto や Ivanhoe にとっても世界注視の中でのプロジェクトであり、タヴァントルゴイ以上に法律順守、環境配慮、地域開発への協力など、しっかり取り組んでいかねばならない対象であるといえる。2011年夏から露天掘りの鉱区で銅鉱石などの試掘が行われているが、フェイズ2での立坑（坑内掘り）のための第一シャフトが2012年に完成し、目下第二シャフトが建設中であった。第一シャフトは地面から垂直に1,300m掘り下げ、そこから世界有数の銅鉱脈に沿って横に掘り進み、掘り出した鉱石を地上に運び上げるための施設である。掘り出された鉱石は2.7kmのベルトコンベアで運ばれ砕石・貯蔵後、次の施設で小さく砕かれ、選鉱施設で銅や金の含有率が高い鉱石に濃縮される。貯蔵後に、道路で中国国境の Gashuun Suhayt まで運ばれる³⁸。

水、大気、廃棄物、土地、生物多様性、その他についての取り組みも自信

図表4 オユトルゴイ選鉱コンプレックス遠景



現地にて筆者撮影（2012.8.22）

を持って説明された。

4. 東部地域の資源開発会社の現地調査

2013年夏はモンゴル東部地域の資源開発企業を訪ねた。首都 UB 東方郊外に位置するバガノール炭鉱会社、モンゴルの鉱物資源の輸出産品の1つである螢石鉱山会社、マルダイにある中国系の鉛・亜鉛鉱山会社、それとマタド村の中国系の石油会社の採油現場である。後の2社はセンシティブな事情があり、訪問は難しい事業所だが、同行者の伝手で出発前に鉱山省法務部長 L. Boldkhuu 氏の、書面持参者への協力要請文書を発行してもらっていたおかげで（「蔡の御紋」？）無事に訪問を果たした。図表5 参照。

図表5 持参者への協力を要請する鉱山省法務部長の書面

Г УУРХАЙД


**МОНГОЛ УЛСЫН
УУЛ УУРХАЙН ЯАМ**
(1510) Улаанбаатар хот, Мандалай дүүрэг,
Нэгжээ үндэстний гудамж 9/1, Засагын газрын 8 Солон,
Утас: 26-35-06, Факс: (976-11) 24-91-89

2013.08.19 № 4/1963
Талай _____ чим № _____ -г

Судалгааны ажлын тухай

Тонго хотын Азийн Их Сургуулийн Амьсгалын Хуульчид 2012 оны 8-р сарын 25-ны өдөр Монгол Улсын уул уурхайн өлборлолт, байгаль экологийн нөхөн сэргээлийн тулгамдсан асуудлууд сэлгээр эрдэм шинжилгээ, ажиглалт, судалгааны ажлыг явуулж байгаа юм байна.

Энэхүү ажлын хүрээнд 2013 оны 8 дугаар сарын 19-ний өдөрөөс 8 дугаар сарын 25-ны өдрийн хооронд зүүн бүсийн аймгуудын уул уурхайн үйлдвэрлэлт болгоод байгаль экологийн нөхөн сэргээлийн ажлаартай Азийн Их Сургуулийн доктор Ж.Баясануу, профессор Г.Баярсайхан, доктор Оюу-Наран / хүний гурвалдхүүргэй баг танилдах зорилго хийж тул дор дурьдсан уурхайнууд эсрэг шинжилгээ судалгааны ажилд нь дэмжлэг үзүүлэн ажиллана уу.

Ажиллах уурхайнууд:

- Цагаан дэл
- Бор-Өндөр
- Төмөрлэй
- Тамсаг
- Матад
- Мардай
- Багануур

ТӨРИЙН ЗАХИРГААНЫ УДИРДАГЧИН ГАЗРЫН
ДАРГЫН ҮҮРГИЙГ ТҮР ОРЛОН ГҮЙЦЭТГЭГЧ
ХУУЛИЙН ХЭЛТСИЙН ДАРГА П.БОЛДХҮҮ



38 現地状況については、大江・関上（2013.3）を参照されたい。

(1) バガノール (Baganuur) 社 (石炭鉱山)

バガノール石炭鉱床は、首都 UB 東方110kmに位置し、戦略的重要鉱床の1つである。UB に近いこともあり、1970年代後半に旧ソ連が開発し1978年から出炭している。国営会社であるが、1995年に Baganuur Joint Stock Company となり、株式の75%を国が、25%を民間が保有している。採掘した石炭は主として UB の石炭火力発電所に送られている。近くに積み出し用の鉄道があり、発電所に通じている。地産地消に近い効率の良い炭鉱である。現在は民営化リストに挙げられている。

鉱床の広がり、15km×8 km、石炭層は5層で、下から2番目の炭層が採掘対象である。資源量は、約6億t、現在の可採埋蔵量は約2億3,000万tである。燃料炭(褐炭)を産出する³⁹。

クレーンでの採掘、トラックへの積み込みなど、露天掘りの切羽の縁まで行っての見学はもちろん初めてであり、炭層などもよく観察することができた。

(2) 蛍石採掘会社

蛍石 (fluorite) は、ハロゲン化鉱物の一種で、主成分はフッ化カルシウム (CaF₂) である。古くから製鉄などで融剤として用いられてきた。現在では望遠鏡やカメラ用レンズのような高級光学レンズ材としての用途である⁴⁰。

ヘンティ県のオンドルハーンから北東へ50kmほど行った Berh 村近くの小規模の蛍石採掘会社の事務所まで蛍石の市場動向をヒアリング。訪ねた会社は、旧ソ連と共同で運営していた国営会社だったが1999年に民営化された。採掘した鉱石を選鉱して濃度を高めたり、粉末状にして輸出するが、現在は操業待機中である。

³⁹ JOGMEC (2011), pp. 76-77.

⁴⁰ <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%9B%8D%E7%9F%B3>

モンゴルの螢石は、モンゴル東部の北（訪問先）と南のゾーンで産出する。産出量は南が多いが、北の鉍石は品質が良いという。鉍山の採掘現場は、重機1台で7、8人が露天の鉍脈で、半手作業で螢石を採取していた。

(3) SHIN SHIN LLC 社（鉛・亜鉛）

Norovlin 村の近くから東に220キロほど草原を走り、山間になった Mardai 村へ。中国資本100%の蒙古新錫有限公司を訪ねる。目的は周辺における白血病患者の増加のうわさなどがあり、どのような鉍物資源を採掘しているのかを聞き出すことにあった。Mardai 村のこのあたりは、旧ソ連がウラン鉍石を採掘していたところで、今は廃線になっているが北から鉄道が敷かれていたところである。宿舍用の建物や線路の一部が今でも残っている。

SS LLC 社は、小高い丘の上にあり、新設の工場・従業員宿舍・関連施設全体を有刺鉄線付きのフェンスで囲い、フェンスの中にはドーベルマン犬を連れた警備員が巡回している物々しさである。

採掘鉍物資源は鉛と亜鉛であり、現在は試掘段階で、試掘したものを試験的に中国に輸出している。ウラン鉍脈は鉛・亜鉛と鉍脈は重なるが深さが違うらしい。モンゴルの原子力エネルギー庁とのウラン採掘権の契約があるが、現在ウランは採掘していないという。30年の鉛の採掘権を取得済みである。

ウラン鉍山は、ドルノド県に集中し、Mardai を含めて3か所あるが、政府は規模に拘わらず戦略的重要鉍床に指定している。この地域はウランが豊富な地質と思われる⁴¹。

⁴¹ 後で知ったことだが、新聞情報によると、ドルノド県で違法にウラン採取していた中国のホンポー社とシン・シン社を税務庁が摘発していたようである。ウラン採掘権を有する84社のほとんどが外国企業であり、フランスの AREVA 社はウラン鉍石の選鉍に硫酸を使っているという。JICA『モンゴル経済トピック』2012年12号参照されたい。

(4) Petro China 系石油採掘会社 Daqing Tamsag LLC 社の現場視察とマトド村村長ヒアリング

モンゴルにおける石油探査はまだ進んでいないが、推定埋蔵量は少ないようだ。現在、約250万バレル/年ほどが生産されているが、製油施設がモンゴルにはないため全量中国に輸出されている。また60万㎡ほどの土地を対象に35の区分がなされ、10社との間で18件の共同開発同意書が締結されている。地区19と21は、Petro China (CNPC) の DT LLC 社が、南東部の「PSC 1997」で中国企業が、他にペトロマトド社、カナダのアイバンホー社、スイスのマナス石油社などが出油地区を取得している⁴²。

訪ねた現場は、地区19である。生産開始して10年になる。CNPC 社は、ボーリングし原油を吸い上げ、パイプラインでタンクに入れ、一カ所に集め、残渣を取り除く一次加工のち、中国系のトラックに積み込み、中国まで160 kmほどを輸送する。

地区19の広さは、16km×19kmの309km²、油井の数は、500～800本である。地区19は間もなく終了し、次の採掘現場である地区21は80km×60kmの4,800km²と広大である。中国系会社は18と20の地区も取得している。

地区19では600人近いモンゴル人がいるが、中国人は2,600人いて、30もの中国企業がサポート業務に関わっている。中国系企業はモンゴル人を、4～12月の期間社員として雇っている。原油採掘の推定埋蔵量は、正確にはわからないが、30年から50年である。

環境問題としては、運搬車両関連が一番問題である。中国系の運転手は両国間を往来できるので、運転手は中国系で占められている。草原の火事による被害も多いが、運転手の火の後始末の悪さも原因しているとみられる。

20 t トラックのタンクローリーは、地区19と中国の間を、40～60台/日走っている。車両と運転手は中国製、中国人である。

⁴² JICA (2013), p. 37.

原油を汲み出したとき出る油の廃水は、濾過して、濃度を低くして川に流しているが被害が起こったことは聞いていないという。

2013年から地区21で中国系の会社が道路の建設もはじめているとの説明であった。

マタド村の E. Tumurbaatar 村長によれば、環境裁判により、マタダ村は DT LLC より約8,000万円の和解金を獲得したという。理由は、DT LLC の石油のトラック運送により、遊牧民たちの家畜が大きく影響を受け、火事やゴミ廃棄による環境破壊もあり、被害を被った住民たちが外資を相手取って、環境裁判を起し、初めて実質的に勝利したのである。

国際弁護士メンドサイハン氏（33歳）や NGO が新聞やメディアを通して 2008-2013年 8月まで 5年にわたり DT LLC を相手取って訴訟を起こしていた。和解が成立し、現地訪問の一月前に和解金がでた。この事件は国営テレビにも報道され、3回にわたり NPO と村民が中国系石油会社とテレビ討論したという。外資による資源開発が進む一方で、政府や NGO による監視活動も不十分ながら始まっているので、今後はこうした環境被害の訴訟が増えてくるものと思われる。因みに、広大なマタド村には2,510人が住んでいて、村のセンター地区には1,100人が暮らしている。

5. おわりに代えて：資源開発と環境保全は両立するか

(1) 砂漠と草原と

ゴミ砂漠の一隅で進んでいる世界的規模の資源開発プロジェクト。人工の構築物がない広大な砂漠では、タヴァントルゴイの巨大な露天掘りの切羽も、またブルーの色鮮やかな選鉱工場設備が連なるオユトルゴイの現場も、鳥瞰図的に見れば、取るに足らない点に思えてしまうかもしれない。

モンゴルのイメージの1つでもある果てしなく続く大草原における採掘現場は点のように思えるかもしれないし、タンクローリーや大型トラックの行き交いも騎馬のそのように考えるかもしれない。

実際に南ゴビのプロジェクトは国や企業の威信かかったお金をかけた最新のプラント群であり、しかも多くは新品であり、ちょっと目に問題は映らない。

しかしながら、人間として開発の現場に立ってみると、点なんかではなく、何もなかったところに巨大な穴を掘り、土砂や岩石を掘り返し、多くの巨大設備や鉄塔を建て、多くの人間が寝泊まりする集落なのである。

ゴビ砂漠に何も無いように見えても、まさに「まばらな短い草が生えていて」ラクダや羊がまばらな草を飼料として棲み分けて食べているし、少ないけれども家畜を追っている人間も暮らしている。一見夏の草原は寝転んで青空を眺めたくなるイメージかも知れないが、とんでもない。ちょっと止まればやぶ蚊が無数に集まってくるし、草の中にはタルバカンもいればノスリも潜んでいるし、遠くにはガゼルの群れもいる。

言いたいことは、砂漠も草原も多様性に富んだ固有の自然があるということである。しかもその豊かな自然は非常に脆い。雨が少ない乾燥地で、寒暖差が大きい厳しい気候である。かつては土葬にもしなかつたくらい土を掘ること、表土剥がすことをしないことで自然と共生してきた人々である。

地下資源開発と環境破壊について、二つだけ指摘しておきたい。

一つは、例えば、開発の鉱業権を付与する場合には、国境まで、あるいは販売先・消費地までの道路づくりを義務付けることが必要である。石炭を積んだ100tトラックが、石油を積んだ20トンタンクローリーが、砂地や草地を人を乗せて猛スピードで走る4輪駆動車が、豊かだが脆い自然環境を大きく破壊している。マタド村の村民が環境訴訟で勝利した意味も、道路がないままの開発優先行動がいかに破壊的であるかの例である。

環境配慮を工場サイト内だけで実践しようとするのではなく、点と点を結ぶ線で、線と線が作り出す面で取り組む必要がある。

(2) 「隠れたフロー」を明確に

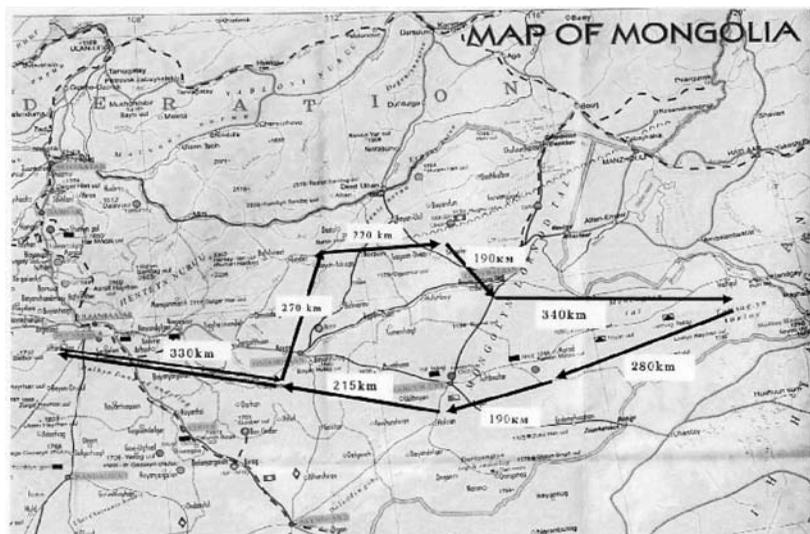
モンゴルの資源開発や鉱物資源について考えるとき、関心や視点の多くは

埋蔵量であり、鉱物資源の品位であり、経済成長への貢献であり、日本にとっての資源確保であり、需給・価格問題など、言ってみれば経済中心、否それだけに近い。環境問題もしばしば登場するが、それは資源開発のための「手段」としての問題群の1つに過ぎない。

せめて、環境負荷低減の視点から考えるなら、『環境白書』で毎年登場している「隠れたフロー」概念を、資源開発に関わるときに、資源輸入に関わるときに、最大限補足することを条件にしていくべきと考えている。

環境省の「隠れたフロー」とは、資源採取等に伴い、直接使用する資源以外に付随的に採取・掘削されるか又は廃棄物等として排出される物質のことで、統計には現れず見えにくいことから、「隠れたフロー」と呼ばれる。例えば金属資源の採掘に伴い掘削される表土・岩石等がこれに当たる。わが国については、資源採取量（国内採取＋輸入）の2倍強の隠れたフローが生じ

図表6 モンゴル東部地域調査ルート（2013夏）



43 「環境白書」用語説明参照。

ていると推計されている⁴³、と説明している。

例えば、品位1%の銅金属を1トン取り出すには、銅鉱石が100t必要である。この100tの銅鉱石を掘り出す時に周りの岩石や土砂などを400t移動させる必要があるかもしれない。銅1トンのための「エコロジカル・リユックス」⁴⁴は500、と示される。資源国における資源採取には、こうした「隠れたフロー」とか「エコロジカル・リユックス」のような概念を採掘現場にきちんと導入する必要がある。

資源国における係るデータ整備に積極的に貢献していかなければならないと考える。

【文献】

1. 高橋裕平 (1999) 「資料・解説 モンゴルの地質と調査活動」『地質調査月報』Vol. 50, No. 4, pp. 279-289.
2. 高橋裕平 (2004) 「モンゴルにおける鉱業活動」『地質ニュース』No. 600, pp. 18-24.
3. 廣川満哉 (2012) 「最近の資源ナショナリズムの動向」『金属資源レポート』Vol. 42, No. 4.
4. 蓑輪靖博 「モンゴル自然環境保護法・試訳」『福岡大学法学論叢』Vol. 57, No. 1/2, 2012.
5. JICA ((独立行政法人 国際協力機構) (2013) 『モンゴル投資ガイド』
6. JOGMEC (独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構) (2010) 『モンゴルの投資環境調査2009』
7. JOGMEC (2013) 『レアメタルハンドブック2013』
8. JOGMEC 『世界の鉱業の趨勢』(2013)、モンゴル。
9. JOGMEC (2006.6.8)、澤田賢治 「モンゴル・オユトルゴイ銅鉱山の開

⁴⁴ 平成15年度『環境白書』第1章第2節

発状況』『JOGMEC カレントトピックス』06-37号

10. NEDO (独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構) (2011) 『モンゴルの石炭開発状況とアジア太平洋石炭市場への輸出ポテンシャルおよびその影響調査』
11. NEDO (2012) 『モンゴル南ゴビ地域 (タバントルゴイ炭田) の石炭資源開発に係るアジア太平洋地域向けの輸送インフラの検討』
12. 吉本誠 (2011) 「モンゴルにおける鉱物資源開発の現状について」『産研論集』(関学) 38号
13. 大江宏 (2012. 3) 「モンゴルの環境事情寸描—ウランバートル市を中心に—」『経営論集』(亜細亜大学) Vol. 47, No. 2.
14. 大江宏・関上哲 (2013.3) 「モンゴル調査日誌」『アジア諸国に見る循環型社会』亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ No. 83.
15. Energy Resources 社のホームページ、
<http://www.energyresources.mn/>
16. ER 社の説明資料: *Energy Resources LLC*, 2012.
17. The Oyu Tolgoi Project (2012), *Building A Bright Future For Mongolia*.
18. Oyu Tolgoi (OT) Project, Technical Report, June 2010.
http://www.ivanhoemines.com/i/pdf/IDP10_June062010.PDF
19. OT LLC / Reports (HP), <http://www.ot.mn/en/en/reports>
20. *OT investment agreement*,
<http://open-government.mn/download/OyuTolgoiInvestmentagreement.pdf>
21. The future of copper and gold in Asia
http://www.ivanhoe-mines.com/i/pdf/IDP_Presentation.pdf
22. *Oyu Tolgoi Socio Economic Impact Assessment*, 2009
http://www.ot.mn/sites/default/files/reports/Oyu_Tolgoi_Socio_Economic_Impact_Assessment_2009_ENG.pdf

アジア研究所紀要 投稿要領

1. 投稿内容

アジアに関する研究論文とする。

2. 投稿資格

本学の専任、名誉教授、客員・嘱託研究員および編集委員会が認めた者。

3. 執筆要領

- 1 論文は日本語の場合、400字詰め原稿用紙40～60枚（注：文献リストを含む）相当とし、英文の場合はダブル・スペース（25行）20枚相当とする。日本語論文には英文タイトルを付する。
- 2 書評論文、研究ノート、研究動向も適宜採用する。これらの原稿は400字詰め原稿用紙15枚前後とする。英文の場合はダブル・スペース（25行）5枚相当とする。
- 3 原稿は横書き、縦書きのいずれでも可とし、コピーを含め2部提出する。ワープロ印刷の場合は、フロッピーも提出する。

4. 原稿審査

レフリー制度を適用する。

5. 編集委員会の設置

アジア研究所内に『アジア研究所紀要』刊行のため編集委員会を設置する。

- 1 委員会の委員長は、アジア研究所所長とし、委員は委員長の指名する同研究所運営委員会委員をもって構成する。

2 業務は本誌の編集方針決定、レフリーの選任、原稿の採否とする。

6. 著作権

1 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

2 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文を電子化しそれを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

以 上

この投稿要領は、平成16年4月28日から施行する。

『アジア研究所紀要』投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 本紀要への投稿者は、亜細亜大学専任教員またはアジア研究所嘱託研究員であること。
- (2) 共著論文を投稿する場合には、前項に定める者が第一著者であること。

2. 紀要論文の掲載要件

- (1) 本紀要に掲載する論文は、アジアに関する研究論文であること。
- (2) 投稿論文に対して匿名審査員による審査を行い、掲載の可否を決定する。

3. 原稿の形式

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 原稿はワープロまたはパソコン入力したものを電子ファイルで1部提出する。

(論文は、400字詰原稿用紙40～60枚相当とし、英文はダブルスペースで25行20枚相当とします。書評、研究ノート、研究動向は、400字詰原稿用紙で15枚相当とし、英文の場合は、ダブル・スペースで25行5枚相当とします。)

- (3) 第1節の前に必ず1ページ程度の「はしがき」を付け、各章の問題意識、目的、主な論点などを述べる。「おわりに」や「結び」は設けなくてよい。
- (4) 各章の構成は原則として節、項までとし、それ以下の見出しは付けない。

はしがき

第1節

1.

1)

①

参考文献

- (5) 参考文献は注に含めず独立させ、各章末に載せる。
- (6) 注は、脚注とする。
- (7) 文献表記は、以下のように統一する。

木村福成 (2000), 『国際経済学入門』日本評論社。

馬田啓一 (2005), 「重層的通商政策の意義と問題点」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略－WTO と FTA への対応』文真堂。

浦田秀次郎 (2009), 「APEC 20年の課題と日本の役割」『国際問題』No. 585, 日本国際問題研究所。

Gray, L (1999), *False Dawn: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London. [石塚雅彦訳, (1999) 『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。]

Ando, M. and Kimura, F. (2005), “The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia,” in T. Ito and A.K. Rose, eds., *International Trade in East Asia*, Chicago: The University of Chicago Press.

- (8) 引用または参照した文献を注に表す場合は、以下のとおりとする。

浦田 (2009) 2 ページ

Ando and Kimura (2005) pp. 177-178

- (9) 図表には番号を付し図表の上に見出しを付ける。

第1図 各地域の貿易依存度の推移

第1表 世界の実質 GDP 成長率の推移

- (10) 図表の下の(資料)と(出所)の表記を区別する。前者は図表を自ら作成し、後者は他の文献の図表を引用した場合とする。

(資料) 世界銀行「WDI」から作成。

(出所) 「通商白書2011」 p.182.

- (11) 西暦を原則とする。ただし、必要に応じ、元号を括弧付きで記してもよい。

2011年(平成23年)

- (12) 略語を用いる場合には、最初に正式名を付記する。

世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)

- (13) 文体は「である」調、表現など「読みやすい」ものにする。

- (14) 執筆者名をタイトル右下に付す。

- (15) 英文タイトルを付ける。

執筆者名の英文表記は「Taro ASIA」とし、タイトルの右下に付す。

- (16) 要旨(300字程度)を別ファイルにて提出する。

- (17) 校正は2校までとする。

4. 著作権

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

- (2) 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

5. 別刷り

採用された原稿には、別刷り50部を無料で進呈する。

6. その他

その他の場合は、必要に応じてアジア研究所紀要編集委員会が指示する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

アジア研究所 彙報

平成24年度 2012年度 活動報告

公開講座について

○第32回公開講座

1. テーマ：『アジア：政治の季節—どう政治は変わるか—』
2. 期日：平成24年6月2日～6月30日 毎週土曜日 午後2時～3時45分
3. 場所：亜細亜大学 2号館 200教室
4. 講師及びテーマ：
 - 第1週 野副伸一（亜細亜大学アジア研究所教授）
「ダブル選挙で過熱する韓国—揺れる大韓民国体制—」
 - 第2週 永網憲悟（亜細亜大学国際関係学部学部長）
「プーチン大統領の再登場—ロシアの政治変動とアジア志向論—」
 - 第3週 滝井光夫（桜美林大学名誉教授）
「米大統領選挙の行方とアジア」
 - 第4週 阿部純一（財団法人霞山会理事・研究主幹）
「習近平政権の課題」
 - 第5週 鈴置高史（日本経済新聞社編集委員）
「米中新冷戦下と朝鮮半島—韓国は海洋勢力側に留まるか—」

セミナー「アジア・ウォッチャー」について

講師及びテーマは次のとおりである。

○5月12日（土）

石川幸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

「TPP 参加問題を考える」

○12月8日（土）

遊川和郎（亜細亜大学アジア研究所教授）

「党大会を終えた中国と日中関係の今後」

平成24年度研究プロジェクトの編成

常任研究員（プロジェクト代表者）、兼担研究員の委嘱任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。嘱託研究員の委嘱任期は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

（平成24年度発足）

1. 新段階を迎えた東アジアⅢ

代表者 石川幸一 アジア研究所教授

野副伸一 アジア研究所教授 小林熙直 アジア研究所教授

木村哲三郎 嘱託研究員 友田 錫 嘱託研究員

野澤勝美 嘱託研究員 花房征夫 嘱託研究員

鈴置高史 嘱託研究員 上澤宏之 嘱託研究員

追加 遊川和郎 アジア研究所教授（H24. 6. 14）

奥田 聡 アジア研究所教授（H24. 9. 1）

阿部純一 嘱託研究員（H24. 10. 4）

2. 北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅱ

代表者 西澤正樹 アジア研究所教授

遊川和郎 アジア研究所教授 三橋秀彦 国際関係学部准教授
真田幸光 嘱託研究員 岡田基幸 嘱託研究員
須賀 努 嘱託研究員 ネメフジャルガル 嘱託研究員
宋 成華 嘱託研究員

3. 2020年機構変動対応時期国際協調枠組み再構築に向けたアジア地域環境
ビジネス連携の可能性に関する研究

代表者 范 云涛 アジア・国際経営戦略研究科教授
大島正克 経営学部教授 本郷 尚 嘱託研究員
青山 周 嘱託研究員

(平成23年度発足)

4. 東アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅲ

代表者 石川幸一 アジア研究所教授
水野明日香 経済学部講師 木原浩之 法学部准教授
野澤勝美 嘱託研究員 小黒啓一 嘱託研究員
助川成也 嘱託研究員 南原 真 嘱託研究員
藤村 学 嘱託研究員 春日尚雄 嘱託研究員
藤森浩樹 嘱託研究員 玉村千治 嘱託研究員
追加 赤羽 裕 嘱託研究員 (H24. 10. 4)

5. アジア諸国にみる環境型社会

代表者 小林熙直 アジア研究所教授
大江 宏 経営学部教授 大和谷久次 嘱託研究員
関上 哲 嘱託研究員 鈴木亨尚 嘱託研究員
ジャムスランジャワ・バーサンフー 嘱託研究員

平成24年度実地調査

<海外>

「中国の気候変動対策の国内インフラ整備に関する調査研究」

調査者 范 云涛

調査国 中国

期 間 平成24年 8 月 9 日～ 8 月19日

「モンゴル国内の鉱床並びに文化財修復現場視察調査」

調査者 大江 宏、関上 哲、ジャムサランジャワ・バーサンフー

調査国 モンゴル

期 間 平成24年 8 月19日～ 8 月29日

「モンゴル国ウランバートル地域の経済・社会発展の可能性と課題」

調査者 西澤正樹、ウルジーニャム

調査国 モンゴル

期 間 平成25年 2 月18日～ 2 月25日

「韓国の政治・経済・対北朝鮮関係の現状」

調査者 野副伸一、奥田 聡、花房征夫

調査国 韓国

期 間 平成25年 3 月10日～ 3 月17日

研究会

1. 「新段階を迎えた東アジアⅢ」研究プロジェクト

4 月 4 日：「中国エネルギー自給状況と海外資源投資」

発表者：小林熙直（亜細亜大学アジア研究所教授）

5 月16日：「フィリピンのバナナ生産と協同組合」

発表者：野澤勝美（嘱託研究員）

6月20日：「創設45周年を迎えた ASEAN の現状と課題」

発表者：石川幸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

7月18日：「南北朝鮮経済交流の現状・課題・展望

－韓国の対北朝鮮政策と開城工業団地の動向を中心に－」

発表者：上澤裕之（嘱託研究員）

9月19日：「韓国大統領選挙の行方」

発表者：野副伸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

12月18日：「中国の領有権紛争」

発表者：日暮高則（アジア問題ジャーナリスト）

2. 「東南アジアのグローバル化とリージョナル化 Ⅲ」研究プロジェクト

7月14日：「新たな事業先としてCLM」

発表者：牛山隆一（日本経済研究センター主任研究員）

9月29日：「メコンビジネスニーズ調査について」

発表者：小野澤麻衣

（日本貿易振興機構海外調査部アジア大洋州課課長代理）

12月22日：「発展論からみたベトナム経済の現段階」

発表者：トラン・ヴァン・トゥ（早稲田大学教授）

2月12日：「2013年インドネシアの政治経済展望」

発表者：松井和久（前インドネシア商工会議所アドバイザー）

3. 「アジア諸国にみる環境型社会」研究プロジェクト

5月24日：「アジア型環境教育－ESDへの模索」

発表者：朝岡幸彦（東京農工大学大学院農学研究院教授）

6月29日：「タイの洪水問題」

発表者：春山成子（三重大学生物資源学研究所教授）

7月26日：「モンゴルにおける政治・経済・社会状況の最新動向」

発表者：ジャムスランジャワ・バーサンフー（嘱託研究員）

11月29日：「モンゴルの環境事情について」

発表者：大江 宏（亜細亜大学経営学部教授）

関上 哲（嘱託研究員）

1月24日：「習近平政権下の環境政策」

発表者：小林熙直（亜細亜大学アジア研究所教授）

研究プロジェクト 成果報告書

○アジア研究シリーズ No. 80

・研究プロジェクト：新段階を迎えた東アジアⅡ

・表題：『新段階を迎えた東アジアⅡ』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 野副伸一
続金融危機と国際政治の構造変化

米中関係の新展開—対立の構図鮮明に・・・・・・・・友田 錫

内蒙古自治区の「辺境」二連浩特市の産業開発・・・・・・・・西澤正樹

ダブル選挙に見る韓国の政治・・・・・・・・野副伸一

ついに始まった韓国の「離米徒中」・・・・・・・・鈴置高史

北朝鮮「2009. 11. 30デノミネーション据置」の強行と失敗

—生き残った市場経済—・・・・・・・・花房征夫

分断と統一の政治経済学

—韓国の統一政策と南北経済依存比較—・・・・・・・・上澤宏之

第2のドイモイ・・・・・・・・木村哲三郎

Oil Palm Production and Farmers' Organizations in the Philippines:

Formation of the Cooperatives by the Agrarian Reform Beneficiaries

・・・・・・・・野沢勝美

ASEAN 経済共同体の現状と課題・・・・・・・・石川幸一

○アジア研究シリーズ No. 81

・研究プロジェクト：北東アジアの経済・社会の変容と日本

・表題：『北東アジアの経済・社会の変容と日本』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 西澤正樹
中国の地方都市からみたグローバリゼーションと社会の変容

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東 善明

大慶市の持続的発展のための人材戦略・・・・・・・・・・・・・・・・尾坪玉淑

北東アジアの「辺境」地域産業と企業・・・・・・・・・・・・・・・・西澤正樹

内モンゴルの企業経営

－「内モンゴル牛乳業集団株式会社」の事例を中心に－

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・呉 淑儀サリー

北東アジアの投資環境と日本・・・・・・・・・・・・・・・・藤原 弘

北東アジアの国際政治情勢と日本

－現行の国際金融情勢を踏まえて－・・・・・・・・・・・・・・・・真田幸光

アジアを見る目－アジアの過去と現在と未来－・・・・・・・・野副伸一

○アジア研究シリーズ No. 82

・研究プロジェクト：東南アジア諸国における持続的成長のための諸条件

・表題：『東南アジア諸国における持続的成長のための諸条件』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 古井 仁
タイ自動車産業における人材育成T A H R D Pの役割と影響について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・古井 仁

観光資源の多様化－中国の撫順監獄と青島監獄の事例から－

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高山陽子

フィリピンにおける災害と地域防災管理の取り組みと課題

－ケソン州ジェネラル・ナカル町の事例－・・・・・・・・原島 博

○アジア研究シリーズ No. 83

・研究プロジェクト：アジア諸国にみる環境型社会

・表題：『アジア諸国にみる環境型社会』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 小林熙直

中国のレアアース産業政策と環境問題・・・・・・・・小林熙直

東南アジアの水問題とアジア太平洋水サミット・・・・・・・・大和谷久次

国連持続可能な開発会議（R10+20）とその課題

－「持続可能な発展」を中心として－・・・・・・・・鈴木亨尚

モンゴルの鉱業法について－法律問題を中心にして－・・・・・・・・関上 哲

モンゴルの政治状況と環境・開発問題

・・・・・・・・・・・・・・・・ジャムスランジャワ・バーサンフー

モンゴル調査日誌・・・・・・・・大江 宏・関上 哲、南波正仁（写真協力）

『アジア研究所 所報』発行（第146号～149号）

第146号（平成24年4月15日）

新疆ウイグル自治区における所得格差・・・・・・・・居来提・色依提

新疆における漢語教育の現在・・・・・・・・三橋秀彦

「ウルムチの潜在力」・・・・・・・・真田幸光

新疆ウイグル 天山北路を行く（下）

～新疆食事情～・・・・・・・・須賀 努

タイ洪水が投げかけた海外進出の課題・・・・・・・・三木敏夫

『アジアの窓』韓国ソフトパワーの源泉を探る・・・・・・・・池島政広

第147号（平成24年7月15日）

ダブル選挙で揺れ動く韓国

－2012年3月の現地調査報告－・・・・・・・・野副伸一

フィリピンのバナナ生産と協同組合・・・・・・・・野沢勝美

随想 シアヌーク殿下の思い出

- 人間味あふれるインドシナの風雲児 — 友田 錫
「国際中堅企業」の登場 (31)
モンゴルの「逆優位」の活用 ～賛光精機～ 西澤正樹
ネパールにおける民法典草案の起草支援 木原浩之
『アジアの窓』中国農村の遠距離通学 小林熙直

第148号 (平成24年10月25日)

- ASEAN 経済共同体創設は進んでいるのか 石川幸一
新たな発展モデル? :カンボジアの縫製産業 明日山陽子
台湾の小学校 — 入学前後からの一年 — 岡崎幸司
「国際中堅企業」の登場 (32)
地場産地企業の発展の道筋～松井ニット技研～ 西澤正樹
返還十五年を迎えた香港 日暮高則
『アジアの窓』中国で進む大学離れ 遊川和郎

第149号 (平成24年12月20日)

- 中国の領土・領海をめぐる紛争と新覇権主義への道 日暮高則
ミンダナオ山村住民の足スカイラブ 野沢勝美
グローバル人材に必要なマインド
～アジア発リーダーの育成を～ 九門 崇
中朝経済協力の深化と南北関係 上澤宏之
ゴールデン・トライアングル訪問記 藤村 学
『アジアの窓』韓国の技術ギャップと「見える化」 奥田 聡

アジア研究所 叢書 27 (平成25年 3月15日)

叢書『アジア：政治の季節—どう政治は変わるか—』

ダブル選挙で過熱する韓国—揺れる大韓民国体制— 野副伸一
プーチン大統領の再登場—ロシアの政治変動とアジア志向論—
. 永綱憲悟
2012年米国大統領選挙と東アジア 滝井光夫
権力構造から見る習近平の中国 阿部純一
米中新冷戦下の朝鮮半島—韓国は海洋勢力側に留まるか— . 鈴置高史

アジア研究所紀要 第39号 『小林熙直教授、野副伸一教授 退官記念号』
(2012年) (平成24年2月25日)

ポスト・スハルト期のインドネシアにおける国防政策

—国防白書の分析を通じて— 増原綾子
メコン地域開発と GMS プログラム 春日尚雄
フィリピンのバナナ生産と共同組合
—農地改革による生産農家自立の構造— 野沢勝美
グローバル・サウスを対象とする民主主義理論の再検討 . . . 鈴木亨尚
中国農村の義務教育制度に関する一考察 小林熙直

紀要第40号（2013年度）

執筆者紹介（掲載順）

鈴木 亨尚（アジア研究所嘱託研究員）

呉淑儀サリー（経営学部准教授）

木村哲三郎（アジア研究所嘱託研究員）

ジェラティ・セイティ（居来提・色依提）（新疆财经大学副教授）

小林 熙直（アジア研究所嘱託研究員）

大江 宏（経営学部教授）

紀要編集委員（順不同）

石川 幸一（アジア研究所所長）

西澤 正樹（アジア研究所教授）

遊川 和郎（アジア研究所教授）

アジア研究所紀要（第39号）

目 次

ポスト・スハルト期のインドネシアにおける国防政策	
——国防白書の分析を通じて——	増原綾子
メコン地域開発とGMSプログラム	春日尚雄
フィリピンのバナナ生産と協同組合	
——農地改革による生産農家自立の構造——	野沢勝美
グローバル・サウスを対象とする民主主義理論の再検討	鈴木亨尚
中国農村の義務教育制度に関する一考察	小林熙直

アジア研究所紀要 第40号

2014年 3月25日 発行

編集兼
発行者

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境 5丁目24番10号

電話 0422 (54) 3111

e-mail : ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所

(株)松井ピ・テ・オ・印刷

栃木県宇都宮市陽東五丁目 9番21号

電話 028 (662) 2511

Journal
of
The Institute for Asian Studies

No. 40

2013

CONTENTS

Democracy and Elections in Zambia:

Focusing on Present President Michael Sata Yukihiisa SUZUKI

The Benefits of Public Listing in Hong Kong for
the Purpose of Business Expansion in China:

Utilization of Offshore Corporations in Hong Kong ... Shuk Yee Sally, NG

On the “great spring offensive” of the North Vietnam in 1975

..... Tetsusaburo KIMURA

Employment Support Policy for Ethnic Minority University

Graduates in the Xinjiang Uygur Autonomous Region Seyit JURET

Some Issues on China’s Foreign Direct Investment

..... Hironao KOBAYASHI

The Mineral Resources Development and Business Environmental Policies
in Mongolia: Centering on the Field Survey of ‘Strategic Deposits’

..... Hiroshi OHE

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN